# 第二次北九州市
# 高齢者支援計画

（介護保険事業計画及び老人福祉計画）

（平成 21 年度～平成 23 年度）

北九州市

# 目　次

## 総　論


**Ⅰ　計画の策定にあたって**

１．計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・１
２．計画の位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・２
３．計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・４

**Ⅱ　計画を取り巻く状況と課題**

１．高齢化の進展　・・・・・・・・・・・・・・５
２．高齢者の生活状況　・・・・・・・・・・・・・・７
３．高齢者の生きがいと社会参加　・・・・・・・・・・・・・・８
４．介護予防事業（特定高齢者）の状況　・・・・・・・・・・・・１１
５．要介護認定者の現状　・・・・・・・・・・・・１２
６．介護保険サービスの利用状況　・・・・・・・・・・・・１４
７．認知症高齢者の増加と虐待に至る要因として考えられること　・・１６
８．高齢者及び介護者の意識・実態　・・・・・・・・・・・・１７
９．第一次支援計画の主な成果と今後の課題　・・・・・・・・・・・・２３

**Ⅲ　計画の基本的な考え方**

１．計画の基本理念　・・・・・・・・・・・・２７
２．計画の基本目標・施策の方向性　・・・・・・・・・・・・２７
３．計画の体系図　・・・・・・・・・・・・３１


## 各　論


**Ⅰ　高齢者が生涯現役で活躍できるまち**

基本目標１　・・・・・・・・・・・・３３
【施策の方向性１】健康づくり・介護予防の総合的な推進　・・・・３４
【施策の方向性２】活動的で充実した生活の支援　・・・・・・・・・４３

**Ⅱ　高齢者の尊厳を共に大切にするまち**

基本目標２　・・・・・・・・・・・５１
【施策の方向性１】認知症対策の充実・強化　・・・・・・・・・・・５２
【施策の方向性２】虐待防止・権利擁護の推進　・・・・・・・・・・５６

**Ⅲ　高齢者を地域で支えるまち**
基本目標３　・・・・・・・・・・・・６３
【施策の方向性１】高齢者の地域社会への参加支援　・・・・・・・・６４
【施策の方向性２】地域における安全・安心の確保　・・・・・・・・６９

**Ⅳ　高齢者が質の高いサービスを利用できるまち**
基本目標４　・・・・・７５
【施策の方向性１】高齢者にわかりやすい仕組みづくり　・・・・・７６
【施策の方向性２】介護保険制度の円滑な実施　・・・・・・・・・・８２
【施策の方向性３】高齢者を支えるサービスの充実　・・・・・・・・８７

第４期介護保険事業計画の利用見込み等について
サービス利用見込み等　・・・・・・・・・・９７
介護保険の費用と保険料　・・・・・・・・・１０９

## 資　料

**Ⅰ　「第二次高齢者支援計画」策定の経緯**
１．第二次北九州市高齢者支援計画策定委員会委員名簿　・・・・・１１３
２．第二次北九州市高齢者支援計画策定委員会での検討状況　・・・１１４
３．計画策定のための各種調査の実施　・・・・・・・・・・１１５
４．計画策定に向けた「意見を聴く会」の実施　・・・・・・・・・・１１６
５．計画素案に対する市民意見の募集　・・・・・・・・・・１１７

**Ⅱ　介護保険制度について**
１．介護保険制度の概要　・・・・・・・・・・１１９
２．サービス利用までの流れ　・・・・・・・・・・１２０
３．地域包括支援センター一覧表　・・・・・・・・・・１２１

**Ⅲ　日常生活圏域ごとの必要利用定員等**
１．地域密着型サービス（施設・居住系）の必要利用定員　・・・・１２３
２．地域密着型サービス利用量の見込み　・・・・・・・・・・１２４

**Ⅳ　用語解説**　・・・・・・・・・・１２５

# 総論

## Ⅰ　計画の策定にあたって

## １．計画策定の趣旨

### （１）急速に進む高齢化

本市では、昭和 60 年の国勢調査を境に、全国平均を上回る速さで高齢化が進んでいます。高齢化の進展は今後も急速に進み、戦後のベビーブーム世代、いわゆる「団塊世代」が高齢期に到達する平成 27 年には、約 3.4 人に１人が高齢者になると予測されます。

### （２）これまでの取組み

このような状況に対応するため、本市では、平成 5 年４月に「北九州市高齢化社会対策総合計画」を策定しました。この計画を具体化するために、平成 6 年３月に「第一次実施計画」、平成 12 年３月に「第二次実施計画」、平成 15 年 3 月に「第三次実施計画」を順次策定し、総合的な高齢社会対策を進めてきました。

平成 18 年には、高齢者、障害者、子育てなど保健福祉の各分野に共通する理念や目標などを示した「健康福祉北九州総合計画（計画期間：平成 18 年度～平成 22 年度、以下「総合計画」という）」の策定にあわせ、高齢者のための分野別計画として「北九州市高齢者支援計画（計画期間：平成 18 年度～平成 20 年度、以下「第一次支援計画」という）」を策定し、“ 北九州市らしい高齢社会対策 ” を進めてきました。

### （３）高齢者を取り巻く課題

高齢化の更なる進展に伴い、介護が必要な高齢者や認知症高齢者の増加、それに伴う介護者の負担の増加や介護者の精神的・身体的ストレスによる高齢者虐待への対応が課題となっています。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加に加え、価値観の多様化やオートロック式集合住宅の普及などに伴い、高齢者の “ 家族や地域からの孤立 ” といった問題も顕在化しています。

さらに、平成 18 年４月の介護保険制度改正では、高齢者の “ 自立支援 ” と “ 尊厳の保持 ” を基本としつつ、制度の「持続可能性」を高める観点から “ 予防重視型システム ” へと転換が図られました。“ 介護予防 ” の取組みについては、単に介護が必要な状態にならないという観点からだけではなく、高齢者が自分の望むライフスタイルを継続するうえでも引き続き推進することが重要となります。

### （４）北九州市らしい高齢社会対策の更なる推進

こうしたことを背景に、「第一次支援計画」の成果や課題を踏まえ、本市がこれまで取り組んできた高齢社会対策の更なる推進を図るため、「第二次北九州市高齢者支援計画（以下「第二次支援計画」という）を策定するものです。

## ２．計画の位置づけ

### （１）第一次支援計画の成果や課題などを踏まえて策定

この第二次支援計画は、“ 地域包括支援センターを中心とした地域ケアの推進 ” や “ 総合的な認知症対策 ” など、第一次支援計画の成果や課題などを踏まえ、北九州市らしい取組みを推進するための計画として策定しました。

### （２）「第二次北九州市高齢者支援計画策定委員会」での意見などを踏まえて策定

この第二次支援計画は、保健・医療・福祉の関係者や学識経験者、「北九州市高齢者介護の質の向上委員会」の代表者、市民代表など 14 名を委員とする「第二次北九州市高齢者支援計画策定委員会」で出された意見や、「介護保険の実態調査」を含めて実施された「北九州市高齢者等実態調査」、「北九州市介護予防に関する実態調査」といった各種調査、及び第二次支援計画素案作成前に開催した「市民・関係団体の意見を聴く会」や同素案に対する「市民意見」などを踏まえて策定しました。

### （３）法定計画として策定

この第二次支援計画は、介護保険法（第 117 条）に規定された、介護保険の各サービスの見込量やその確保のための方策などを定めた「介護保険事業計画（第 4 期）」及び老人福祉法（第 20 条の 8）に規定された老人福祉事業全般に関する計画である「老人福祉計画」を包含した計画であり、計画の策定にあたっては、「団塊世代」が高齢期に達する平成 27 年の高齢者の姿を念頭に置いて、検討を行いました。

### （４）総合計画の分野別計画として策定

この第二次支援計画は、すべての市民が健やかに安心して暮らすことができる「健康福祉のまちづくり」を進める保健福祉分野のマスタープランである総合計画の高齢者分野の計画として位置づけられるものです。

したがって、総合計画の各分野別計画である「北九州市障害者支援計画」や「新新子どもプラン（北九州市次世代育成行動計画）」などの計画と相互に連携を図るとともに、住宅・雇用・教育・防災などの関連施策を盛りこんだ “ 本市における高齢社会対策の基本計画 ” です。

【　図 1-1　第二次北九州市高齢者支援計画の位置づけ①　】

【　図 1-2　第二次北九州市高齢者支援計画の位置づけ②　】

**≪参考≫　主な関係計画及び計画期間**

■健康福祉北九州総合計画（平成 18～22 年度）

■　　同　　改訂版（平成 21～22 年度）

■北九州市障害者支援計画（平成 18～22 年度）

□北九州市障害者支援計画実施計画（平成 19～22 年度）

■北九州市次世代育成行動計画＜新新子どもプラン＞（平成 17～21 年度）

□ハートフル子どもプラン＜新新子どもプラン拡充版＞（平成 19～21 年度）

## ３．計画の期間

この第二次支援計画の期間は、平成 21 年度から平成 23 年度までの３年間とします。

【　図 1-3　第二次北九州市高齢者支援計画の期間　】

**≪参考≫　計画期間の根拠について**

「介護保険事業計画」は３年を１期として作成することが介護保険法第 117 条第 1 項に規定されています。また、「介護保険事業計画」と「老人福祉計画」は、一体のものとして作成することが介護保険法第 117 条第 4 項及び老人福祉法第 20 条の８第 6 項に規定されています。

以上を踏まえ、第二次支援計画の期間は３年としています。

# 総論

## Ⅱ　計画を取り巻く状況と課題

## １．高齢化の進展

### （１） 高齢化率の推移及び推計

本市の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口の割合）は、現在約 4.2 人に１人が 65 歳以上という状況で、政令指定都市の中で最も高い状況が続いています。

平成 27 年には約 3.4 人に１人が高齢者になると予測され、その後も高齢化は更に進み続けると見られています。

【 図 2-1 本市と全国の高齢化率の推移及び推計 】

【出所】全国は平成 17 年までは総務省「国勢調査」、平成 22、27 年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月）」の中位推計、北九州市は平成 17 年までは「国勢調査」、平成 22、27 年は、北九州市保健福祉局による独自推計

### （２）75 歳以上の高齢者（後期高齢者）の増加

65 歳以上の高齢者に占める 75 歳以上の高齢者の割合は、平成 22 年には半数近くに達すると予測され、いずれは 75 歳以上の高齢者の割合の方が高くなると見られています。75 歳以上の高齢者の増加により、認知症や寝たきりなどの要支援・要介護高齢者が増加するとともに、介護する家族などの負担も増加することが考えられます。

【 図 2-2 前期高齢者及び後期高齢者の推移及び推計 】

【出所】平成 17 年までは総務省「国勢調査」、平成 22、27 年は、北九州市保健福祉局による独自推計

【　表 2-1　高齢者数及び高齢化率の政令指定都市比較　】

| 政令都市名 | 総人口 | 65 歳以上人口 | 高齢化率 | 後期高齢者（75 歳以上）人口 | 後期高齢者の割合 |
|---|---|---|---|---|---|
| **北九州市** | **981,539** | **233,314** | **23.8%** | **109,496** | **11.2%** |
| 札幌市 | 1,880,138 | 352,986 | 18.8% | 158,982 | 8.5% |
| 仙台市 | 1,003,733 | 175,819 | 17.5% | 79,938 | 8.0% |
| さいたま市 | 1,188,340 | 208,964 | 17.6% | 83,489 | 7.0% |
| 千葉市 | 917,854 | 170,943 | 18.6% | 63,231 | 6.9% |
| 横浜市 | 3,585,785 | 667,016 | 18.6% | 278,343 | 7.8% |
| 川崎市 | 1,340,801 | 214,149 | 16.0% | 89,601 | 6.7% |
| 新潟市 | 803,470 | 176,858 | 22.0% | 86,313 | 10.7% |
| 静岡市 | 710,854 | 162,666 | 22.9% | 74,314 | 10.5% |
| 浜松市 | 790,302 | 170,191 | 21.5% | 80,937 | 10.2% |
| 名古屋市 | 2,164,640 | 437,262 | 20.2% | 190,273 | 8.8% |
| 京都市 | 1,387,935 | 307,863 | 22.2% | 141,653 | 10.2% |
| 大阪市 | 2,516,543 | 547,328 | 21.7% | 236,851 | 9.4% |
| 堺市 | 833,694 | 170,890 | 20.5% | 67,229 | 8.1% |
| 神戸市 | 1,505,111 | 323,963 | 21.5% | 146,537 | 9.7% |
| 広島市 | 1,149,478 | 211,082 | 18.4% | 93,688 | 8.2% |
| 福岡市 | 1,375,292 | 228,686 | 16.6% | 103,373 | 7.5% |
| 全　国 | 127,066,178 | 27,411,466 | 21.6% | 12,760,309 | 10.0% |

【出所】北九州市は「住民基本台帳」（平成 20 年 3 月 31 日現在）
その他の政令指定都市及び全国は「住民基本台帳　人口要覧」（平成 20 年 3 月 31 日現在）

### （3）高齢者だけの世帯の増加

平成 12 年以降、65 歳以上の高齢者のいる世帯では、5 割以上の世帯が高齢者だけで生活しており、高齢者の単身世帯も増加しています。

こうした傾向は、家庭における支え合い機能の低下はもとより、地域における孤立にも結びついていると考えられます。そのため、介護サービスなどの社会的支援とともに、地域における見守り・支え合いの重要性が増しています。

【　図 2-3　高齢者のいる世帯の家族類型別世帯の割合の推移　】

【出所】総務省「国勢調査」

## ２．高齢者の生活状況

### （１）高齢者の暮らし向き

「平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査」によると、現在の暮らし向きについては、「家計にあまりゆとりはないが、それほど心配せずに暮らしている」が『在宅高齢者』で 51.1%、『一般高齢者』で 56.5%、『施設入所者』で 34.2%とそれぞれ最も多くなっています。

【　図 2-4　高齢者の暮らし向き　】

【出所】平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

### （２）現在の住居形態

現在居住している住居形態の割合は、『在宅高齢者』と『一般高齢者』で大きな差はなく、「一戸建て（持ち家）」が『在宅高齢者』で 61.0%、『一般高齢者』で 66.9%と最も大きくなっています。『若年者』も「一戸建て（持ち家）」が最も大きくなっていますが、『在宅高齢者』や『一般高齢者』と比べると割合は若干小さくなっています。

【　図 2-5　現在の住居形態　】

【出所】平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

※「在宅高齢者」･･･介護保険の要支援または要介護の認定を受けている在宅高齢者（65 歳以上）
※「一般高齢者」･･･介護保険の要支援または要介護の認定を受けていない高齢者（65 歳以上）
※「施設入所者」･･･市内の介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設に入所する高齢者（65 歳以上）
※「若年者」･･･40～64 歳の市民

## ３．高齢者の生きがいと社会参加

### （１）高齢者の望ましい社会参加活動

高齢者の社会参加として望ましいと考える活動については、「趣味・スポーツを楽しむこと」、「元気な限り働くこと」と考える人が多くなっています。

【　図 2-6　高齢者の望ましい社会参加活動　】

【出所】平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

### （２）高齢者の就労意欲

高齢期における就労意欲については、「働きたい」が『在宅高齢者』で 15.6%、『一般高齢者』で 33.4%、『若年者』で 51.2%となっています。

【　図 2-7　高齢者の就労意欲　】

【出所】平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

### （3）ボランティア活動への参加状況

「平成 19 年度北九州市介護予防に関する実態調査」によると、過去一年間に何らかのボランティア活動に「参加したことがない」高齢者の割合（88.1%）は、「参加したことがある」高齢者の割合（11.9%）を大きく上回っています。

【 図 2-8 過去一年間のボランティア活動への参加状況 】

【出所】平成 19 年度北九州市介護予防に関する実態調査

### （4）興味・関心のあること

興味・関心のあることについては、『一般高齢者』・『若年者』とも「旅行などのレジャーを楽しむこと」が最も多くなっています。

また、『若年者』は『一般高齢者』と比べると興味・関心の幅が全体的に広いことがわかります。

【 図 2-9 興味・関心のあること 】

【出所】平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

## （5）情報の入手先

高齢者が知りたい情報の入手先についてみると、『在宅高齢者』はケアマネジャーなどの「介護関係者」（68.4%）が最も多いことに対し、『一般高齢者』では「市政だより」（43.6%）が最も多くなっています。

【　図 2-10　情報の入手先　】

【出所】平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

## （6）近所付き合いの程度

高齢者の近所付き合いの程度についてみると、「何か困ったときにも助け合える親しい人がいる」が『一般高齢者』は 28.0%、『在宅高齢者』は 24.6%で最も多くなっています。

【　図 2-11　近所付き合いの程度　】

【出所】平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

## ４．介護予防事業（特定高齢者）の状況

### （１）特定高齢者決定数とケアプラン作成数

特定高齢者（要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者）の決定状況と特定高齢者に対するケアプランの作成状況について、平成 18 年度から平成 19 年度にかけて、いずれも大幅に増加しています。

【　表 2-2　特定高齢者決定者数とケアプラン作成数　】

| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---|---|---|
| 決定者数 | 567 人 | 2,043 人 |
| ケアプラン作成数 | 104 人 | 650 人 |

【出所】北九州市保健福祉局調べ

### （２）介護予防事業（運動器の機能向上関係）の効果

特定高齢者を対象とした「通所型介護予防事業」及び一般高齢者を対象とした「筋力向上トレーニング啓発事業」への参加者を対象に、事業の初回と最終回で体力評価を実施したところ、いずれも参加者の平均体力年齢が若返っていることがわかりました。

【　図 2-12　介護予防事業の効果　】

【出所】北九州市保健福祉局調べ（平成 18 年度～平成 19 年度）

≪参考≫　体力評価の項目

| | 評価項目 | 体力テスト |
|---|---|---|
| 1 | 上肢筋力 | 握力 |
| 2 | 下肢筋力 | 膝関節伸展筋力 |
| 3 | 柔軟性 | 長座位体前屈 |
| 4 | 静的バランス | 開眼片脚立位 |
| 5 | 動的バランス | ファンクショナルリーチ |
| 6 | 全身協調性 | １０メートル障害物歩行 |
| 7 | 全身持久性① | ６分間歩行 |
| | 全身持久性② | ５メートル最大歩行（①の置換えテスト） |

※ 上記７項目の結果をもとに体力年齢を算出

## ５．要介護認定者の現状

### （１）要介護認定者数と出現率の推移

本市の要介護認定者数（要支援含む）は、平成 12 年 4 月末に約 2 万 4 千人でしたが、平成 20 年 3 月末には約 4 万 7 千人に増加しています。

また、出現率（65 歳以上の被保険者に占める要介護認定者の割合）は、全国平均を上回る状況で推移しています。

【　図 2-13　要介護認定者数と出現率の推移　】

| | 平成12年4月 | 平成13年4月 | 平成14年4月 | 平成15年4月 | 平成16年4月 | 平成17年4月 | 平成18年4月 | 平成19年4月 | 平成20年3月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 要介護認定者数 | 24,038 | 28,361 | 34,161 | 40,369 | 44,863 | 47,160 | 48,498 | 46,472 | 46,936 |
| 出現率 | 12.7% | 14.4% | 16.9% | 19.4% | 21.2% | 21.8% | 21.7% | 20.2% | 20.0% |
| 出現率（全国） | 10.1% | 11.5% | 13.0% | 14.5% | 15.8% | 16.3% | 16.8% | 16.4% | 16.5% |

【出所】北九州市は、「北九州市の介護保険（年報）」
全国は、厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定版）」

### （２）新規申請者数の推移

新規の要介護認定の申請者数（月平均）は、平成 １４年度をピークに徐々に減少していましたが、平成 19 年度はやや増加しています。

【　図 2-14　要介護（要支援）認定の新規申請者数(月平均)の推移　】

【出所】「北九州市の介護保険（年報）」

## （３）要介護度分布の状況

本市の要支援１から要介護２までの比較的軽度の認定者は、全国平均を上回っており、軽度の認定者の割合が高い傾向にあります。

【　表 2-3　要介護度分布の全国との比較　】

| | 北九州市 | | 全国 | |
|---|---|---|---|---|
| | 平成19年9月 | 平成20年3月 | 平成19年9月 | 平成20年3月 |
| 要支援１ | 7,155人 (15.3%) | 6,455人 (13.8%) | 564,893人 (12.6%) | 551,779人 (12.2%) |
| 要支援２ | 6,570人 (14.1%) | 6,551人 (14.0%) | 587,074人 (13.1%) | 626,831人 (13.8%) |
| 要介護１ | 8,777人 (18.8%) | 9,275人 (19.8%) | 817,414人 (18.2%) | 768,366人 (17.0%) |
| 要介護２ | 8,353人 (17.9%) | 8,442人 (18.0%) | 779,444人 (17.4%) | 801,818人 (17.7%) |
| 要介護３ | 6,517人 (13.9%) | 6,696人 (14.3%) | 679,164人 (15.1%) | 705,233人 (15.6%) |
| 要介護４ | 5,186人 (11.1%) | 5,257人 (11.2%) | 562,677人 (12.5%) | 574,517人 (12.7%) |
| 要介護５ | 4,169人 (8.9%) | 4,260人 (9.1%) | 499,544人 (11.1%) | 498,876人 (11.0%) |
| 合　計 | 46,727人 (100.0%) | 46,936人 (100.0%) | 4,490,210人 (100.0%) | 4,527,420人 (100.0%) |
| 第1号被保険者数 | 231,715人 | 234,960人 | 27,112,536人 | 27,511,882人 |
| （伸び） | 1.01 | | 1.01 | |
| 第1号被保険者に占める割合（出現率） | 20.2% | 20.0% | 16.6% | 16.5% |
| （伸び） | 0.99 | | 0.99 | |

【出所】北九州市は、「北九州市の介護保険（年報）」
全国は、厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定版）」

【　図 2-15　要介護度分布の全国との比較（平成 20 年 3 月）　】

【出所】北九州市は、「北九州市の介護保険（年報）」
全国は、厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定版）」

## ６．介護保険サービスの利用状況

### （１）サービス利用者数の推移

介護保険のサービス利用者は、平成 18 年 4 月以降いったん減少しましたが、平成 19 年４月より再び増加しており、平成２０年３月の在宅サービス利用者数は約２８,２００人、施設サービス利用者数は約 7,400 人となっています。

【　表 2-4　サービス利用者数（実人員）の推移　】

| | 平成12年4月 | 平成13年4月 | 平成14年4月 | 平成15年4月 | 平成16年4月 | 平成17年4月 | 平成18年4月 | 平成19年4月 | 平成20年3月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1号被保険者 | 190,002 人 | 196,608 人 | 202,609 人 | 208,206 人 | 211,937 人 | 216,798 人 | 223,313 人 | 229,852 人 | 234,960 人 |
| サービス利用者数 | 16,597 人 (8.7%) | 20,281 人 (10.7%) | 24,188 人 (12.7%) | 28,625 人 (15.1%) | 32,998 人 (17.4%) | 35,614 人 (18.7%) | 36,383 人 (19.1%) | 34,881 人 (18.4%) | 35,553 人 (18.7%) |
| 在宅サービス | 10,165 人 (5.3%) | 13,498 人 (7.1%) | 17,164 人 (9.0%) | 21,420 人 (11.3%) | 25,502 人 (13.4%) | 28,081 人 (14.8%) | 28,949 人 (15.2%) | 27,518 人 (14.5%) | 28,194 人 (14.8%) |
| 施設サービス | 6,432 人 (3.4%) | 6,783 人 (3.6%) | 7,024 人 (3.7%) | 7,205 人 (3.8%) | 7,496 人 (3.9%) | 7,533 人 (4.0%) | 7,434 人 (3.9%) | 7,363 人 (3.9%) | 7,359 人 (3.9%) |

【出所】「北九州市の介護保険（年報）」　※（　）内は、第１号被保険者に対する割合

【　図 2-16　サービス利用者数と受給率※の推移　】

【出所】「北九州市の介護保険（年報）」
※受給率・・・要介護認定者に対するサービス利用者の割合

### （２）在宅サービスの利用率の推移

一人当たりの要介護度別の在宅サービスの利用率（支給限度基準額に占める利用割合）をみると、要支援１・要支援２を除き、上昇傾向にあります。

【　図 2-17　一人当たりの要介護度別サービス利用率（対支給限度額）の推移 】

【出所】「北九州市の介護保険（年報）」

### （3）主な在宅サービスの利用者数の推移

在宅サービスのうち、通所介護（デイサービス）は、介護保険制度がはじまった平成12 年 4 月以来、増加しています。また、福祉用具貸与については、平成 18 年 4 月以降いったん減少しましたが、平成 19 年 4 月以降徐々に増加しています。

【　図 2-18　主な在宅サービス利用者の推移　】

【出所】「北九州市の介護保険（年報）」　※平成 18 年度以降は、予防サービス利用者を含む。

### （4）介護サービス事業者数（指定事業所）の推移

介護サービス事業者数（指定事業所）は、サービス利用者とともに増加していましたが、平成 18 年 4 月以降はやや横ばいで推移しています。

【　図 2-19　介護サービス事業者数（指定事業所）の推移　】

【出所】「北九州市の介護保険（年報）」

### （5）介護サービス事業者の参入意向

今後のサービス基盤の動向を把握するため、介護サービス事業者などに対して「介護保険サービス意向調査」（平成 20 年 7 月実施）を実施した結果、現状維持または参入・拡大の意向が多く、サービスの確保は可能と見込まれます。

## ７．認知症高齢者の増加と虐待に至る要因として考えられること

### （１）認知症高齢者数及び出現率の推移

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者数及び高齢者人口に占める認知症高齢者の割合（出現率）は、ともに増加しています。

【　図 2-20　認知症高齢者数及び出現率の推移　】

【出所】北九州市要介護申請訪問調査・自立度別データ（各年 9 月末現在）

※「認知症高齢者」･･･日常生活自立度Ⅱ以上

≪参考≫　認知症高齢者の日常生活自立度

| | |
|---|---|
| Ⅰ | 何らかの認知症を有するが、日常生活はほぼ自立している。 |
| Ⅱ | 日常生活に支障をきたすような症状・行動などが多少見られるが、誰かが注意していれば自立できる。 |
| Ⅲ | 日常生活に支障をきたすような症状・行動などが見られ、介護を必要とする。 |
| Ⅳ | 日常生活に支障をきたすような症状・行動などが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 |
| M | 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。 |

### （２）虐待に至る要因として考えられること

『在宅高齢者』の介護者が虐待に至る要因として考えられることについては、「介護者の介護疲れや精神的ストレス」が 57.7%と最も多く、次いで「高齢者本人に認知症の周辺症状がある」が 33.3%となっています。

【　図 2-21　虐待に至る要因として考えられること　】

【出所】平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

※「在宅高齢者の介護者」･･･介護保険の要支援または要介護の認定を受けた在宅高齢者（65 歳以上）を在宅で介護している人

※「在宅高齢者」･･･介護保険の要支援または要介護の認定を受けている在宅高齢者（65 歳以上）

※「一般高齢者」･･･介護保険の要支援または要介護の認定を受けていない高齢者（65 歳以上）

※「若年者」･･･40～64 歳の市民

## ８．高齢者及び介護者の意識・実態

### （１）介護保険のサービス利用による生活利便の変化

要介護認定を受けている在宅高齢者に、介護保険のサービス利用による生活のしやすさの変化についてみると、「十分しやすくなった」が 37.2%、「どちらかといえばしやすくなった」が 44.2%と 8 割以上の人は生活しやすくなったと実感しています。

【　図 2-22　介護サービスの利用による生活利便の変化　】

【出所】平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

### （２）介護保険制度の評価

介護保険制度について「よいと思う」、「おおむねよいと思う」と制度を評価している割合は、7 割を超えており、特に在宅高齢者では８割と高くなっています。

【　図 2-23　介護保険制度の評価　】

【出所】平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

### （３）介護保険料の負担に対する考え方

介護保険料負担の考え方については、回答にばらつきがみられます。

【　図 2-24　介護保険料の負担に対する考え方　】

【出所】平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

## （4）主な介護者の年齢・性別

主な介護者の年齢をみると、「45 歳未満」が 4.9%と少なく、「55～64 歳」が 23.1%と最も多くなっているほか、65 歳以上の高齢者も介護者全体の約 4 割を占めていることがわかります。

また、主な介護者の性別は、「女性」が全体の 6 割近くとなっています。

【 図 2-25 主な介護者の年齢 】

【出所】平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

【 図 2-26 主な介護者の性別 】

【出所】平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

## （5）主な介護者との続柄

主に介護している人としては、「子」が 34.0%と最も多く、次いで「妻」（16.6%）、夫（11.7%）、「子の配偶者」（8.0%）となっています。

【 図 2-27 主な介護者との続柄 】

【出所】平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

※「在宅高齢者の介護者」･･･介護保険の要支援または要介護の認定を受けている在宅高齢者（65 歳以上）を在宅で介護している人
※「在宅高齢者」･･･介護保険の要支援または要介護の認定を受けている在宅高齢者（65 歳以上）
※「一般高齢者」･･･介護保険の要支援または要介護の認定を受けていない高齢者（65 歳以上）

### （6）介護が必要になったときに本人が希望する生活場所

介護が必要になったときに本人が希望する生活の場として「ショートステイなどを利用しながら在宅で生活したい」が『在宅高齢者』で 49.3%、『一般高齢者』で 50.3%と最も多くなっています。

【　図 2-28　本人が希望する生活場所　】

【出所】平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

### （7）家族が希望する介護のあり方

現在、在宅で高齢者の介護を行っている家族が今後希望する介護のあり方としては、「自宅で介護したい」が 37.5%と最も多く、次いで「施設に入所させたい」（13.0%）、「有料老人ホームなどの介護つき住宅に入居させたい」（8.5%）となっています。

【　図 2-29　家族が希望する介護のあり方　】

【出所】平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

### （8）「介護予防」の認知度

「介護予防」のことばやその意味・意義の認知度についてみると、「理解している」が 41.1%、「聞いたことはある」が 46.0%となっています。

【　図 2-30　「介護予防」の認知度　】

【出所】平成 19 年度北九州市介護予防に関する実態調査

## （9）「介護予防」の取組み状況と取組みをしない理由

健康づくりや介護予防のための日頃からの取組みの有無についてみると、「特にない」人は 35.0%となっており、その理由は「体力・気力がない」が 60.0%、次いで「どのようなことに取り組めばよいかわからない」が 35.6%となっています。

【　図 2-31　「介護予防」の取組みの有無　】

【出所】平成 19 年度北九州市介護予防に関する実態調査

【　図 2-32　「介護予防」の取組みをしない理由　】

【出所】平成 19 年度北九州市介護予防に関する実態調査

## （１０）「介護予防」の認知度と取組み状況

介護予防の意義などを「理解している」人の 79.0%が、日頃から介護予防などに取り組んでおり、「聞いたことがある」57.8%、「聞いたこともない」40.1%の取組みを大きく上回っています。

【　図 2-33　「介護予防」の認知度と取組み状況　】

【出所】平成 19 年度北九州市介護予防に関する実態調査

## （１０）地域包括支援センターの認知度

高齢者のワンストップ総合相談窓口である「地域包括支援センター」が、平成 18 年 4 月に開設されたことを「知っている」高齢者は、36.3%となっています。

【　図 2-34　地域包括支援センターの認知度　】

【出所】平成 19 年度北九州市介護予防に関する実態調査

## （１１）地域包括支援センターが重点を置くべき施策

「地域包括支援センター」がどのような施策に重点を置くべきかについてみると、「介護問題に対する相談体制の強化」が 56.2%、「地域包括支援センターの機能・役割の一層の周知」が 41.8%になっています。

【　図 2-35　地域包括支援センターが重点を置くべき施策　】

【出所】平成 19 年度北九州市介護予防に関する実態調査

## （１２）高齢者福祉に対する重点施策

今後、更なる高齢化の進展が見込まれる中、本市が重点を置くべきだと思う施策は「在宅介護のための自宅を訪問するサービスの充実」が最も多く、次いで「在宅で介護する家族に対する支援の充実」となっており、「配食サービス」へのニーズも高くなっています。

【　図 2-36　高齢者福祉に対する重点施策　】

【出所】平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

## ９．第一次支援計画の主な成果と今後の課題

### （１）総合的な地域ケアシステムの確立

① 地域包括支援センター

本市では、平成 18 年 4 月に高齢者のワンストップ総合相談窓口として「地域包括支援センター」を市内 24 ヵ所（地域レベル）に設置しました。平成 18 年度の開設以来、相談件数は年々増加し、平成 20 年 3 月には月平均約 15,000 件となっています。本市の特徴として、①電話や来訪による相談だけではなく、相談者の状況に応じて地域に出向いて相談対応を行う“出前主義”の徹底、②政令指定都市で唯一すべてのセンターを市直営とするとともに、地域包括支援センターをバックアップする「統括支援センター」を各区に開設していることが挙げられます。また、すべてのセンターに行政保健師を配置し、社会福祉士・主任ケアマネジャーといった専門職については関係団体から人材を派遣（出向）していただき、官民協働によるセンター運営を行っています。

センターは、本市がこれまで培ってきた保健・医療・福祉・地域のネットワークを活用しながら、総合相談窓口としてだけでなく、介護予防や虐待防止、地域とのネットワークの形成に取り組んでいます。

**＜今後の課題＞**

「地域包括支援センター」に寄せられる相談件数は年々増加していますが、「介護予防に関する実態調査」の結果では、センターを知っている人は全体の 4 割弱で、まだまだ高齢者に十分浸透していないことがわかりました。高齢者に利用しやすい総合相談窓口となるよう更に周知に努めていく必要があります。

また、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう支援するため、“地域ケアの中核的な機関”として、わかりやすい案内表示や相談スペースの確保といったハード面の整備を含め、センターの体制強化や関係機関・団体と今以上に連携していく必要があります。

② 介護予防

本市では、「介護予防」の取組みを推進するにあたり、介護予防健診などにより介護予防が必要な高齢者（特定高齢者）の把握に努めています。当初、国の基準が厳しすぎたことなどにより特定高齢者の十分な把握はできませんでしたが、その後、国は基準の見直しを行い、また本市も独自に情報提供シートなどを開発し、関係機関の協力を得て、徐々に把握が進んでいます。今後もより地域や関係機関の協力を得て、特定高齢者の的確な把握に努めていく必要があります。

また、運動器の機能や、口腔機能の向上などを目指した介護予防事業参加者について、心身の状態変化を評価する仕組みを作成し、この評価方法で事業効果を測定したところ、参加者に体力年齢の若返りや口腔機能などの状態改善が見られることがわかりました。『事業対象者の把握』⇒『事業実施』⇒『効果測定』という一連の流れの中で、本市独自のツールを活用し、効果的な事業展開に努めた結果、平成 19 年度に把握した特定高齢者 2,043 人のうち、介護予防事業に参加し、効果測定まで完了した 527 人の 92.6%に心身の状態の維持改善効果がありました。

さらに、高齢者が気軽に楽しく介護予防に取り組むことを目指して、「きたきゅう体操（介護予防体操）」や「ひまわりタイチー（介護予防太極拳）」といった教材を開発しま

した。各種普及啓発イベントなどを通じて、それらの普及に努めるなど、平成 19 年度に一般高齢者向け介護予防事業に参加した人は延べ 10.4 万人となっています。

**＜今後の課題＞**

介護予防を推進するためには、生涯を通じた健康づくりへの取組みが不可欠です。「介護予防に関する実態調査」では、介護予防の意義などを理解している高齢者ほど日頃から介護予防などに取り組んでいることがわかりました。一方で、「介護予防」に関する正しい知識や理解の普及がまだ十分ではないことや、介護予防に取り組んでいない高齢者の約 36%が何に取り組めばよいかわからないと思っていることもわかりました。そのため、介護予防を含めた健康づくりについて、その重要性を多くの市民に理解してもらえるよう、普及・啓発活動により一層力を入れていくことが求められます。

また、公民館類似施設や年長者いこいの家など身近な場所での事業実施を望む声も多く寄せられています。今後は、より多くの高齢者が介護予防に取り組めるよう、参加者の意欲を引き出すとともに、心身の状態に応じた適切なプログラムを提供するため、多彩かつ効果的な介護予防事業を市民に身近な場所で実施する必要があります。そのためには、高齢者が自ら主体的に健康づくりに取り組む仕組みをつくり、市民が主体となった健康づくりを推進していくことが必要です。

③　虐待防止・権利擁護

すべての高齢者の権利が尊重され、その人らしくいきいきと安心して生活できるよう高齢者の虐待防止や成年後見制度の活用などの権利擁護事業に取り組んでいます。

在宅及び施設における高齢者への虐待を防止するため、予防や早期発見、迅速・適切な対応のシステムを構築するとともに、虐待に関する正しい理解を促進するための啓発や研修を実施しました。また、在宅における虐待防止のために、介護を担う家族の心身の負担軽減やストレス解消のための支援事業を実施しました。

本市での在宅における虐待通報件数は平成 18 年度 136 件、平成 19 年度 127 件で、介護施設での虐待通報件数は、それぞれ 8 件、10 件でした。また、成年後見制度市長申し立て件数は、それぞれ 6 件、8 件となっています。

**＜今後の課題＞**

高齢者に対する虐待については、特に在宅の場合、実情の把握が困難でしたが、高齢者虐待防止法の施行に伴い、市民や介護保険サービス関係者への啓発活動を推進したことなどにより、相談・対応件数は増加しています。このため、虐待防止のための仕組みの強化や、虐待が起こった場合の早期対応や再発防止策への取組みの更なる推進が求められています。

また、判断能力の衰えた一人暮らし高齢者の増加に対応するため、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用促進をより一層図る必要があります。

**（2）生きがいのあるシニアライフの実現**

本市では、新たな方向性として「生涯現役型社会の環境づくり」を推進してきました。

そのシンボル事業として「生涯現役夢追塾」を平成 18 年に開塾し、団塊の世代を中心としたこれから高齢期を迎える方々が退職後も生涯現役として、その技術や経験を活かし、産業活動や社会貢献活動の担い手として活躍していく人材の発掘と育成を行って

います。また、このような動きに呼応し、民間でも、こうした人材と、人材を求める企業や地域団体などとのマッチング支援を行う「夢追いバンク」が創設されました。

このように、徐々にではありますが、本市においては生涯現役型社会の環境づくりを推進する仕組みが整いつつあります。

また、年長者研修大学校（周望学舎・穴生学舎）では、高齢者の生きがいづくりの一環として、教養、健康、趣味、レクリエーションなどの研修を実施しており、これまでに延べ約 2 万人以上の修了生を輩出するなど、高齢者の社会活動の活性化を図っています。

**＜今後の課題＞**

今回の「高齢者等実態調査」では、高齢者の興味・関心の幅が多様化している反面、ボランティアや地域活動への関心の低さが浮き彫りになりました。

こうしたことから、今後は高齢者や退職前の現役世代が地域の担い手としてボランティア活動や地域活動に取り組める環境づくりを進めるとともに、高齢者のニーズに応じた多様な生きがいづくりへの支援を継続する必要があります。

また、個々人に応じた就労支援や活躍の場の確保などにも引き続き取り組むことも必要です。一方、老人クラブの会員数や加入率が減少傾向にあることから、活性化に向けたより一層の支援も求められています。さらに、高齢者の趣味・スポーツ、サークル活動などについても、自主的な活動の機会などの充実を図っていくことが必要です。

**（３）新しい認知症高齢者ケアの確立**

認知症については、「認知症予防教室」を開催するとともに、「ものわすれ外来」の設置やかかりつけ医の研修などにより、予防から早期発見・早期対応までの一貫した対策を推進しています。

また、認知症高齢者を介護する家族に対して、精神的・身体的負担軽減のために見守りサポーターの派遣や各種相談会を開催するとともに、徘徊など緊急時の対応として、地域包括支援センターと連携した 24 時間 365 日緊急対応窓口や徘徊高齢者等ＳＯＳネットワークなど早期発見・早期保護のための施策を充実させました。

このほか、「世界アルツハイマーデー」を記念した街頭啓発活動や記念講演会の開催、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」1 万人の養成など、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を促進しました。

**＜今後の課題＞**

軽度認知障害（ＭＣＩ）を含め、認知症を早期に発見するための仕組みを充実させるとともに、ものわすれ外来や専門の医療機関、介護サービス事業者、地域包括支援センターなどの連携を強化し、認知症高齢者を適切な社会資源へとつなぐための支援体制の充実が必要です。

さらに、認知症高齢者の増加は、介護する家族の精神的・身体的な負担の増加につながります。そのため、高齢者虐待防止の観点からも、認知症高齢者を介護する家族への支援を充実させていかなければなりません。

また、「認知症サポーター」の養成を更に進めるとともに、今後はサポーター活動の支

援について検討する必要があります。

### （4）住み慣れた地域での生活の支援

平成 18 年 4 月から、介護保険制度は介護予防を重視したシステムへと大きく転換が図られました。これを踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護保険のサービスや地域支援事業、在宅福祉サービスの充実に努めるとともに、低所得世帯などに対して負担軽減策を実施しました。制度改正の内容については、市民や事業者へ情報提供や説明会などを実施しました。

介護保険制度施行後、本市の介護保険のサービス利用者は増加していましたが、制度改正後の平成 18 年度はサービス利用者がいったん減少しました。平成 19 年度からは再び増加しており、平成 20 年 3 月のサービス利用者は約 3.5 万人となっています。なお、平成 18 年 4 月から創設された、通い・訪問・泊まりを組み合わせて提供する小規模多機能型居宅介護や、定員 29 人以下の地域密着型特別養護老人ホームなど事業者の参入があまり進んでいないサービスがあります。

また、地域包括支援センターの運営や地域密着型サービスの指定、高齢者の尊厳擁護や認知症高齢者対策など、高齢者の介護の質の向上を図るため「北九州市高齢者介護の質の向上委員会」を設置しました。さらに、介護サービス現場への相談員派遣、介護サービス従事者への研修、「介護サービス利用標準契約書」の作成、ホームページなどによる各種情報提供などを行い、市民が介護サービスを適切に安心して利用できる仕組みづくりに取り組んでいます。

**＜今後の課題＞**

「高齢者等実態調査」から高齢者・介護者ともに、介護が必要になってもできるだけ在宅での生活を希望する人が多いことがわかりました。今後も安心して在宅で暮らせるための支援に取り組むとともに、保健・医療・福祉関係団体と連携して、質の高い在宅向けのサービスの確保・提供に取り組む必要があります。

また、在宅での生活が難しくなった場合などに備えるため、高齢者福祉施設への入所希望について適切に対応していく必要があり、施設の計画的な整備が求められています。

さらに、医療制度改革による療養病床の再編などを踏まえ、介護保険のサービスだけではなく、在宅医療提供体制の充実や、地域における見守り・支え合いの仕組みの充実など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制づくりを進めていく必要があります。

# 総論

## III　計画の基本的な考え方

## １.計画の基本理念

**高齢者がいつまでもいきいきとその人らしく、**

**安心して暮らしていける“まちづくり”**

第一次支援計画の基本理念である「高齢者がその人らしく夢・希望・生きがいを持って元気に暮らしていける“まちづくり”」を継承しながら

■高齢者自らの価値観に応じた主体性のある生きがいづくりや地域活動に取り組むとともに、健康づくり・介護予防を推進し、
■保健・医療・福祉関係者や、地域、ＮＰＯ・ボランティア団体、企業などの連携を強化し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる環境を構築し、
■認知症や介護が必要な状態になっても安心して生活ができるよう、高齢者本人やその家族に対する支援体制を充実することで、

↓

高齢者がいつまでもいきいきとその人らしく、

安心して暮らしていけるまちの実現を目指します。

## ２.計画の基本目標・施策の方向性

**基本目標１　高齢者が生涯現役で活躍できるまち**

高齢者が住み慣れた地域で自らが望む生活をいつまでも継続できるよう、生涯を通じた健康づくりと介護予防を更に推進します。また、高齢者の多様な経験や価値観・ライフスタイルなどに応じた主体的な生きがいづくりを支援することで、高齢者が自らの持てる力を十分に発揮し、いつまでもいきいきと活躍できるまちの実現を目指します。

**【施策の方向性】**

**①健康づくり・介護予防の総合的な推進**

高齢者の主体的な健康づくり・介護予防への取組みを促進するとともに、より効果的な介護予防事業に取り組み、介護予防が必要な高齢者を早期に把握し適切な支援を行います。また、介護予防を推進するための人材育成を図ります。

さらに、がん検診や特定健診などの健康診査を実施し、生活習慣病予防を推進します。

[基本的な施策]
■ 生涯を通じた健康づくり、介護予防の促進
■ 効果的な介護予防の取組みの推進
■ 健康づくり・介護予防を支援する仕組みの充実

**②活動的で充実した生活の支援**

高齢者の豊かな経験や知識を活かした就業や社会貢献・地域貢献活動を支援するとともに、多様なライフスタイルにあわせたスポーツ・文化活動などの生きがいづくりを介護予防の視点も持ちながら促進します。

また、高齢者が気軽に外出しやすいまちづくりを進めるため、道路や公共施設をはじめとする生活環境のバリアフリー化を推進します。

[基本的な施策]
■ 多様な社会貢献活動を支援する環境づくり
■ 趣味・サークル活動等の促進
■ 外出しやすい生活環境の整備

## 基本目標2　高齢者の尊厳を共に大切にするまち

高齢者が認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で社会の一員として安心して生活できるよう、認知症対策や虐待防止・権利擁護の取組みを充実・強化することで、すべての市民が高齢者を尊重し、尊厳を守ることができるまちの実現を目指します。

**【施策の方向性】**

**①認知症対策の充実・強化**

認知症の予防から早期発見・早期対応・ケア・家族支援までの一貫した取組みを強化するとともに、認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で安全に生活できるような仕組みづくりを行います。また、認知症になっても安心して暮らせるよう、認知症を正しく理解する人材の育成や活動の支援を行います。

[基本的な施策]
■ 予防から早期発見・早期対応・ケア・家族支援までの一貫した対応の充実
■ 認知症を正しく理解し支える人材の育成と活動支援
■ 認知症高齢者の安全の確保

**②虐待防止・権利擁護の推進**

高齢化が進み、認知症高齢者が増加することに伴い、高齢者への虐待はより深刻化していくことが予想されるため、関係機関・団体などとの連携による虐待防止・権利擁護システムの機能を強化します。また、介護疲れによる虐待を予防するため、介護者に対して精神的・身体的負担が軽減されるよう支援します。

[基本的な施策]
■ 介護する家族への支援の充実
■ 虐待防止・権利擁護の仕組みの強化

## 基本目標３　高齢者を地域で支えるまち

一人暮らし高齢者などの増加や地域のつながりの希薄化などにより増加が懸念される「高齢者の孤立」の問題に対応するため、高齢者の地域活動への参加を促進するとともに、地域における高齢者の居場所づくりや見守り・支援の仕組みの充実や防犯・防災対策を推進し、高齢者も支え手となって地域全体で高齢者を支えるまちの実現を目指します。

**【施策の方向性】**

**①高齢者の地域社会への参加支援**

高齢者が地域における役割を見い出し、自らも地域福祉を担う一員であるという意識の醸成を図るため、地域活動やボランティア・ＮＰＯ活動などを通じた高齢者の地域社会への参加について、生きがいづくりの視点も持ちながら支援します。

[基本的な施策]

■ 積極的な地域活動の促進

■ ボランティア・NPO 活動の促進

**②地域における安全・安心の確保**

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心な生活を継続できるよう、関係団体・機関とも連携しながら地域における高齢者の居場所づくりなど見守り・支援の仕組みの充実を図ります。

[基本的な施策]

■ 見守りネットワークの充実

■ 防災・防犯対策の推進

## 基本目標４　高齢者が質の高いサービスを利用できるまち

高齢者が元気な状態から介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、多様なサービスの提供に努めます。また、介護サービスを担う人材に対する研修の実施など介護サービスの質の確保に取り組み、高齢者が質の高いサービスを安心して利用できるまちの実現を目指します。

**【施策の方向性】**

**①高齢者にわかりやすい仕組みづくり**

高齢者の様々な相談から、状態にあった適切なサービスを提供するため、地域包括支援センターを中心とした高齢者にわかりやすい相談・支援体制の充実を図るとともに、高齢者向けのサービスをわかりやすくまとめて情報提供します。

[基本的な施策]

■ 地域包括支援センターを中心とした相談・支援体制の充実

■ 質の高いサービスを適切に選択・利用できる環境の整備

**②介護保険制度の円滑な実施**

介護保険制度が市民にとって利用しやすく、また老後の安心を支える仕組みとして持続するよう、保険財政の安定的な運営と適正な要介護認定や保険給付の提供に努めます。また、質の高い介護サービスを提供するため、人材の育成や確保に向けた取組みを推進します。

[基本的な施策]

■ 介護保険制度の適正な運営

■ 介護サービスの質の向上と人材育成の推進

**③高齢者を支えるサービスの充実**

高齢者の増加に伴い、介護・福祉サービス基盤の適切な整備を図るとともに、高齢者が望む暮らしを実現するため、多様な住まいの普及・確保に取り組みます。また、保健・医療・福祉の連携を強化し、切れ目のないサービスを提供する体制づくりを推進します。

[基本的な施策]

■ 在宅生活を支援するサービスの充実

■ 高齢者福祉施設の整備と多様な住まいの普及・確保

■ 保健・医療・福祉の連携強化

## ３．計画の体系図

【基本理念】
【基本目標】
【施策の方向性】
【基本的な施策】
高齢者がいつまでもいきいきとその人らしく、安心して暮らしていける”まちづくり”
高齢者が生涯現役で活躍できるまち
高齢者の尊厳を共に大切にするまち
高齢者を地域で支えるまち
高齢者が質の高いサービスを利用できるまち
1. 健康づくり・介護予防の総合的な推進
2. 活動的で充実した生活の支援
3. 認知症対策の充実・強化
4. 虐待防止・権利擁護の推進
5. 高齢者の地域社会への参加支援
6. 地域における安全・安心の確保
7. 高齢者にわかりやすい仕組みづくり
8. 介護保険制度の円滑な実施
9. 高齢者を支えるサービスの充実
(1) 生涯を通じた健康づくり、介護予防の促進
(2) 効果的な介護予防の取組みの推進
(3) 健康づくり・介護予防を支援する仕組みの充実
(1) 多様な社会貢献活動を支援する環境づくり
(2) 趣味・サークル活動等の促進
(3) 外出しやすい生活環境の整備
(1) 予防から早期発見・早期対応・ケア・家族支援までの一貫した対応の充実
(2) 認知症を正しく理解し支える人材の育成と活動支援
(3) 認知症高齢者の安全の確保
(1) 介護する家族への支援の充実
(2) 虐待防止・権利擁護の仕組みの強化
(1) 積極的な地域活動の促進
(2) ボランティア・NPO活動の促進
(1) 見守りネットワークの充実
(2) 防災・防犯対策の推進
(1) 地域包括支援センターを中心とした相談・支援体制の充実
(2) 質の高いサービスを適切に選択・利用できる環境の整備
(1) 介護保険制度の適正な運営
(2) 介護サービスの質の向上と人材育成の推進
(1) 在宅生活を支援するサービスの充実
(2) 高齢者福祉施設の整備と多様な住まいの普及・確保
(3) 保健・医療・福祉の連携強化

# 各論

## Ⅰ　高齢者が生涯現役で活躍できるまち

## 基本目標１　高齢者が生涯現役で活躍できるまち

自らが望む生活を可能な限り継続していきたいというのは、すべての市民の願いです。

また、高齢化が進む中、一人ひとりの市民が健康で活動的であり続けることは、本市の活力の維持や向上にもつながります。

そのためには、誰もが健康づくりや介護予防に主体的に取り組むとともに、生きがいややりがいを持ち続けることが重要です。

本市では、高齢期を迎える以前からの健康づくりや介護予防の取組みの促進を図るとともに、高齢者が持つ豊かな経験や多様な価値観などに応じた生きがいづくりの支援、さらにはこのような活動を担う人材の育成を行います。

さらに、高齢者が年齢や体力に関わらず社会参加できる環境を整備することによって、高齢者が生涯を通じて自らの持てる力を十分に発揮できる「高齢者が生涯現役で活躍できるまち」の実現を目指します。

## 【施策の方向性１】健康づくり・介護予防の総合的な推進

高齢期においても健康で活動的であり続けるためには、高齢期を迎える以前からの健康づくりや介護予防、すなわち生涯を通じた健康づくりが不可欠となります。

また、健康づくりや介護予防は、市民一人ひとりがその重要性や意義を理解し、仲間をつくり健康サークルや介護予防教室を運営するなど、主体的に取り組み続けることで、効果を上げることができます。

そのため、市民が生涯を通じて健康づくりに主体的に取り組めるよう、本市は積極的に支援するとともに、効果的な介護予防事業の展開や介護予防を支援する仕組みづくりに取り組みます。

### 基本的な施策（１）生涯を通じた健康づくり、介護予防の促進

要介護認定者のうち、軽度な人が全体の５割近くを占めています。そして、その状態になる原因の多くは、徐々に生活機能が低下する廃用症候群（＝生活の不活発さによって生じる心身機能の低下）や骨関節疾患などです。

高齢者がこのような状態に陥らないようにするためには、高齢期を迎える以前から、健康づくりの取組みを続けることが必要です。

そのため、本市では、誰もが健康づくりや介護予防の意義や重要性を正しく理解しながら、主体的に取り組むための環境づくりを行います。

●生涯を通じた健康づくり

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| ㊨<br>1 | **健康マイレージ事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | 日ごろの健康づくりや生活習慣改善の実践、健康教室、介護予防事業への参加など、健康づくりの取組みをポイント化し、そのポイントを健康グッズなどと交換することで、健康づくりの重要性を広く普及啓発するとともに、市民の自主的かつ積極的な健康づくりへの取組みを促します。<br>【参加者数】23 年度：36,000 人 |
| 2 | **市民センターを拠点とした健康づくり事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | 各区の市民センターを拠点として、市民が主体となった健康づくり事業を実施します。地域での話し合い、目標や取組みの計画づくり、実践、事業評価をひとつのサイクルとし、まちづくり協議会・医師会・歯科医師会・薬剤師会・食生活改善推進員・健康づくり推進員・保健師などが連携して行います。<br>【実施校区】<br>20 年度：61 校区　⇒　24 年度：129 校区 |

※事業概要の数値は、実績値及び目標値です。

| | | |
|---|---|---|
| 3 | **健康づくり推進員の養成・活動支援事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | 地域での健康づくり活動などに取り組む人材の育成として、運動・栄養・休養に関する研修を行い、健康づくり推進員を養成します。また、健康づくり推進員が行う地域での健康づくりに関する情報発信や、ウォーキング教室などの自主活動、知識の普及を支援します。<br>【健康づくり推進員を複数配置する市民センター数】<br>20 年度：105 館　⇒　24 年度：129 館 |
| 4 | **高齢者の健康づくりモデル事業（スポーツ教室）**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | スポーツを通じて高齢者の健康づくりを行うとともに、高齢者が気軽に楽しめるニュースポーツの振興を図ることを目的に、北九州穴生ドームでシニア健康スポーツ教室、ニュースポーツ体験教室などを実施します。 |
| 5 | **高齢者の健康水泳教室**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 高齢者の生きがいと健康づくりを支援するため、全く経験のない人でも気軽に参加できる水中歩行運動を中心とした教室を開催します。 |

●各種検診の実施

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 6 | **健康診査**<br>（保健福祉・健康推進課） | がんや心臓病、脳卒中など、生活習慣病を予防する対策の一環として、これらの疾患の早期発見、早期治療を図るため、これら疾患の疑いのある人や危険因子を持つ者をスクリーニングするため、各種検診を実施します。<br>【がん検診受診率】<br>19 年度：2.1～12.6%　⇒　24 年度：50%以上 |
| 7 | **歯周疾患検診**<br>（保健福祉・健康推進課） | 成人期に多い歯周疾患の早期発見と歯と口の健康づくりに対する意識の向上を図るため、節目年齢（４０歳・５０歳・６０歳・７０歳）者を対象とした歯周疾患検診を実施します。<br>【受診者数】<br>19 年度：837 人　⇒　23 年度：2,000 人 |

| | | |
|---|---|---|
| 8 | **北九州市国民健康保険<br>特定健診・特定保健指導**<br>（保健福祉・健康推進課） | 「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、内臓脂肪型肥満に着目した糖尿病などの生活習慣病を予防するために特定健診を実施します。また、健診の結果、将来的に生活習慣病の有病者及び予備群を減少させることを目的として、生活習慣の改善が必要な人に特定保健指導を実施します。<br>【特定健診受診率】<br>19 年度：20.7%　⇒　23 年度：55%<br>【特定保健指導実施率】<br>23 年度：45% |

●介護予防に関する正しい知識の普及及び理解の促進

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 9 | **百万人の介護予防事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | 高齢者が身近な地域で健康づくりに取り組めるように本市が開発したきたきゅう体操（介護予防体操）及びひまわりタイチー（介護予防太極拳）の普及・啓発を図るため、普及・啓発窓口を設置するとともに、普及教室などを実施することで自主化・継続化のための支援を行います。<br>【普及啓発・デモンストレーションなど参加者数】<br>23 年度：10,750 人 |
| 10 | **介護予防に関する<br>普及・啓発事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | 介護予防の必要性を啓発するため、講演会やイベントの開催、テレビやラジオ・新聞・雑誌・リーフレットなどを活用したＰＲ活動を行います。 |

## 基本的な施策（２）効果的な介護予防の取組みの推進

（１）介護予防が必要な高齢者の早期把握

介護予防事業を効果的に実施するため、地域包括支援センターを中心とした地域ケアネットワークにより、あらゆる社会資源や機会を活用し、特定高齢者（要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者）の積極的な把握に努めていきます。

●特定高齢者を早期に把握するための取組み

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 11 | **介護予防のための<br>生活機能評価実施事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | ６５歳以上の高齢者を対象に、生活機能が低下しているおそれのある高齢者（＝特定高齢者）を早期に発見することを目的として、生活機能評価（問診・身体計測・理学的検査・血圧測定・循環器検査・貧血検査・血液科学検査）を実施します。 |
| 12<br>① | **地域包括支援センター<br>運営事業**<br>【介護予防ケアマネジメント・<br>指定介護予防支援】<br>（保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課） | 特定高齢者や要支援者が、その心身の状況などに応じて介護予防事業や介護予防サービスなどを適切に利用できるよう、必要な援助を行います。 |

（２）介護予防に効果のある事業の実施

本市では、高齢者の心身の状態にあった介護予防事業を、市民に身近な場所で展開していきます。具体的には、すべての高齢者を対象とした「介護予防一般高齢者施策」、特定高齢者の生活機能を向上させるための「介護予防特定高齢者施策」を実施します。

また、本市では介護予防事業を実施するにあたって、特に特定高齢者施策では個々の事業について高齢者の健康状態の維持・改善に効果が認められるかなどを検証し、事業評価を行い、改善を図ることで、より効果的な介護予防事業の展開を目指します。

【特定高齢者の推計・実施効果】

介護予防事業の実施効果については、要介護・要支援状態とならないように防止することを事業の実施効果の目標とします。具体的には、特定高齢者（高齢者人口の約 3.0%）を対象に事業を実施し、事業参加者の約 92%に実施効果があるとして見込みを行っています。

| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1号被保険者数（人） | 226,081 | 232,015 | 235,681 | 239,561 | 244,161 | 249,359 |
| 特定高齢者（人）<br>(対第 1 号被保険者) | 567<br>*0.3%* | 2,043<br>*0.9%* | 3,276<br>*1.4%* | 6,229<br>*2.6%* | 6,837<br>*2.8%* | 7,481<br>*3.0%* |
| 事業参加者（人）<br>(対特定高齢者) | 100<br>*17.6%* | 527<br>*25.8%* | 846<br>*25.8%* | 2,392<br>*38.4%* | 3,487<br>*51.0%* | 4,750<br>*63.5%* |
| 実施効果（人）<br>(対事業参加者) | 91<br>*91.0%* | 488<br>*92.6%* | 783<br>*92.6%* | 2,215<br>*92.6%* | 3,229<br>*92.6%* | 4,399<br>*92.6%* |

※平成 18・19 年度は実績値、平成 20 年度以降は推計値

●介護予防特定高齢者施策

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 13 | **通所型介護予防事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | 地域包括支援センターがケアプランを作成した特定高齢者に対し、<br>① 運動器の機能向上（体力アップ教室など）<br>② 口腔機能の向上（お口いきいき教室）<br>③ 栄養改善（若返り食事講座）<br>のプログラムを体育施設・区役所などで提供します。また、プログラム修了者が身につけた運動習慣などの継続を図るよう支援します。<br>【参加者数】<br>19 年度：235 人 ⇒ 23 年度 1,100 人 |
| 14 | **訪問等による**<br>**介護予防支援事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | 生活機能低下のおそれのある６５歳以上の高齢者に対し、保健師・看護師ほかが訪問などを行い、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・支援を行い、要介護状態になることを予防します。<br>【訪問等サービス提供者数】<br>19 年度：70 人 ⇒ 23 年度 6,197 人 |
| 15 | **高齢者地域交流支援通所事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 閉じこもりがちな高齢者などへ、運動・栄養・口腔ケアの総合的なプログラムにより、できるだけ自立した状態が長く続くよう、市民センターにおいて、サービスの提供を行います。<br>【参加者数】<br>19 年度：748 人 ⇒ 23 年度 750 人 |

●介護予防一般高齢者施策

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 16 | **高齢者のための筋力向上トレーニング啓発事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | 筋力向上トレーニングへ参加・体験することを通じて介護予防の重要性を普及・啓発します。<br>【教室参加者数】<br>19 年度：546 人　⇒　23 年度：840 人 |
| 17 | **お口の元気度アップ事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | 高齢者の食べる楽しみ、低栄養の予防、誤嚥・窒息予防、気道感染予防のため、口腔機能の維持・向上の重要性や正しい知識と技術を普及・啓発します。<br>【年間延参加者数】<br>19 年度：8,184 人　⇒　23 年度：8,500 人 |
| 18 | **高齢者食生活改善事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | 高齢者が「食べること」を通じて低栄養状態を予防するための正しい知識と技術の普及・啓発を、個別相談、集団指導、料理教室形式で行います。<br>【年間参加者数】<br>19 年度：6,636 人　⇒　23 年度：8,200 人 |
| 19 | **元気でハツラツ健康アップ事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | 地域の市民センター・集会所などにおいて、高齢者の生活機能全般に関する低下予防の重要性を教室形式で普及啓発し、高齢者の健康の向上を目指します。併せて、健康づくり・介護予防活動のリーダー的役割を担う住民を育成し、地域に密着したグループ活動を自主的に展開します。<br>【実施校区数】<br>19 年度：20 箇所　⇒　23 年度：47 箇所 |
| 20 | **高齢者尿失禁予防事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | 人知れず尿もれに悩んでいる女性を対象に、医師の個別相談や尿失禁予防体操教室を実施します。<br>【教室参加者数】<br>19 年度：64 人（モデル実施）⇒　23 年度：60 人 |
| 再 | **百万人の介護予防事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | （再掲　№9） |
| 21 | **認知症を予防するための心と体の健康づくり事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 認知症の発症を予防するため、保健・医療・福祉などの関係者や地域住民の連携により、認知症の予防意識の向上を図るとともに、運動や創作プログラムを取り入れた教室を開催します。<br>【講演会参加人数・教室参加実人数】<br>19 年度：812 人　⇒　23 年度：770 人 |
| 22 | **介護予防に関する実態調査**<br>（保健福祉・健康推進課） | 介護予防などに関する意識や実態を把握し、今後の施策をより効果的に進めるための基礎資料を得ることを目的とした調査を実施します。 |

（3）一貫性・連続性のある介護予防ケアマネジメントの実施

地域包括支援センターでは、比較的元気な状態からの健康づくりやいきがいづくり、特定高齢者となった場合の介護予防ケアマネジメント、要支援状態となった場合の介護保険（予防給付）のケアマネジメントまで、高齢者の状態を的確に把握しながら一貫性・連続性のある効果的な介護予防ケアマネジメントを実施します。

【継続的な支援のイメージ】

●継続的な支援の推進

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 再 | **地域包括支援センター運営事業**<br>【介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援】<br>（保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課） | （再掲　№12 ①） |

| | | |
|---|---|---|
| 23 | **地域包括支援センター等職員研修事業**<br>（保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課） | 適正な介護予防ケアマネジメントを実施し、地域包括ケアを推進するため、地域包括支援センター職員及び介護予防業務に従事する者に対し、研修を行います。 |
| 再 | **通所型介護予防事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | （再掲　№13） |
| 再 | **訪問等による介護予防支援事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | （再掲　№14） |

基本的な施策（３）健康づくり・介護予防を支援する仕組みの充実

本市では、地域での健康づくり活動などに積極的に取り組む人材を養成するとともに、自主活動の支援や知識の普及を図ります。

また、介護予防を効果的に進めていくために、地域包括支援センターを中心に住民や保健・医療・福祉・地域関係団体とのネットワークの充実を図ることで、市民の自主的な介護予防への取組みや継続的なフォローアップ体制を強化していきます。

一方、介護予防をより効果的に実施していくために、ケアマネジメントやサービス提供などの介護予防の各側面において、いつまでもいきいきと住み慣れた地域で自分らしく生活を送れるよう、介護予防に取り組む人材の育成を行います。

さらに、健康づくりや介護予防の意義や重要性を理解した市民が、地域における健康づくりや介護予防の推進役として活動していくことを支援します。

●地域の社会資源の活動支援と連携強化

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 24 | **高齢者支援のための地域づくり事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 市民センターなどを拠点として、保健師を中心とする地域保健関係職員が、地域住民や関係機関と連携し、地域の実情に応じた保健福祉活動を協働で行います。この活動を通して地域福祉のネットワークづくりを支援します。 |
| 12<br>② | **地域包括支援センター運営事業**<br>【包括的・継続的ケアマネジメント支援】<br>（保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課） | 個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを行うため、介護予防支援専門員に対する研修・相談などの支援を行います。 |
| 再 | **地域包括支援センター等職員研修事業**<br>（保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課） | （再掲　№23） |

●介護予防に携わる人材の育成

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 再 | **健康づくり推進員の<br>養成・活動支援事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | （再掲　№3） |
| 再 | **百万人の介護予防事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | （再掲　№9） |
| 再 | **元気でハツラツ<br>健康アップ事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | （再掲　№19） |

## 【施策の方向性２】活動的で充実した生活の支援

高齢者が自らの豊かな知識や経験を活かしながら積極的に社会参加していくことは、高齢者自身の生きがいづくりや介護予防に役立つだけでなく、本市の活力の維持・向上にもつながります。

そのため、本市では、高齢者の就業や社会貢献・地域貢献活動を支援するとともに、多様な価値観やライフスタイルにあわせた生涯学習・スポーツ・文化活動などを通して、高齢者の生きがいづくりを介護予防の視点も持ちながら促進します。

また、高齢者が積極的に社会参加できるよう、本市では、安心して利用できる交通手段の確保や、道路や公共施設をはじめとする生活環境のバリアフリー化を推進することで、外出しやすい環境整備を行います。

### 基本的な施策（１）多様な社会貢献活動を支援する環境づくり

高齢者が長年培ってきた知識と経験を活かしながら、年齢に関係なく意欲と能力に応じた、地域活動をはじめとして経済活動など様々な分野で社会貢献活動ができる環境づくりを進めます。

（１）豊かな知識や経験を活かせる環境づくり

高齢者が持つ豊かな知識や経験が発揮できる環境づくりを進めるため、高齢者やこれから高齢期を迎える人の意欲や能力を高める研修などを行うとともに、年齢に関係なく働き続けることができるよう、雇用・就業機会の確保・拡大に取り組みます。

●能力開発・就労支援・雇用促進

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 25 | **年長者研修大学校及び穴生ドーム運営事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 「年長者研修大学校」を高齢者の生きがいづくりや仲間づくりの場のみならず、地域活動や社会貢献活動を担う人材育成を行う場としても充実を図るため、これから高齢期を迎える人を対象に人材育成を行っている「生涯現役夢追塾」と一体的に運営し、生涯現役型社会の環境づくりを効果的に推進します。また、高齢者をはじめとした市民の健康づくりなどを行う北九州穴生ドームを運営します。<br>【延べ利用者数】<br>23 年度：周望学舎　31,520 人<br>穴生学舎　35,290 人<br>穴生ドーム　126,990 人<br>夢追塾　1,560 人 |

| | | |
|---|---|---|
| 26 | **高年齢者<br>雇用環境づくり事業**<br>（産業経済・雇用開発課） | 「高年齢者就業支援センター」を拠点として、①多様なニーズに応じた総合的な相談・支援など②高年齢者の働く場の創出③高年齢者の活用を図る社会的コンセンサスの形成を行い、高年齢者の雇用の促進を図ります。<br>【高年齢者就業支援センター利用者の就職者数】<br>19 年度：650 人　⇒　23 年度：700 人 |
| 27 | **シルバー人材センター<br>運営補助事業**<br>（産業経済・雇用開発課） | 高年齢者に臨時・短期的な就業を提供している（社）北九州市シルバー人材センターに対して、運営補助を行うことにより、就業を通じた高年齢者の生きがいづくりや地域への参加を促進します。<br>【会員数】<br>19 年度：2,993 人　⇒　23 年度：4,700 人 |

（２）多様な社会貢献活動などを行う高齢者の育成と支援

高齢者がそれぞれの価値観や能力に応じて、積極的に地域や社会で貢献するための人材育成や活動の支援などに取り組みます。

●多様な社会貢献活動などを行う高齢者の育成と支援

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 再 | **年長者研修大学校及び<br>穴生ドーム運営事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№25） |
| 28 | **まちづくり参画<br>チャレンジ事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 高齢者の引きこもり対策やスポーツなどを活用した介護予防、若者との世代間交流など、団塊の世代などが地域や社会で活動するきっかけとなる事業に対して助成を行い、地域活動などを担う人材の発掘や育成を行います。 |
| 29 | **市民後見促進事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 第三者後見人の不足に備え、親族に後見人を期待できない一人暮らしの高齢者などが成年後見制度を利用できるように、社会貢献型「市民後見人」を養成します。また、養成した市民後見人を「（仮称）権利擁護・市民後見センター」に登録することによって法人後見を提供する仕組みを作ります。<br>【法人後見提供件数】<br>21～23 年度：90 件 |
| 30 | **ボランティア大学校運営事業**<br>（保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課） | 地域ニーズに対応した地域福祉活動やボランティア活動を推進するため、関係機関、団体との緊密な連携を図りながら、研修内容の充実、研修機会の拡大に努め、様々な活動を担う人材の養成などを行います。 |

| | | |
|---|---|---|
| **再** | **健康づくり推進員の養成・活動支援事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | （再掲　№3） |
| **31** | **観光マインド育成事業**<br>（産業経済・観光課） | 本市を訪れる観光客をあたたかく出迎え、もてなす、市民のホスピタリティ向上を目的とした「百万にこにこホスピタリティ運動」を展開するとともに、本市の観光地や観光施設の理解を深めるため、隔年で実施する「北九州観光市民大学」講座において、専門的な知識と経験を持って観光客に対して観光地・観光施設などの解説・案内をする「観光案内ボランティア」を募集・育成し、活動の場を提供します。 |
| **32** | **博物館ボランティア活動推進事業**<br>（教育・博物館　普及課） | 博物館においてボランティア活動を行う人材を育成するとともに、展示解説・講座補助など活動の場を提供します。<br>【ボランティア活動者数】<br>20 年度：59 人　⇒　23 年度：59 人 |
| **33** | **美術ボランティア養成事業**<br>（教育・美術館　学芸課） | ボランティア活動を推進するため、美術館において展示解説などの美術ボランティア活動を行う人材を育成するとともに活動の場を提供します。<br>【団体ガイダンス数】<br>20 年度：130 組　⇒　23 年度：136 組 |

基本的な施策（２）趣味・サークル活動等の促進

高齢者の価値観が多様化する中、心の豊かさや生きがいを充足するための文化活動やスポーツ、社会の変化に対応した新たな知識・技術を習得するための生涯学習の機会を提供するとともに、それらの活動を通じた高齢者の仲間づくりや地域を越えたつながりづくりを促進します。

●趣味・生涯学習活動などの機会提供と活動支援

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| **再** | **年長者研修大学校及び穴生ドーム運営事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№25） |
| **34** | **年長者いきいきクラブ運営事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 高齢者の能力を活かし、生きがいを高めるため、陶芸、木彫、水彩画などの各種講座を「生涯学習センター」や「勤労青少年ホーム」などで開催します。 |

| | | |
|---|---|---|
| 35 | **年長者作品展**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 高齢者の創造の喜びと創作意欲を高め、生きがいづくりを支援することを目的に、高齢者が製作した作品の発表の場として作品展を各区で実施します。 |
| 36 | **新門司老人福祉センターの管理運営**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 高齢者に対して、介護予防の視点に立ちながら各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動を提供する場の運営を行います。 |
| 37 | **年長者いこいの家**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 地域の高齢者に対して、教養の向上及びレクリエーション活動などの場を提供し、心身の健康増進を図るため、年長者いこいの家を設置し、運営及び活動に必要な経費の補助や、建物の修繕・補修工事を実施します。 |
| 38 | **年長者施設利用証広域連携事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 高齢者の社会参加の促進を図るため、市立の文化、観光、体育施設など（福岡市や下関市の施設も一部含む）を無料又は割引料金で利用できる「年長者施設利用証」を交付します。 |
| 39 | **生涯学習活動促進事業**<br>（教育・生涯学習課） | 市民センターにおいて、市民の生涯学習を促進するため、市民講座などを開設します。 |
| 40 | **生涯学習推進コーディネーター配置事業**<br>（教育・生涯学習課） | 学習機会や人材など、地域に関する様々な情報の収集と提供などを行う「生涯学習推進コーディネーター」を市民センター及び生涯学習総合センターに配置し活用します。<br>【配置数】<br>20 年度：８４館　⇒　23 年度：１３０館 |
| 41 | **市民センターだより（館報）の発行**<br>（総務市民・市民センター室）<br>（教育・生涯学習課） | 市民センターを地域における情報発信の拠点とし、地域住民にまちづくり協議会の地域活動の取組み状況や各種事業のお知らせ、講座生の募集など、地域や学習に関する情報の提供を行います。<br>【実施館】<br>20 年度：１２９館　⇒　23 年度：１２９館 |

●生涯スポーツ活動の機会提供と活動支援

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 42 | **全国健康福祉祭<br>北九州市選手団派遣事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 各種スポーツや文化・福祉イベントを通じて、高齢者の健康の保持増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会づくりを推進するため、各県持ち回りで毎年開催される「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」に北九州市選手団を派遣します。 |
| 再 | **高齢者の健康づくり<br>モデル事業（スポーツ教室）**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№4） |
| 再 | **高齢者の健康水泳教室**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№5） |
| 再 | **年長者研修大学校及び<br>穴生ドーム運営事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№25） |
| 43 | **シルバースポーツ大会<br>開催助成**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | スポーツを通した高齢者の生きがいづくりを促進するため、60 歳以上の高齢者が過半数参加する全市的なスポーツ大会開催経費の一部を助成します。 |
| 再 | **百万人の介護予防事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | （再掲　№9） |
| 再 | **高齢者のための筋力向上<br>トレーニング啓発事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | （再掲　№16） |
| 44 | **生涯スポーツ振興事業**<br>（企画文化・スポーツ振興課） | 生涯スポーツの振興を図るため、ニュースポーツ大会、ファミリースポーツ大会・教室を実施するとともに、ニュースポーツ用具の整備を行います。 |
| 45 | **北九州市民体育祭**<br>（企画文化・スポーツ振興課） | 市民の誰もが参加できるスポーツ、レクリエーション大会として、夏季・秋季・冬季大会を開催します。<br>【参加者数】<br>19 年度：55,405 人　⇒　23 年度：約 58,000 人 |
| 46 | **総合型地域スポーツクラブ<br>育成・支援事業**<br>（企画文化・スポーツ振興課） | 「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、各自の興味やレベルに応じて参加できる多世代・多種目型のクラブ（総合型地域スポーツクラブ）の育成を推進します。<br>【総合型地域スポーツクラブの設置数】<br>20 年度：6 クラブ　⇒　23 年度：7 クラブ |

| | | |
|---|---|---|
| 47 | **指導者育成事業**<br>（企画文化・スポーツ振興課） | 生涯スポーツの振興を図るため、生涯スポーツに関する専門的な知識と技能を学ぶため「北九州市生涯スポーツリーダー養成講座」を実施します。<br>【講座受講者数】<br>20 年度：27 人　⇒　23 年度：50 人 |
| 48 | **学校施設開放事業**<br>（教育・生涯学習課） | 地域スポーツの普及及び児童の安全な遊び場の確保のため、学校教育に支障のない範囲で小・中学校の体育施設を市民に開放します。<br>【開放校数】<br>20 年度：189 校　⇒　23 年度：193 校 |

基本的な施策（３）外出しやすい生活環境の整備

高齢による身体機能の低下に関わりなく、高齢者がいつまでも自らの意思で安心して社会参加できるよう、本市では、道路や公共施設などのバリアフリー化を推進するとともに、安全で安心して利用できる公共交通機関の確保など、高齢者が気軽に外出することができるような支援に取り組みます。

●道路などのバリアフリー化推進

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 49 | **バリアフリーの<br>まちづくり事業**<br>（建設・道路計画課） | 高齢者や障害のある人など、あらゆる人が安全に快適に活動できるよう、歩道の新設や拡幅、平坦化、さらには視覚障害者誘導用ブロックの連続設置など、歩行空間のバリアフリー化に取り組みます。<br>【主要駅周辺における主要経路のバリアフリー化率】<br>19 年度：85%　⇒　24 年度：95% |
| 50 | **ＪＲ既存駅に対する<br>昇降装置整備支援事業**<br>（建築都市・都市交通政策課） | 市内２８のＪＲ駅のうち、１日当たり５千人以上が利用している主要駅１３駅と、北九州空港の最寄り駅となる朽網駅を加えた１４駅を整備の対象とし、昇降装置の整備を行います。<br>【バリアフリー化対象駅（14 駅）】<br>19 年度：11 駅　⇒　22 年度：13 駅 |
| 51 | **超低床式乗合バスの導入促進**<br>（交通・運輸課）<br>（建築都市・都市交通政策課） | 高齢者、障害のある人などの市民が路線バスを利用する際の利便性及び安全性の向上のため、市営バスにノンステップバスやワンステップバスの導入を進めていくとともに、民間バス事業者のバスについてもノンステップバスの導入を促進します。<br>【導入台数】<br>20 年度：3 台　⇒　23 年度：9 台 |

| | | |
|---|---|---|
| 52 | **スポーツ施設バリアフリー化推進事業**<br>（企画文化・スポーツ振興課） | 子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も誰もが気軽にスポーツ施設を利用できるよう、段差のある施設や多目的トイレが設置されていない施設などのバリアフリー化など、計画的な整備を行います。<br>【バリアフリー化施設数】<br>20 年度：7 施設　⇒　23 年度：15 施設 |
| 53 | **身近な公園の整備**<br>（建設・公園建設課） | 子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も誰もが安心・快適に利用できる公園にするため、段差の解消や階段への手すりの設置などバリアフリー化を進めます。また、施設の老朽化した公園については、安全・安心に利用でき、地域ニーズにあった再整備を行います。 |

●外出支援

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 54 | **おでかけ交通**<br>（建築都市・都市交通政策課） | バス路線が廃止になった地区や高台地区において、高齢者を含む住民の生活交通手段の確保を目的として、地域・交通事業者・市の連携により、地元の協力体制づくりや一定の採算性の目途を前提に交通事業者がマイクロバスやジャンボタクシーを運行します。 |
| 55 | **ふれあい定期の発売**<br>（交通・業務課） | 年齢が７５歳以上の人を対象に、北九州市営バス路線(北九州空港線を除く)のうち、北九州市内であれば乗り降り自由の高割引定期券「ふれあい定期」を発売します。<br>【発売件数】<br>19 年度：5,146 件　⇒　23 年度：5,080 件 |

# 各論

## Ⅱ　高齢者の尊厳を共に大切にするまち

## 基本目標２　高齢者の尊厳を共に大切にするまち

高齢化の進展に伴い増加する認知症高齢者や高齢者虐待への対応が大きな課題となっています。

本市においては、認知症の予防から早期発見・早期対応・ケア・家族支援までの総合的な認知症対策を進めるとともに、関係機関・団体との連携のもと、高齢者の虐待防止や権利擁護の仕組みを構築してきました。

しかしながら、今後も高齢化はさらに進展することが予測されており、認知症高齢者の増加に伴う、介護する家族などの負担の増加、また、介護する家族のストレスが高齢者虐待につながるケースが増えることなどが考えられ、認知症対策や虐待防止・権利擁護の取組みを、これまで以上に推進していくことが求められます。

そのためには、認知症や高齢者虐待防止に関する正しい知識や理解を普及し、より多くの市民の理解と協力を得ながら、高齢者の尊厳を守るための取組みを進めていかなければなりません。

認知症対策の充実・強化を図るとともに、高齢者の虐待防止・権利擁護の取組みを充実させることで、高齢者が認知症や介護が必要な状態になっても、市民の理解と協力によって、住み慣れた地域で社会の一員として安心して生活できる「高齢者の尊厳を共に大切にするまち」の実現を目指します。

## 【施策の方向性１】認知症対策の充実・強化

認知症になっても誰もが住み慣れた地域で、家族や地域住民、かかりつけ医や専門機関などの見守りによって安全に安心して暮らしていけるよう、予防から早期発見・早期対応・ケア・家族支援までの一貫した取組みや認知症高齢者を見守り、支える環境づくりなど、若年性認知症も含め、総合的な認知症対策の充実・強化を図ります。

### 基本的な施策（１）予防から早期発見・早期対応・ケア・家族支援までの一貫した対応の充実

本市では、高齢者自らの予防意識の向上を図るとともに、軽度認知障害（ＭＣＩ；認知症ではないが、全く健康な状態でもない、その中間にある状態）対策を推進し、認知症の発症予防に取り組みます。

また、早期発見・早期対応を実現するための医療体制の充実や医療・介護・福祉の連携強化による認知症ケア体制の充実に加え、認知症に関する相談体制を確保し、認知症の予防から早期発見・早期対応・ケア・家族支援までの一貫した対応の充実に取り組みます。

●認知症発症予防の取組み

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| ㊨<br>56 | **軽度認知障害対策推進事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 軽度認知障害に関する啓発を推進するとともに、市民センターなどで軽度認知障害のスクリーニング検査を実施することにより、専門医療機関や予防活動につなぐなど早期発見・早期対応を行います。<br>【スクリーニング検査を受けた人数】<br>23 年度：500 人 |
| 再 | **認知症を予防するための心と体の健康づくり事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№21） |
| 再 | **訪問等による介護予防支援事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | （再掲　№14） |

※事業概要の数値は、実績値及び目標値です。

●早期発見・早期対応の取組み

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 57 | **認知症の早期発見・早期対応促進事業**<br>（保健福祉・精神保健福祉センター） | 精神科、神経内科、脳神経外科、内科などの市内の医療機関の協力により高齢者が気軽に受診できる専門外来として「ものわすれ外来（認知症についての外来窓口）」を設置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期発見・早期対応を目指します。また、協力医療機関担当医やかかりつけ医を対象とした各研修の実施により、専門性の向上と関係機関の連携を図ります。<br>【受診者数(新規相談数)】<br>19 年度：1,709 人　⇒　23 年度：2,000 人 |
| ㊨<br>58 | **認知症対策連携強化事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため設置した「認知症疾患医療センター」を有効に活用し、保健・医療・介護機関などと連携強化を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、急性期医療、専門医療相談、研修などを実施します。また、福祉・介護の担当者との連携を図り、地域における認知症ケア体制の強化を図ります。 |

●認知症に関する相談・家族への支援

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| ㊨<br>59 | **認知症コールセンター**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 認知症高齢者や家族などへの精神面での支援や情報提供を行うため、認知症の本人や家族がかかえる不安・悩みなどについて相談できるコールセンターを設置します。 |
| 60 | **ささえあい相談会**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 介護経験者などが、在宅で認知症高齢者や寝たきり高齢者などを介護している家族からの相談を生涯学習センターなどで受け、また介護にかかるアドバイスを行うことにより、家族介護者の精神的負担を軽減するとともに、介護経験者の知識・経験を活かす場をつくります。<br>【相談件数】<br>19 年度：78 件　⇒　23 年度：120 件 |
| 61 | **高齢者見守りサポーター派遣事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 認知症などの高齢者を介護している家族の精神的身体的負担を軽減するため、サポーター研修を受講したボランティアが、高齢者の自宅を訪問し、見守りや話し相手を行います。<br>【実利用者数】<br>19 年度：24 人　⇒　23 年度：50 人 |

## 基本的な施策（２）認知症を正しく理解し支える人材の育成と活動支援

認知症になっても、誰もが長年住み慣れた地域において、その人らしく生活していくためには、支え手となる多くの市民が認知症を正しく理解する必要があり、認知症に関する正しい理解の促進は、総合的な認知症対策を進めていくうえでの土台と言えます。

そのため、本市では、認知症に関する正しい知識や理解を広く市民に普及するとともに、認知症高齢者のケアに携わる専門職の知識・技術の向上や認知症対策に関する共通理解を得るための人材育成や活動支援に取り組みます。

●認知症に関する正しい理解の促進

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 62 | **認知症啓発促進事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 認知症の正しい理解の普及・啓発のため、啓発物の作成や講演会などを行い、認知症高齢者やその家族を地域で支えていくための環境づくりを行います。また、関係団体が主催する啓発事業に協力し、協働体制を強めます。<br>【認知症啓発月間講演会参加者数】<br>19 年度：568 人　⇒　23 年度：1,000 人 |
| 63 | **認知症サポーター<br>キャラバン事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 本人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症を理解して、認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」の養成に取り組みます。<br>【認知症サポーター数】<br>19 年度：10,541 人　⇒　23 年度：30,000 人 |

●認知症ケアにあたる専門職の育成

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 64 | **認知症介護研修事業**<br>（保健福祉・介護保険課） | 認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、事業所の指導的立場にある人および介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する研修を実施します。<br>【参加者数】<br>19 年度：405 人　⇒　23 年度：430 人 |

## 基本的な施策（３）認知症高齢者の安全の確保

認知症高齢者が徘徊行動により所在不明となった場合でも、本人の安全や家族などの安心を確保するため、本市では、対象者を早期に発見するための取組みを推進します。

また、身元不明の認知症高齢者を保護した場合において、身元が判明するまで適切に保護するための体制を構築します。

●認知症高齢者の安全確保

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 65 | **徘徊高齢者等ＳＯＳ<br>ネットワークシステム**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 認知症の高齢者や障害のある人などが徘徊行動により所在不明となった場合に、警察、区推進協議会、タクシー会社などが連携したネットワークにより、早期発見、早期保護を図ります。<br>【ＳＯＳネットワーク登録者数】<br>19 年度：358 人　⇒　23 年度：900 人 |
| 66 | **徘徊高齢者等<br>位置探索サービス**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | GPS を利用した２４時間３６５日対応の位置探索システムにより、徘徊高齢者などを介護している家族からの依頼に基づき、徘徊高齢者などの現在位置の情報を家族へ提供します。<br>【利用者数】<br>19 年度：55 人　⇒　23 年度：80 人 |
| ㊨<br>67 | **徘徊高齢者等一時保護事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 身元不明の認知症高齢者を保護した際に、２４時間３６５日利用できるベッドを福祉施設に確保するなど、徘徊認知症高齢者の保護を目的とした緊急対応システムを構築します。 |

## 【施策の方向性２】虐待防止・権利擁護の推進

すべての高齢者の権利が尊重され、その人らしくいきいきと安心して生活ができるよう、介護する家族への支援を充実するとともに、地域住民や関係団体、専門機関や介護サービス事業者などと連携を図りながら、高齢者の虐待防止・権利擁護の仕組みの強化に取り組みます。

### 基本的な施策（１）介護する家族への支援の充実

在宅における高齢者虐待が発生する要因の一つとして、介護される高齢者の認知症による問題行動や、長年にわたり介護する家族の精神的・身体的なストレスがあげられます。

そのため、介護する家族の負担を軽減することで、高齢者虐待の予防に取り組みます。

●高齢者を介護する家族への支援

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 再 | **ささえあい相談会**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№60） |
| 再 | **高齢者見守りサポーター派遣事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№61） |
| 68 | **家族介護慰労金支給事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 重度の介護を要する高齢者を、介護保険のサービスを利用せずに介護している家族への慰労として、年額 10 万円を支給します。 |

### 基本的な施策（２）虐待防止・権利擁護の仕組みの強化

高齢者への虐待を防止するため、地域や関係機関との連携により早期発見から迅速かつ適切な対応、継続的な見守りまでの一貫した虐待防止の仕組みを強化します。

また、すべての高齢者の権利を尊重し、高齢者などをねらった詐欺や悪質商法などから財産を守ることなど、高齢者の権利擁護を市民や関係機関・団体との協働により推進します。

（１）在宅における高齢者虐待防止のための取組み

在宅における高齢者への虐待を防止するためには、介護を要する高齢者とその家族を民生委員やかかりつけ医、ケアマネジャーやヘルパーなどの地域のネットワークによって見守り、虐待に気づいたときはすぐに専門機関につなぐなど、迅速かつ適切な対応を行う仕組みづくりが必要です。本市では、地域包括支援センターで虐待に関する相談、情報の提供を受け、統括支援センターが虐待防止ネットワークと連携し、専門的・技術的に支援するシステムを構築しています。

虐待防止のためには特に早期発見、早期対応が重要であり、虐待情報を入手した際は、まずは本人及び家族の状況や事実を確認し、緊急性を判断します。生命の危険があるなどの緊急を要するケースについては、統括支援センターが中心となり、警察や弁護士などの専門機関の協力を得て、虐待を受けている高齢者を施設に入所させるなどの措置を行います。また、緊急を要しないケースについては、地域包括支援センターが介護サービス事業者や地域との連携によって、必要なサービスの提供や本人と家族間の調整を図り、見守りを続けます。

さらに、学識経験者や医師、弁護士などの専門機関及び介護サービス事業者などで構成する「北九州市権利擁護推進会議」において、虐待防止システムの評価や虐待防止に係る調査研究などを行います。

●総合的な虐待対策の推進

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 69 | **高齢者虐待防止事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 地域包括支援センターを中心とした、地域レベル・区レベル・市レベルの三層構造の虐待防止システムによって、サービスの導入や養護者（介護者）の支援、虐待予防の啓発などを行います。また、医師・弁護士・警察などからなる虐待防止ネットワークと緊密な連携を図ることによって虐待を防止します。 |
| 12<br>③ | **地域包括支援センター運営事業**<br>【権利擁護】<br>（保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課） | 高齢者が地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的な視点からの支援を行います。 |

【在宅における虐待防止システム】

（２）施設及び介護サービス事業者による高齢者虐待防止のための取組み

本市では、老人福祉法や介護保険法に基づく施設や介護サービスに従事している人による高齢者虐待の防止のために、虐待の予防から迅速かつ適切な対応にいたるまでの一貫した「施設及び介護サービス事業者による高齢者虐待防止システム」を構築しています。

その中で、事業所・施設の管理者や従事者などを対象として、高齢者虐待防止に関する正しい理解を促進するための啓発や研修を実施して虐待を予防するとともに、認知症に関する知識など高齢者へ適切なケアを提供するために必要な知識の普及・啓発を行います。また、虐待の窓口として、虐待に気づいた従事者、高齢者の家族、虐待を受けた高齢者などが相談・通報・届出するための窓口を設置するとともに、従事者などが相談しやすいよう高齢者虐待防止法の PR に努めます。

さらに、介護サービス相談員や地域福祉権利擁護事業の生活支援員などが、施設入所者の相談を受けることなどで、虐待の可能性への気づき、早期発見につなげます。施設の従事者、高齢者や家族などから区役所へ虐待の通報を受けた場合は、速やかに事実の確認のための調査を行い、「尊厳擁護専門委員会（高齢者介護の質の向上委員会）」などの助言を踏まえて、虐待かどうかを判断します。虐待と判断された場合は、県に報告するとともに、老人福祉法や介護保険法に基づき適切な指導を行い、指導などに応じない場合は県と連携した対応を行います。

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 70 | **施設及び介護サービス事業者による高齢者虐待防止システム**<br>（保健福祉・介護保険課） | 高齢者へ適切なケアを提供するために必要な知識の普及・啓発を行います。<br>また、虐待に気づいた家族や介護サービス従事者などが相談・通報・届出するための窓口を設置します。<br>虐待と判断された場合は、県に報告するとともに、老人福祉法や介護保険法に基づき適切な指導を行います。 |

【施設及び介護サービス事業者による高齢者虐待防止システム】

（３）高齢者の権利擁護を推進するための取組み

本市では、認知症などにより判断能力が衰えた高齢者の尊厳を守り、その人らしい生活の継続性を支援するとともに、経済的虐待や詐欺、悪質商法などから高齢者の権利や財産を守るための権利擁護や成年後見の取組みを、市民や関係機関・団体との協働により推進します。

●権利擁護の推進

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 71 | **成年後見制度利用支援事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 判断能力が衰えた高齢者の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用促進のため、制度の利用に係る相談や啓発を行います。また、身寄りがなく、かつ本人の申立てが困難な高齢者に代わり、市長が審判の申立てを行うとともに、生活保護受給者などについては申立て費用及び後見人などへの報酬を助成します。<br>【市長申立て件数】<br>19 年度：8 件　⇒　23 年度：14 件 |
| 再 | **市民後見促進事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№29） |
| 72 | **地域福祉権利擁護事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 判断能力が衰えてきた高齢者などに対し、生活支援員が福祉サービスの手続きや日常生活に必要な金銭管理サービス、財産管理サービスなどを行うとともに、日常生活の見守りも行います。<br>【契約者数】<br>20 年度：205 件　⇒　23 年度：310 件 |

## 【官民協働による権利擁護システム】

# 各論

## Ⅲ　高齢者を地域で支えるまち

## 基本目標３　高齢者を地域で支えるまち

本市では、地域全体での支え合いを実現するための仕組みとして、全国に先駆けて、地域（小学校区）レベルでの活動を区、市レベルでバックアップする「北九州方式の地域福祉のネットワークづくり」に取り組み、その中で、保健・医療・福祉・地域関係者との連携・協働の仕組みを培ってきました。

また、平成１８年４月に開設した「地域包括支援センター」を中心に、本市の地域福祉のネットワークの強化・充実を図ることで、高齢者に関する様々な相談から対応まで、一貫性・連続性のある支援を行っています。

しかしながら、急速な高齢化の進展に伴う一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加に加え、個人の価値観やライフスタイルの多様化、オートロック式集合住宅の普及などによる「地域のつながりの希薄化」や、その結果としての地域社会からの「高齢者の孤立」は全国的に大きな課題となっており、本市においても例外ではなくなっています。そのため、保健・医療・福祉の関係者や地域、住民の連携を強化し、地域福祉ネットワークの更なる充実を図り、高齢者の見守り・支援体制を強化することが求められています。

一方で、これまでの人生で多くの知識や経験を培ってきた高齢者は、少子高齢化の時代における地域活動の担い手として大いに期待されます。

高齢者が持つ豊かな知識や経験、能力は本市の大きな財産であり、それらが個人の生きがいや趣味活動の枠を超え、地域社会の中で積極的に活用されることによって、本市における地域活動はますます活発になると考えられます。

そのためには、高齢者だけでなく、これから高齢期を迎える退職した人、あるいは退職を控えた人が円滑に地域活動に参加するための仕組みづくりや意識啓発が必要となります。

地域における高齢者の居場所づくりや見守り･支援の仕組みを推進するとともに、高齢者の地域活動への参加を促進することで、高齢者も担い手となりながら、地域全体で高齢者の安全・安心な生活を支えていく「地域で高齢者を支えるまち」の実現を目指します。

## 【施策の方向性１】高齢者の地域社会への参加支援

高齢者が地域における役割を見い出し、自らも地域福祉を担う一員であるという意識の醸成を図るため、本市は、地域活動やボランティア・ＮＰＯ活動などを通じた高齢者の地域社会への参加について、生きがいづくりや介護予防の視点も持ちながら支援します。

### 基本的な施策（１）積極的な地域活動の促進

高齢者がいきいきと生活し、積極的に社会参加するためには、高齢者を取り巻く状況について、市民が共通の理解と認識を深めるとともに、多彩な情報を提供し、高齢者の自発的な社会参加を促進することが必要です。

そのため、本市では、各種イベントの開催による意識啓発や地域交流などの場を提供するとともに、高齢者が自発的に取り組む地域活動への支援を行います。

（１）高齢者相互や世代を超えた交流の促進

高齢者が地域社会に参加できる環境づくりを促進するためには、市民一人ひとりの高齢者に対する理解や高齢社会全般に関する意識の醸成が必要です。

そのため、本市では、高齢社会に対する市民意識の醸成に向けた啓発や交流の機会づくりの提供に取り組みます。

●高齢社会に対する意識醸成に向けた啓発

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 73 | **敬老行事**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 長年にわたって社会に貢献してきた高齢者を敬うとともに、市民の高齢社会に対する認識を深めるため、時代のニーズに応じた、さまざまな長寿のお祝いに関連する事業を行います。①年長者の祭典　②敬老祝金　③地域での敬老行事に対する補助 |
| 74 | **高齢社会を考える区民の集い**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 高齢社会への市民の共通の理解と認識を確立し、友愛訪問や地域助け合い活動などを活発にしていくことを目的に、区ごとに啓発イベントを開催します。 |
| 75 | **人にやさしいまちづくりの推進**<br>（保健福祉・総務課） | 高齢者を含めた誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して快適に生活できる「人にやさしいまち」を実現するため、年齢や障害の有無などの違いを相互に理解し、尊重し合う「心のバリアフリー」を推進するための啓発事業や情報提供を行います。 |

※事業概要の数値は、実績値及び目標値です。

●世代間交流の機会

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 76 | **高齢者による<br>子育て支援モデル事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 高齢者による豊富な経験を活かした子育て支援を行うボランティア活動を支援することで、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの一翼を担うとともに、高齢者自身の生きがいづくりなどを促進します。 |
| 77 | **地域でつくる子育て応援事業**<br>（子ども家庭・子育て支援課） | 子育て支援ネットワーク会議の運営や子育てに関するボランティアの育成などを支援し、子育て支援の関係者や関係機関との連携強化を図ることで、地域で子育てを支援していく仕組みづくりを進めます。 |
| 78 | **生活体験通学合宿**<br>（教育・生涯学習課） | 小学校４～６年生の子どもたちが市民センターに寝泊まりしながら通学し、高齢者など地域の大人の協力を得ながら、食事の支度、掃除、洗濯などの基本的な生活体験や異年齢交流を体験します。<br>【実施館数（市民センター）】<br>２０年度：５５館　⇒　２３年度：７６館 |

（２）高齢者の自主活動・地域活動の促進

高齢者が体力や能力に応じて積極的に社会参加を図れるよう、地域における活動・交流の場や機会を提供するとともに、高齢者の主体的な活動を支援していきます。

●高齢者の地域活動の促進

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 79 | **老人クラブ活動の促進**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 老人クラブの地域社会における社会奉仕活動、創造的活動などを促進し、高齢者福祉の増進を図ります。また、地域における世代間の交流を深め、地域社会の一員として介護予防への取組みなど、積極的な役割を果たすことができるよう支援を行います。<br>①　単位老人クラブへの助成<br>②　市・区老人クラブ連合会への助成<br>③　高齢者の健康づくり支援事業<br>④　年長者の生きがいと創造の事業 |
| 再 | **市民センターを拠点とした<br>健康づくり事業**<br>（保健福祉・健康推進課） | （再掲　№2） |

| | | |
|---|---|---|
| 再 | **まちづくり参画<br>チャレンジ事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№28） |
| 80 | **住民主体の地域づくり**<br>（総務市民・地域振興課） | まちづくり協議会を中心に「住民主体の地域づくり」をより一層促進するため、①まちづくり協議会へのより多くの地域団体の参画を図るとともに、地域課題に応じた部会を設置・再編するなど「まちづくり協議会の組織充実」②市の各局が、事業ごとに地域団体に交付している既存の補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付する「地域総括補助金の導入」などの「新たな地域づくり」を各まちづくり協議会に提案するとともに、その取組みを支援します。<br>【「新たな地域づくり」実施団体数】<br>20 年度：98 団体　⇒　23 年度：全まちづくり協議会数 |
| 81 | **校区まちづくり<br>＜企画・実践＞事業**<br>（総務市民・地域振興課） | 住民主体の地域づくりを促進するため、まちづくり協議会を中心に地域が一体となって、地域づくりの計画を策定する活動や、地域課題の解決を図る活動を支援します。<br>【事業実施団体数】<br>20 年度：企画 のべ 62 団体、実践 86 団体　⇒<br>23 年度：企画 のべ 83 団体、実践 全まちづくり協議会数 |
| 82 | **まちづくり<br>ステップアップ事業**<br>（総務市民・地域振興課） | まちづくり活動を行うＮＰＯ・ボランティア団体などのまちづくり団体が実施する地域の特性を活かした自主事業や個々の特性・個性を活かした団体相互間の協働によるまちづくり事業を支援します。また、ＮＰＯなどの市民活動団体が行う専門性を発揮した取組みや先進的な事業に対して助成を行います。 |
| 83 | **無形民俗文化財伝承活動<br>補助事業**<br>（教育・文化財課） | 国・福岡県・市の指定となっている無形民俗文化財の保存、伝承及び公開に関する事業（事業の実施に必要な用具の修理を含む）の経費について、事業を実施する保存団体に補助金を交付します。 |

●活動の場・機会の提供

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 再 | **新門司老人福祉センターの管理運営**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№36） |
| 再 | **年長者いこいの家**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№37） |
| 84 | **市民センター整備事業**<br>（総務市民・市民センター室） | 市民センターは、地域における住民の交流及び自主的活動の拠点施設として、概ね１小学校区１市民センターを基本に設置しています。この市民センターの改修や建替えを行うとともに、「市民サブセンター構想」に基づく市民サブセンターの設置を進めます。<br>【市民センター・市民サブセンター館数】<br>19 年度：市民センター　128 館<br>市民サブセンター　0 館<br>23 年度：市民センター　129 館<br>市民サブセンター　5 館 |

基本的な施策（２）ボランティア・ＮＰＯ活動の促進

地域福祉を推進する担い手の一員であるボランティア・NPO の活動に、高齢者やこれから高齢期を迎える人達が自発的・積極的に参加できるよう、本市は、ボランティア・ＮＰＯに関する情報提供や活動に携わる人材育成、活動の支援などを行います。

●活動の支援・促進

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 85 | **ＮＰＯ・ボランティア活動促進事業**<br>（総務市民・地域振興課） | 市民活動サポートセンターの運営を中心にＮＰＯ・ボランティア活動に関する相談受付や情報提供、研修・啓発事業などを通して、ＮＰＯなどの市民活動団体の活発化及び活動参加のきっかけづくりを促進するとともに、活動の場や交流機会の提供により、団体間のネットワークづくりを支援します。 |
| 86 | **市民活動保険**<br>（総務市民・地域振興課） | 市民が安心して地域活動やボランティア活動に参加できるように、これらの活動に参加する市民全員を対象として、市が保険の加入に一定の水準の補償を行います。 |

| | | |
|---|---|---|
| 87 | **ボランティア活動推進事業**<br>（保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課） | 市内のボランティア活動活性化のため、「ボランティア・市民活動センター」や、市民により身近な拠点である「区ボランティアセンター」において、活動に関する情報の収集と提供、需給調整を行います。 |

●活動に携わる人材の育成

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 再 | **年長者研修大学校及び<br>穴生ドーム運営事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№25） |
| 再 | **ボランティア大学校運営事業**<br>（保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課） | （再掲　№30） |

## 【施策の方向性２】地域における安全・安心の確保

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心な生活を継続できるよう、関係団体・機関とも連携しながら地域における高齢者の居場所づくりなど、見守り・支援の仕組みの充実を図ります。

### 基本的な施策（１）見守りネットワークの充実

一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増える中で、地域で孤立する高齢者に対応していくためには、地域全体での見守り・支援体制が必要となります。

本市には、これまで培ってきた「北九州方式による地域福祉のネットワーク」をはじめ、高齢者の見守り・支援に関する様々な社会資源があります。

また、平成 18 年度以降、地域における高齢者の総合相談窓口である「地域包括支援センター」を拠点としながら、地域福祉のネットワークの強化に取り組んできたところです。平成 20 年度からは、地域福祉のネットワークをさらに充実・強化するため、高齢者に限らず「すべてのいのちを大切にする」という強い信念のもと、「いのちをつなぐネットワーク事業」を始めました。今後も地域にある様々な資源を結びつけ、それらが有効に機能するよう、見守りネットワークの充実に取り組みます。

●ネットワークを充実させるための取組み

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 88 | **いのちをつなぐ<br>ネットワーク事業**<br>（保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課） | 市民が家族や地域から孤立し、様々な制度やサービスを受けられないまま死に至ることがないよう、既存の地域におけるネットワークや見守りの仕組みを結びつけ、網の目を細かくしていくことで、地域福祉ネットワークの充実・強化を図ります。 |
| 89 | **保健・医療・福祉・地域<br>連携システムの推進**<br>（保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課） | 子どもから高齢者まですべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が、相互に連携・協働して支援の必要な人を地域で支えていく取組みの検討を通して、地域福祉の推進を図ります。 |
| 再 | **高齢者支援のための<br>地域づくり事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№24） |
| 12<br>④ | **地域包括支援センター<br>運営事業**<br>【総合相談支援】<br>（保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課） | 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげるなどの支援を行います。 |

●行政が実施する様々な見守り

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 90 | **高齢者住宅等安心確保事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | ふれあいむら及び高齢者向け優良賃貸住宅について、高齢者の安否確認や生活相談などを行うため、生活援助員の派遣を行い、高齢者の安心を確保します。<br>【対象戸数】<br>19 年度：232 戸　⇒　23 年度：262 戸 |
| 91 | **市営住宅ふれあい巡回事業**<br>（建築都市・住宅管理課） | 市営住宅に居住する高齢者が安心して住めるように、「ふれあい巡回員」が市営住宅を巡回し必要な住宅管理業務を行いながら、市営住宅に住む６５歳以上単身者を訪問し、抱えている悩みなどの相談先を助言します。<br>【ふれあい巡回訪問件数】<br>19 年度：13,753 件　⇒　23 年度：15,100 件 |
| 92 | **いきいき安心訪問の充実**<br>（消防・警防課） | 女性消防団員が二人一組で、一人暮らしの高齢者宅を訪問し、火災予防や家庭内で発生しやすい事故防止の指導、地震や台風などの大災害時の避難方法や避難場所の周知、交通安全指導などに加えて、必要に応じて、家庭内の簡単な身の回りの整理整頓や福祉相談などを行います。<br>【高齢者訪問世帯数】<br>20 年度：2,464 世帯　⇒23 年度：2,464 世帯 |
| 93 | **緊急通報システム事業**<br>（消防・予防課<br>保健福祉・高齢者支援課） | 高齢者や重度身体障害者など緊急事態を自力で回避することができないと認められる方を対象に、通報システムや火災センサーなどを各家庭へ取り付け、24 時間体制で緊急時の通報を消防指令センターで受信し、受信の内容により救急車などの出動や近隣の協力員に駆けつけを要請するなど、迅速な対応を行います。<br>【稼動数】<br>19 年度：3,333 件　⇒　23 年度：約 3,800 件 |

●地域における居場所づくり

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| ㊨<br>94 | **（仮称）サロン活動研究事業**<br>（保健福祉・総務課） | 高齢者などの閉じこもり防止、生きがいづくり、健康づくりなどに寄与し、ひいては見守りの拠点にもなる地域の居場所づくり（サロン活動）の効果的な実施方法や地域への普及方法などについて研究を行います。 |

## 基本的な施策（２）防災・防犯対策の推進

高齢者が犯罪や事故に巻き込まれることなく、また、風水害などの災害が発生した場合においても安心して生活を継続できるよう、行政は、高齢者の日常生活上の不安を取り除くための防災・防犯対策を推進します。

●防災対策

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 95 | **災害時要援護者避難支援制度**<br>（消防・防災課） | 風水害などの災害時に自力で迅速に避難することが困難な在宅の高齢者や障害のある人などを「災害時要援護者」として登録し、地域の「支援者」による情報の伝達、避難行動の支援及び安否確認などの見守り・支え合いの体制づくりを、市民防災会や福祉関係者を中心とした地域コミュニティと行政の協働で推進します。 |
| 96 | **住宅防火対策の推進**<br>（消防・予防課） | 「住宅火災の半減」及び「建物火災における高齢者の焼死率の半減」を目標として、「個人と地域の自立」を視点に、消防職員による高齢者などの世帯の防火訪問など、各種防災行事を通じ、防火指導や住宅用火災警報器の普及促進、地域における住宅防火対策を進めます。<br>【住宅防火訪問件数】<br>20 年度：3,000 件　⇒　23 年度：3,000 件 |
| 97 | **福祉施設等の安全対策**<br>（消防・指導課） | 社会福祉施設の新築・増築時の建築確認申請に伴う事前相談や消防同意時において、「社会福祉施設の防火安全指導指針」に基づく防火安全指導を推進します。また、平成 18 年に発生した長崎県認知症グループホーム火災を受け、平成 19 年に消防法施行令の一部が改正されました。これを受け、本市においても認知症高齢者などの自力避難困難者が入所する施設における防火対策の充実を図ります。<br>【病院・診療所・老人福祉施設に対する消防同意件数】<br>19 年度：53 件　⇒　23 年度：60 件 |
| 98 | **地区安全担当制度事業のさらなる推進**<br>（消防・警防課） | 安全・安心なまちづくりの実現を図るため、地区安全担当制度により、消防隊が地域住民と一体となって地域に密着したきめ細かい防災行政を推進します。<br>【市民防災推進行事などの取組み件数】<br>19 年度：21,281 件　⇒　23 年度：21,000 件 |

| | | |
|---|---|---|
| 99 | **高齢者に対する<br>救急対策事業**<br>（消防・救急課） | 不慮の事故などのいざという時に、迅速に対応できるよう応急手当講習を開催しています。その中で、高齢者の安全と安心を確立させるため、現に就業しているホームヘルパーなどに対しても応急手当講習を実施します。<br>【ホームヘルパーなどの受講者数】<br>20 年度：800 人　⇒　23 年度：1,000 人 |
| 100 | **高齢者に対する<br>予防救急の普及啓発**<br>（消防・救急課） | 救急隊の出動した救急事案から、家庭内やその周辺で発生した事故の形態や受傷状況を調査・分析し「家庭内で起きた事故の分析結果」として取りまとめ、高齢者の家庭内における事故防止の啓発に資するため、ホームページに掲載し広く資料提供します。 |
| 101 | **高齢者交通安全の推進**<br>（総務市民・安全・安心課） | 高齢化の進展に伴い、ますますの増加が懸念される高齢者の交通事故を防止するため、高齢者の事故の特徴や身体的特性に応じた交通安全教育や調剤薬局での反射材の配布などを実施します。また、交通安全運動を中心とした広報啓発活動を行い、高齢者の交通安全意識の高揚や交通安全知識の浸透を図ります。 |
| 102 | **高齢者に対する<br>消費者被害対策の推進**<br>（総務市民・消費生活センター） | 高齢者が消費者被害に遭わず、安心して生活できるよう、民生委員や介護事業者など高齢者を見守っている人に対して啓発講座を行うほか、介護事業者などに対して消費者被害の情報をメールで配信し、高齢者の被害未然防止につなげます。<br>【啓発講座の受講者数】<br>19 年度：1,500 人　⇒　23 年度：1,500 人 |

【地域包括支援センターを拠点とした高齢者の見守り・支援のネットワーク】

# 各論

## Ⅳ　高齢者が質の高いサービスを利用できるまち

## 基本目標４　高齢者が質の高いサービスを利用できるまち

介護保険制度は、介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせるよう、介護が必要な人を社会全体で支える仕組みです。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していくためには、サービスの量を確保するとともに、それらの質の維持・向上を図ることが必要です。そのため、高齢者のケアに携わる人材の知識や技術の向上を図るとともに、高齢者ケアの分野に人材が定着するための環境整備が重要となります。

また、介護や支援を必要とする高齢者に対して、必要な情報を提供するとともに、利用者からの苦情・相談に対する適切な対応を行うなど、高齢者が質の高いサービスを適切に選択・利用できるよう体制整備に取り組むとともに、介護保険のサービスやそれを補完する在宅福祉サービスの質・量の充実を図ることで、「高齢者が質の高いサービスを安心して利用できるまち」の実現を目指します。

## 【施策の方向性１】高齢者にわかりやすい仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、多様化する相談への対応とともに、いつでも相談できることが重要となります。

また、高齢者が適切なサービスを選択・利用できるよう、様々なサービスや制度をはじめ、事業者に関する情報などを入手しやすい環境も必要です。

そのため、地域包括支援センターを中心とした高齢者にわかりやすい相談・支援体制の充実を図るとともに、高齢者やその家族が適切なサービスを選択・利用するための情報提供の充実に取り組みます。

### 基本的な施策（１）地域包括支援センターを中心とした相談・支援体制の充実

本市では、権利擁護・虐待、認知症対策、介護予防などの課題に行政としての責任と権限を持って対応するとともに、地域福祉ネットワークや、見守り・相談体制の更なる充実・強化を図っていくため、引き続き、地域包括支援センターを直営により運営していきます。

① 北九州方式による地域包括支援センターの運営

ワンストップの総合相談窓口として、介護に関する相談から権利擁護、その他高齢者の保健・福祉に関するさまざまな相談を一元的に受け付け、「出前主義」による相談体制を構築しています。

さらに、平日の夜間や休日における緊急の電話相談に対しても、社会福祉士などの資格を有する専門の相談員が対応しています。

【地域包括支援センターの設置】

高齢者人口やセンターの扱う業務量などを総合的に考え、地域包括支援センターを２４箇所、さらに地域包括支援センターをバックアップする統括支援センターを各区役所１箇所の計３１箇所設置し、効果的・効率的な運営を行っています。

【官民協働の人員体制】

地域関係者との連携の維持、迅速な行政処分の行使、地域ケアネットワークの主体的構築を図るため、行政保健師を配置し、社会福祉士や主任介護支援専門員、介護支援専門員といった専門職に関しては、北九州市高齢者介護の質の向上委員会の構成団体などから人材を派遣してもらうなど“官民協働”の運営を行っています。

●地域包括支援センターの運営

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 再 | **地域包括支援センター運営事業**<br>【総合相談支援】<br>（保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課） | （再掲　№12 ④） |

※事業概要の数値は、実績値及び目標値です。

# 【北九州方式による地域包括支援センター】

② 様々な相談窓口の充実

多様化する高齢者の相談に対応するため、様々な相談窓口を設置します。

また、介護保険に関する解決困難な苦情などについては、「北九州市高齢者介護の質の向上委員会（尊厳擁護専門委員会）」を設置し、介護サービス事業所における苦情や虐待などに対応しています。

●様々な相談窓口機能の充実

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 103 | **あんしん法律相談事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 要援護高齢者又はその家族などを対象に、「借地・借家」「相続」「金銭管理」「近隣とのトラブル」など民事・刑事上の法律に関わる問題について、福岡県弁護士会北九州部会の協力を得て、各区役所において無料で法律相談を実施します。<br>【相談件数】<br>19 年度：94 件　⇒　23 年度：120 件 |
| 104 | **高齢者住宅相談事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 各区役所において、介護を必要とする高齢者の住まいの改良に関する一般的な相談や、高齢者仕様の住宅建築などに関する専門的な相談に応じ、これらの方々の在宅生活を支援します。<br>【相談件数】<br>19 年度：277 件　⇒　23 年度：400 件 |
| 105 | **高齢者排泄相談事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 主に尿もれや頻尿など、排泄に関して悩みのある高齢者やその家族、あるいはかかりつけ医やケアマネジャーなどが気兼ねなく相談できる排泄ケアの専門相談窓口として、「電話相談」と「相談会」を実施します。また、高齢者の排泄ケアに関する知識の普及・啓発のため、研修会などを開催します。<br>【相談者・研修会など参加者】<br>19 年度：272 人　⇒　23 年度：300 人 |
| 106 | **介護サービス相談員派遣事業**<br>（保健福祉・介護保険課） | 介護保険施設などの介護サービス現場に、利用者・家族と事業所との橋渡し役として相談員を派遣し、利用者・家族からの相談に応じ、疑問・不満・不安の解消を図ります。<br>【派遣施設・事業所数】<br>19 年度：106 箇所　⇒　23 年度：150 箇所 |

| | | |
|---|---|---|
| 107 | **心配ごと相談所運営委託事業**<br>（保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課） | 高齢者などの生計や家庭に関する問題など、民生委員が主体となって様々な心配ごとの相談に応じる「よろず相談」として、市民センターや生涯学習センターなど、市民の身近なところで気軽に相談できる窓口を設置する。（23 年度までに見直しを行う予定。） |
| 108 | **住まいの相談支援事業**<br>（建築都市・住宅計画課） | 北九州市住生活基本計画の実現に向け、従来の相談窓口を拡充し、高齢者などが居住する地域における相談体制の強化などを図ります。 |
| 109 | **出張所における**<br>**保健福祉相談事業**<br>（総務市民・区政課） | 市民サービスの向上を図るため、曽根、折尾、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉などに関する相談対応や申請書の受付を行います。<br>【年間相談件数】<br>19 年度：16,973 件　⇒　23 年度：17,000 件 |

# 介護保険に関する苦情・相談対応の仕組み

## 基本的な施策（２）質の高いサービスを適切に選択・利用できる環境の整備

高齢者やその家族が適切なサービスを選択・利用できるよう、介護サービス提供にかかる契約に関して標準となる契約書を作成するとともに、サービスを提供する事業者に関する情報や市の高齢者に関するサービスについて積極的な情報提供に取り組みます。

### （１）適切にサービスを選択・利用するための情報提供の推進

本市では、利用者と事業者双方の権利義務関係を明確にするとともに、双方を保護する観点から、安心して介護保険サービスの利用に係る契約を締結できるよう、市と福岡県弁護士会北九州部会との協働で標準的な契約書を作成しています。

また、介護サービスの質の向上と利用者の事業者選択のための情報提供を目的として、事業者が提供する介護サービスの質を市が認定した機関が客観的評価を行い、その結果を公表しています。

あわせて、福岡県が実施する「介護サービス情報の公表制度」に基づく事業者情報を、本市のホームページや地域包括支援センターでも得られるようにし、利用者が質の高いサービスを適切に選択・利用できる体制を推進していきます。

このほか、介護保険サービスやそれ以外の在宅福祉サービスなどをまとめた「高齢者のサービスガイド」や保健福祉施策の概要本である「保健福祉レポート」などの作成・配布、市ホームページでの情報発信など、さまざまな機会を活用した情報提供を進めていきます。

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 110 | **介護サービス利用標準契約書の普及**<br>（保健福祉・介護保険課） | 安心して介護保険サービス利用に係る契約を締結できるよう、利用者と事業者双方の権利義務関係を明確にするとともに、双方を保護する観点から、市と福岡県弁護士会北九州部会との協働で標準的な契約書を作成しています。 |
| 111 | **介護サービス評価事業**<br>（保健福祉・介護保険課） | 介護サービスの質の向上と事業者選択のための情報提供を目的として、介護サービス事業者の提供するサービス（介護老人福祉施設・訪問介護など９サービス）の質について市が認定した民間評価機関が評価します。 |

## 【施策の方向性２】介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度は、介護が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立して暮らせるよう、介護が必要な人を社会全体で支え合う仕組みです。平成 12 年 4 月から制度が始まり、老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。

この介護保険制度が市民にとって利用しやすく、安定的に運営されるよう、適正な要介護認定や保険給付の提供に取り組みます。また、質の高い介護サービスを提供するため、人材の確保や育成に向けた取組みを推進します。

### 基本的な施策（１）介護保険制度の適正な運営

介護保険制度が安定的に運営されるよう、公平・公正な要介護認定を行うとともに、適正な保険給付を行うための取組みを推進します。

また、所得の低い高齢者などに対して、介護保険の保険料や利用料の負担を軽減する施策を実施します。

●公平・公正な要介護認定のための取組み

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 112 | **要介護認定の適正化**<br>（保健福祉・介護保険課） | 要介護認定の迅速化・平準化を図るため、介護認定審査会平準化委員会を設置し、介護認定審査会の効率的な運営を行うとともに、審査判定に関わる審査会委員や訪問調査員及びかかりつけ医への研修などを実施します。 |

●保険給付の適正な実施に向けた取組み

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 113 | **保険請求の適正化**<br>（保健福祉・監査指導課） | 介護給付など対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、県との密接な連携のもとで、サービス提供事業者への指導を計画的かつ機動的に行います。<br>【指導事業所数】<br>19 年度：350 ヵ所　⇒　23 年度：350 ヵ所 |
| 114 | **居宅サービス計画（ｹｱﾌﾟﾗﾝ）検証の実施**<br>（保健福祉・介護保険課） | 居宅介護支援事業所を訪問し、要介護者などに適切なサービスが提供されるよう、本人や家族のニーズに合った居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されているかを検証します。<br>【訪問事業所数】<br>19 年度：91 ヵ所　⇒　23 年度：90 ヵ所 |

| | | |
|---|---|---|
| 115 | **新規事業所への支援**<br>（保健福祉・介護保険課） | 新規参入したサービス提供事業者を訪問するなどして、本市独自の取組みの周知や、適正なサービス提供について情報提供を行います。<br>【訪問事業者数】<br>19 年度：40 ヵ所　⇒　23 年度：40 ヵ所 |
| 116 | **介護サービス従事者への研修**<br>（保健福祉・介護保険課） | 介護サービスの質の向上とスキルアップを目的として、介護サービス従事者を対象に、ホームヘルパーやケアマネジャーなどの職種別専門研修やすべてのサービス事業者に必要な知識・技能を習得するための基礎的研修事業など多様なテーマの研修を実施します。<br>【延受講者数】<br>19 年度：3,641 人　⇒　23 年度：4,000 人 |
| 117 | **市民への広報・周知**<br>（保健福祉・介護保険課） | 介護保険制度の理解を深め、制度の趣旨や内容の周知を図るため、出前講演や出前トークを行います。また、介護保険サービス利用者に利用状況を記載した給付費通知を送付します。<br>【通知人数】<br>19 年度：20,256 人　⇒　23 年度：40,059 人 |

●低所得者への負担軽減と貸付事業

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 118 | **高額介護サービス費**<br>（保健福祉・介護保険課） | 介護保険サービスを利用している人に対し、１ヵ月の利用者負担が一定の上限額を超えた場合、超えた額を払い戻し、利用者負担の軽減を行います。 |
| 119 | **特定入所者介護サービス費**<br>（保健福祉・介護保険課） | 市民税非課税で介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）・ショートステイを利用している人の居住費（滞在費）・食費について、利用者負担の軽減を行います。 |
| 120 | **社会福祉法人による利用者負担軽減**<br>（保健福祉・介護保険課） | 生計が困難な低所得者に対し、社会福祉法人が実施する介護保険サービスを利用する場合に利用者負担の軽減を行います。利用者負担の軽減を行った社会福祉法人に対しては、その一部を助成します。 |
| 121 | **市民税課税世帯に対する特例減額措置**<br>（保健福祉・介護保険課） | 高齢者夫婦などの市民税課税世帯で、一方が施設に入った場合に在宅で生活する配偶者の収入が一定額以下となるなど、一定の要件に該当する場合、利用者負担の軽減を行います。 |

| | | |
|---|---|---|
| 122 | **ホームヘルプサービスの利用者負担軽減**<br>（保健福祉・介護保険課） | 障害者自立支援法の対象であった障害のある人で一定の要件に該当する人に対し、ホームヘルプサービスの利用者負担の軽減を行います。 |
| 123 | **介護保険料の申請による負担軽減**<br>（保健福祉・介護保険課） | 所得区分の第 2・第 3 段階に属する人の中で、特に保険料の負担が困難な人に対し、一定の要件に該当する場合、申請による保険料負担の軽減を行います。 |
| 124 | **その他利用料・保険料の負担軽減**<br>（保健福祉・介護保険課） | 本来適用すべき利用料・保険料を支払えば、生活保護が必要な状態になる場合に、より低い段階の利用料・保険料を適用し、負担の軽減を行います。また、災害など特別な理由で、利用料・保険料の支払が困難な人に対し、一定の要件に該当する場合、負担の軽減を行います。 |
| 125 | **高額介護サービス費貸付事業**<br>（保健福祉・介護保険課） | 利用料の自己負担が著しく高額となり、利用者負担の支払が困難な人に対し、高額介護サービス費の上限額を超える部分について貸付を行います。 |

## 基本的な施策（２）介護サービスの質の向上と人材育成の推進

介護保険制度を円滑に実施・運営していくためには、サービスの担い手となる人材を確保するとともに、その質を向上させることが重要となります。

そのため、質の高いサービスを提供する人材の確保・育成に取り組むとともに、介護保険制度の円滑な実施・運営に向けた仕組みづくりを関係団体との協働により推進していきます。

### （１）人材の確保・育成

介護サービスの質の向上を図り、適切に提供するため、担い手となる人材の育成に取り組みます。

また、介護人材の専門性を向上させるだけでなく、それらの人材が意欲と誇りを持ってサービスに従事できるよう、研修内容などの見直し・充実を図ることで介護人材の確保や定着を図ります。

●人材の確保・育成

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 再 | **介護サービス従事者への研修**<br>（保健福祉・介護保険課） | （再掲　№116） |
| 再 | **地域包括支援センター等職員研修事業**<br>（保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課） | （再掲　№23） |
| 再 | **認知症介護研修事業**<br>（保健福祉・介護保険課） | （再掲　№64） |
| 126 | **社会福祉施設従事者研修事業**<br>（保健福祉・総務課） | 保育所、老人福祉施設、障害者福祉施設などの社会福祉施設において、利用者のニーズにあった質の高いサービスの提供が行われるよう、施設職員の経験に応じた階層別研修や、課題別・職種別にカリキュラムを設定した専門研修を実施し、従事職員の質の向上を図ります。<br>【参加者数】<br>19 年度：1,967 人　⇒　23 年度：約 2,000 人 |
| 127 | **福祉人材バンク運営事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 福祉人材の無料職業紹介事業を行う「福祉人材バンク」において、求人・求職者への無料相談及び就労斡旋業務、合同就職面談会の開催、広報活動などに取り組み、福祉人材の確保を支援します。 |

| | | |
|---|---|---|
| ㊨<br>128 | **潜在的有資格者への就労支援**<br>（保健福祉・介護保険課） | 介護福祉士やヘルパーなどの資格を有しながら、介護職に就労していない潜在的有資格者を対象に、再就職を支援する研修を実施し、修了後は福祉人材バンクに登録して就職を支援します。<br>【参加者数】<br>23 年度：180 人 |
| ㊨<br>129 | **介護サービス事業経営者への研修**<br>（保健福祉・介護保険課） | 介護サービス事業の経営者（事業主）を対象に、雇用管理の必要性・重要性や法令順守についての理解を促進するための研修を実施し、働きやすい職場環境づくりを促進します。 |
| ㊨<br>130 | **地域密着型サービス事業参入希望者への支援**<br>（保健福祉・介護保険課） | 介護サービスの質を確保しながら、地域密着型サービスの新規参入を支援するため、新規参入希望者を対象に、事業に必要な知識などについての説明会を行います。 |

（２）高齢者介護の質の向上に向けた仕組み

高齢者の介護の質の向上に向けて、学識経験者、関係団体や市民代表で構成する委員会や専門委員会を運営し、よりよい介護保険サービスの提供や施策の実施を目指します。

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 131 | **北九州市高齢者介護の質の向上委員会**<br>（保健福祉・介護保険課） | 地域包括支援センターの運営や地域密着型サービス事業者の指定、高齢者の尊厳擁護や認知症対策など、高齢者の介護に関することについて、更なる質の向上に取り組みます。 |

## 【施策の方向性３】高齢者を支えるサービスの充実

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、介護保険サービスやそれ以外の在宅福祉サービスを提供するとともに、高齢者福祉施設を含めた多様な住まいの確保・普及に取り組みます。また、保健・医療・福祉の連携を強化し、医療や介護の切れ目のないサービスを提供する体制づくりを推進します。

### 基本的な施策（１）在宅生活を支援するサービスの充実

高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、できる限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護保険サービスや地域支援事業、それ以外の在宅福祉サービスなどを充実します。

（１）介護保険サービスや地域支援事業、それ以外の在宅福祉サービスの提供

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 132<br>① | **介護保険サービスの提供（在宅サービス）**<br>（保健福祉・介護保険課） | 高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、訪問介護・通所介護などの在宅サービス・地域密着型サービスの提供を行います。 |
| 133 | **在宅高齢者生活援助事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 要介護認定を受けていない又は非該当の高齢者などで、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある人に生活管理指導員を派遣し、自立した生活を続けられるよう、期間を限定して生活支援や自立指導を行います。<br>【派遣回数】<br>20 年度：36 回　⇒　23 年度：36 回 |
| 134 | **生活支援ショートステイ事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 要介護認定で非該当の高齢者を介護している家族が入院した場合や、冠婚葬祭で家を空けるときや、養護者の介護負担を軽減するために、一時的に施設サービスの提供を行います。 |
| 135 | **訪問給食サービス**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 栄養管理・改善が必要な一人暮らしの高齢者に、栄養のバランスのとれた食事を届け、栄養改善を図り在宅生活を支援するとともに、利用者の安否を確認し、健康状況に異変があった場合には、関係機関への連絡などを行います。 |
| 136 | **日常生活用具給付事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 一人暮らし高齢者などに対して、介護保険の福祉用具対象になっていない火災警報機・自動消火器・電磁調理器を給付します。 |

| | | |
|---|---|---|
| 137 | **在宅高齢者等<br>おむつ給付サービス事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 原則要介護３以上と認定された者で、失禁などのため常時おむつを使用することが必要な在宅の寝たきり及び認知症高齢者などに対して、おむつなどの給付を行います。 |
| 138 | **在宅高齢者等寝具洗濯<br>乾燥消毒サービス事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 在宅の寝たきり高齢者などが使用している寝具の洗濯乾燥消毒サービスを行うことにより、利用者の健康増進と生活環境の改善及び介護者の労力と経済的負担の軽減を図ります。<br>【年間延べ利用回数】<br>20 年度：130 回　⇒　23 年度：150 回 |
| 139 | **在宅高齢者等<br>訪問理美容サービス事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 自由に理髪店・美容院に行くことができない在宅の寝たきり高齢者などを対象に、各家庭を訪問し、理容・美容サービスを提供することで、利用者の衛生の維持及び介護者の負担軽減を図ります。<br>【延べ利用者数】<br>20 年度：150 人　⇒　23 年度：170 人 |
| 140 | **粗大ごみ持ち出し<br>サービス事業**<br>（環境・業務課） | 高齢者、妊産婦、障害のある人、傷病者、年少者のみで構成された世帯を対象に、収集作業員が屋内などから粗大ごみの持ち出しを行います。<br>【利用世帯数】<br>19 年度：1,177 件　⇒　23 年度：1,265 件 |
| 再 | **徘徊高齢者等ＳＯＳ<br>ネットワークシステム**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№65） |
| 再 | **徘徊高齢者等<br>位置探索サービス**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№66） |
| 再 | **高齢者住宅等安心確保事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№90） |
| 再 | **緊急通報システム事業**<br>（消防・予防課<br>保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№93） |
| 再 | **家族介護慰労金支給事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№68） |
| 141 | **在日外国人高齢者<br>給付金事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 制度上年金の受給権を得ることができなかった外国人高齢者に対して、国の制度が整うまでの経過措置として、福祉的な給付金を支給します。 |

## 基本的な施策（２）高齢者福祉施設の整備と多様な住まいの普及・確保

高齢者の在宅生活が困難になった場合の高齢者福祉施設への入所希望に適切に対応していくため、計画的な整備に取り組みます。

また、高齢者が自らのライフスタイルにあわせた住まいの選択や改修などができるよう、高齢者に配慮した住宅の普及を促進するとともに、住宅のバリアフリー化や住み替えなどの支援に取り組みます。

### （１）施設や居住系サービス等の提供

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 132<br>② | **介護保険サービスの提供**<br>**（施設・居住系サービス）**<br>（保健福祉・介護保険課） | 施設やグループホームなどにおいて、介護が必要な高齢者に、日常生活上の介助や機能訓練などのサービスを提供します。 |
| 142 | **特別養護老人ホーム等の整備**<br>（保健福祉・介護保険課） | 在宅での介護が困難となった寝たきりなどの高齢者が入所する特別養護老人ホームと認知症の増加に伴い需要が見込まれるグループホームの建設を促進します。<br>【特別養護老人ホーム定員数】<br>20 年度：3,455 人　⇒　23 年度：4,072 人<br>【グループホーム定員数】<br>20 年度：1,469 人　⇒　23 年度：1,756 人 |
| ㊨<br>143 | **複合的な地域密着型**<br>**サービスの整備**<br>（保健福祉・介護保険課） | 小規模特別養護老人ホームを核に、グループホームや小規模多機能型居宅介護を併設し、高齢者を支援する機能を持った複合的な地域密着型サービスを整備します。これにより、高齢者が比較的元気な段階から、介護が必要となった場合でも、馴染みの関係を続けたまま地域で通いや入所ができるサービスを提供します。<br>【施設数】23 年度：2 ヵ所 |
| 144 | **特別養護老人ホームへの**<br>**入所円滑化の促進**<br>（保健福祉・介護保険課） | 入所申込者の身体・心理状況及び介護者の状況などを評価し、施設長などの施設職員と施設職員以外の第三者委員で構成される「入所検討会議」で検討された「入所順位優先者名簿」に基づき入所の必要性の高い方から入所を行い、特別養護老人ホームへの入所の円滑化を図ります。 |

【施設・介護専用型居住系サービスの整備】

① 第４期の施設整備については、第３期計画に引き続き平成 26 年度を見通しながら整備目標を設定します。

② 整備目標を着実に実現するための方策を視野に入れて計画を策定するとともに、サービスの質の確保のための方策にも取り組みます。

③ 第４期の整備については、利用者が多く、また、市民要望の高い介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を行います。

【施設・介護専用居住系サービスの整備目標（必要利用定員）】 （単位：人）

| 種　別 | 平成 20 年度末見込み | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 増加量 |
|---|---|---|---|---|---|
| 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 3,455 | 3,464 | 3,672 | 4,072 | 617 |
| 介護老人福祉施設（30 人以上） | 3,290 | 3,290 | 3,440 | 3,840 | 550 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（29 人以下） | 165 | 174 | 232 | 232 | 67 |
| 介護老人保健施設 | 2,870 | 2,870 | 2,870 | 2,870 | 0 |
| 介護専用居住系サービス | 1,469 | 1,477 | 1,603 | 1,756 | 287 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 1,469 | 1,477 | 1,603 | 1,756 | 287 |
| 特定入居者生活介護（介護専用） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【老人福祉サービスの整備状況】 （単位：人）

| 種　　別 | 利用定員 |
|---|---|
| 軽費老人ホーム（経過型軽費老人ホーム 400 人含む） | 1,120 |
| 養護老人ホーム | 570 |
| 生活支援ハウス | 46 |

＊利用定員は、平成 20 年度末の状況

【施設・居住系サービス利用者数の見込み】 （単位：人）

| 種　　別 | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 施設・介護専用 | 介護老人福祉施設（30 人以上） | 3,380 | 3,530 | 3,830 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（29 人以下） | 149 | 201 | 229 |
| | 介護老人保健施設 | 2,870 | 2,870 | 2,870 |
| | 介護療養型医療施設 | 1,131 | 1,131 | 1,131 |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 1,459 | 1,600 | 1,733 |
| | 計 | 8,989 | 9,332 | 9,793 |
| 介護専用以外 | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 1 | 2 | 2 |
| | 特定施設入居者生活介護 | 1,696 | 1,825 | 1,963 |
| | 介護予防特定施設入居者生活介護 | 352 | 379 | 409 |
| | 計 | 2,049 | 2,206 | 2,374 |
| | 施設・居住系サービス利用者　計 | 11,038 | 11,538 | 12,167 |

【平成 26 年度の施設・介護専用居住系サービス利用者数の見込み】

(1)施設・介護専用居住系サービスの利用者

（単位：人）

| 区　　分 | 平成 23 年度 | | 平成 26 年度 |
|---|---|---|---|
| 施設・介護専用居住系サービス利用者　計（A） | 9,793 | ⇨ | 10,428 |
| 要介護２～５の認定者の見込み（B） | 26,011 | | 28,207 |
| 要介護２～５の認定者に対する割合（A）／（B） | 37.6% | | 37.0% |

(2)介護保険３施設（地域密着型介護老人福祉施設含む）の重度者への重点化

（単位：人）

| 区　　分 | 平成 23 年度 | | 平成 26 年度 |
|---|---|---|---|
| 介護保険 3 施設利用者（C） | 8,060 | ⇨ | 8,448 |
| うち、要介護４・５の利用者（D） | 5,136 | | 5,915 |
| 介護保険 3 施設利用者に対する要介護 4・5 の利用者の割合（D）／（C） | 63.7% | | 70.0% |

【国の参酌標準】介護保険３施設・介護専用居住系サービスの適正な整備について

(1)施設・介護専用居住系サービスの利用者割合

平成 26 年度の要介護２～５の認定者数に対して、介護専用型特定施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険 3 施設の利用者合計の割合を 37%以下とすることを目標とする。

(2)介護保険３施設の重度者への重点化

平成 26 年度において、介護保険 3 施設及び地域密着型介護老人福祉施設の利用を要介護２以上の者が利用すると見込み、その利用者数のうち要介護４及び５の者の割合を 70%以上とすることを目標とする。

＜福岡県地域ケア体制整備構想について＞

福岡県の地域ケア体制整備構想では、平成 24 年度末を目標に療養病床から老人保健施設等への転換が計画されていますが、今後の転換意向などについては、まだ未確定の部分があります。

本市においては、平成 23 年度末までの計画期間中の、医療機関の動向などを注視しながら、必要な医療・介護サービスが提供されるよう取り組みます。

【福岡県地域ケア体制整備構想における療養病床転換計画の概要】

## 【 住み慣れた地域で生活を継続するためのサービス 体系】

（２）高齢者に配慮した住宅の普及促進や改修支援

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 145 | **高齢者向け優良賃貸住宅（こうゆうちん住宅）の供給促進**<br>（建築都市・住宅計画課） | 高齢者が地域で安全・安心に住み続けられるよう、床段差の解消や手すりの設置、緊急通報装置などを備えた、低廉な家賃で入居できる高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進します。民間事業者や入居対象者に対して、建設費や家賃の一部を補助します。 |
| 146 | **市営住宅の整備事業（市営住宅の建替、新設及びふれあいむらの整備）**<br>（建築都市・住宅整備課） | 市営住宅の建替や新設においては、すべての住戸で、手すりの設置等、高齢者などに配慮した『すこやか仕様』（バリアフリー化）の住宅を供給します。また、高齢者が安心して生活できるように、福祉施設と連携して、生活援助員を派遣し、日常生活相談や緊急時の対応などを行う『ふれあいむら』（高齢者向けケア付き市営住宅）も整備します。 |
| 147 | **市営住宅ストック総合改善事業（すこやか改善）**<br>（建築都市・住宅整備課） | 既設市営住宅の一部において、床段差の解消、手すりの設置、またぎ高さを抑えた浴槽の設置等、高齢者などに配慮した仕様への内部改善工事を行い、既存ストックの有効活用を図ります。 |
| 148 | **住宅困窮者募集制度**<br>（建築都市・住宅管理課） | 住宅困窮度の高い高齢者の生活基盤の安定を図るため、入居者募集の際、一般募集とは別枠を設け、住宅困窮度の高い高齢者を対象に優先入居を実施します。対象者は、60 歳以上の高齢者単身の方、または高齢者、障害のある人、児童などの同居親族を含む高齢者世帯の方です。なお、住宅困窮者募集制度は高齢者のほか、障害のある人、母子・父子、多子世帯を対象としています。<br>【住宅困窮者募集戸数】<br>19 年度：273 戸　⇒　23 年度：300 戸 |
| 149 | **民間住宅への「すこやか住宅」の普及促進**<br>（建築都市・住宅計画課） | 高齢者や障害のある人などが、身体機能の低下に伴い、日常生活に支障が生じても住み慣れた家で長く住めるよう、床段差の解消や手すりの設置などバリアフリーに配慮した、安全で使いやすく、介護者の負担軽減などを配慮したすこやか住宅を普及するため、保健福祉局、建築都市局、NPO 法人北九州市すこやか住宅推進協議会などが連携し、保健福祉相談コーナーを拠点とした相談体制の充実や市民向けセミナーの開催、情報誌の発行などに取り組みます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 150 | **すこやか住宅改造助成事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 介護を必要とする高齢者などが居住している住宅を、身体状況に配慮した仕様（段差解消など）に改造する場合に、その費用の全部または一部を助成します。<br>【助成件数】<br>20 年度：333 件　⇒　23 年度：333 件 |
| 151 | **住宅改修支援事業**<br>（保健福祉・介護保険課） | 担当の介護支援専門員がいない場合に、要介護高齢者などの住宅改修で必要となる「住宅改修が必要と認められる理由書」を作成した介護支援専門員などに助成を行います。<br>【助成件数】<br>19 年度：60 件　⇒　23 年度：120 件 |
| 152 | **高齢者等住宅改良資金利子補給**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | 高齢者の専用居室や浴室などを増改築する際に必要な資金を、高齢者等住宅改良資金で借り受けた場合の利子を一部補給します。<br>【利子補給件数】<br>20 年度：11 件　⇒　23 年度：5 件 |
| 153 | **ハートフル住宅金利優遇制度**<br>（建築都市・住宅計画課） | 高齢者仕様、省エネルギー仕様、耐震仕様の「人と環境にやさしい住宅（＝ハートフル住宅）」を普及促進するため、住宅の取得やリフォームにかかるローン金利の優遇（０.１％）を民間金融機関と連携し実施します。 |
| 154 | **福岡県あんしん住替え情報バンク**<br>（建築都市・住宅計画課） | 高齢者世帯などの住替えの円滑化を図り、住替えた後の空き家の有効利用を支援するとともに、高齢者世帯と若年世帯の居住環境のミスマッチの改善を図るため、高齢者などが安心して住替えに関する情報収集や相談ができる公的機関である「福岡県あんしん住替え情報バンク」のＰＲなどを行うことで、市内の高齢者世帯などの住替えを促進します。 |

## 基本的な施策（３）保健・医療・福祉の連携強化

高齢者の在宅からの入院・入所及び医療機関や介護施設からの在宅復帰などを円滑に、また、安心して行えるよう、市は、保健・医療・福祉の関係機関との協力・連携体制の強化に取り組みます。

### （１）保健・医療・福祉の連携強化

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 155 | **地域リハビリテーション支援体制の確立**<br>（保健福祉・地域医療課・障害福祉センター） | 高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で、安全にいきいきとした生活を送ることができるよう、本市の優れたリハビリテーション資源を活かし、医療機関相互の連携を強化するとともに、人材育成や福祉用具の開発・普及を図り、保健・医療・福祉が密接に連携して、地域リハビリテーション支援体制の確立に取り組みます。 |
| 再 | **保健・医療・福祉・地域連携システムの推進**<br>（保健福祉・いのちをつなぐネットワーク推進課） | （再掲　№89） |

### （２）保健・福祉と連携した医療サービスの提供

| № | 事業名<br>（担当課） | 事業概要 |
|---|---|---|
| 156 | **かかりつけ医の市民への定着促進**<br>（保健福祉・地域医療課） | かかりつけ医は、高齢者の健康維持や疾病予防、保健指導、介護予防などに貢献するとともに、日常の診察から、入院、退院、リハビリテーション、介護サービスに至るまで、継続的な医療の提供にも大きな力を発揮します。このような効果を持つ、かかりつけ医の市民への定着促進を図ります。<br>【一般高齢者のうち、かかりつけ医がいる人の割合】19 年度：80%　⇒　23 年度：85% |
| 157 | **かかりつけ歯科医の市民への定着促進**<br>(保健福祉・健康推進課) | 歯科保健医療は、「食べること」や「話すこと」を通して、生きていく上での基本的な生活基盤を支えています。かかりつけ歯科医は、高齢者の日常的歯科診療や訪問歯科診療、地域における健康づくりや介護予防において重要な役割を担い、高齢者の自立支援や社会参加に貢献しています。このようなかかりつけ歯科医の普及啓発を行い、その定着を図ります。<br>【かかりつけ歯科医師を決めている人の割合】<br>19 年度：65%　⇒　23 年度：70% |

| | | |
|---|---|---|
| **158** | **かかりつけ薬剤師等<br>啓発事業**<br>（保健福祉・医務薬務課） | 市民を対象に、かかりつけ薬局や薬剤師をもつことのメリットや医薬分業、医薬品や健康食品の適正使用、後発医薬品などについて周知するため、「くすりのセミナー」を実施します。<br>【かかりつけ薬局がある人の割合】<br>19 年度：57%　⇒　23 年度：60% |
| **再** | **認知症対策連携強化事業**<br>（保健福祉・高齢者支援課） | （再掲　№58） |

# 第４期介護保険事業計画の利用見込み等について

## ≪　サービス利用見込み等　≫

### １　第１号被保険者の見込み

本市の 65 歳以上の高齢者（第 1 号被保険者）は今後も引続き増加し、平成 23 年度には約 25 万人になる見込みです。特に、75 歳以上の高齢者の割合が増加すると見込まれます。

（単位：人／月）

| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | | 平成 26 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第１号被保険者数 | 226,081 | 232,015 | 235,681 | 239,561 | 244,161 | 249,359 | | 264,951 |
| 65 歳～74 歳 | 123,163 | 124,371 | 124,832 | 123,667 | 124,281 | 127,002 | | 135,161 |
| (割　合) | 54.5% | 53.6% | 53.0% | 51.6% | 50.9% | 50.9% | | 51.0% |
| 75 歳以上 | 102,918 | 107,644 | 110,849 | 115,894 | 119,880 | 122,357 | | 129,790 |
| (割　合) | 45.5% | 46.4% | 47.0% | 48.4% | 49.1% | 49.1% | | 49.0% |

注：平成 18、19 年度は平均値、平成 20 年度は 7 月値、平成 21 年度以降は推計値。

### ２　要介護認定者の見込み

高齢者の増加に伴い、要介護認定者（要支援含む）は今後も増加することが予想され、平成 23 年度には約 5 万人になる見込みです。

要介護認定者の推計は、本市での介護予防事業及び予防給付の実施状況をもとに行っており、その中に介護予防の実施効果を含んだものとして見込んでいます。

（単位：人／月）

| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | | 平成 26 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 要支援１ | 8,970 | 7,059 | 6,354 | 7,240 | 7,365 | 7,579 | | 8,218 |
| 要支援２ | 3,417 | 6,539 | 6,622 | 6,705 | 6,821 | 7,019 | | 7,611 |
| 要介護１ | 13,170 | 8,885 | 9,449 | 9,111 | 9,269 | 9,537 | | 10,342 |
| 要介護２ | 7,410 | 8,365 | 8,590 | 8,577 | 8,727 | 8,979 | | 9,737 |
| 要介護３ | 5,810 | 6,519 | 6,749 | 6,684 | 6,800 | 6,997 | | 7,588 |
| 要介護４ | 4,927 | 5,167 | 5,395 | 5,298 | 5,391 | 5,546 | | 6,015 |
| 要介護５ | 4,044 | 4,181 | 4,289 | 4,287 | 4,362 | 4,489 | | 4,867 |
| 合計 | 47,748 | 46,715 | 47,448 | 47,902 | 48,735 | 50,146 | | 54,378 |
| (対第１号被保険者) | 21.1% | 20.1% | 20.1% | 20.0% | 20.0% | 20.1% | | 20.5% |

注：平成 18、19 年度は平均値、平成 20 年度は 7 月値、平成 21 年度以降は推計値。

### ３　特定高齢者の見込み

特定高齢者は、平成 23 年度に第 1 号被保険者の約 3%として見込んでいます。

| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第１号被保険者数（人） | 226,081 | 232,015 | 235,681 | 239,561 | 244,161 | 249,359 |
| 特定高齢者（人） | 567 | 2,043 | 3,276 | 6,229 | 6,837 | 7,481 |
| (対第１号被保険者) | 0.3% | 0.9% | 1.4% | 2.6% | 2.8% | 3.0% |

注：平成 18、19 年度は実績値、平成 20 年度以降は推計値。

## 4　サービス利用者の見込み

介護保険のサービス利用者は、制度開始後年々増加していましたが、平成 18 年度に制度改正が行われ、いったん減少しました。平成 19 年度以降は、再び増加しており、高齢者の増加に伴い、平成 23 年度には 4 万人になる見込みです。

（単位：人／月）

| 利用者（実人数） | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| サービス利用者 | 35,517 | 35,343 | 36,193 | 37,395 | 38,559 | 40,059 |
| 在宅サービス利用者 | 25,377 | 24,826 | 25,566 | 26,357 | 27,021 | 27,892 |
| 施設・居住系サービス利用者 | 10,140 | 10,517 | 10,627 | 11,038 | 11,538 | 12,167 |

注：平成 18、19 年度は平均値、平成 20 年度は 7 月値、平成 21 年度以降は推計値。

### （1）在宅サービス　※特定施設入居者生活介護を除く

各サービスの利用率や利用回数などの実績などを勘案して、各サービスの利用量を見込んでいます。

### （2）地域密着型サービス　※認知症対応型共同生活介護を除く

各サービスの利用率や利用回数などの実績、類似するサービスの利用状況などを勘案して、各サービスの利用量を見込んでいます。

### （3）施設・居住系サービス

各サービスの利用状況や今後の施設整備計画、国の示す参酌標準（Ｐ91）を勘案して、各サービスの利用量を見込んでいます。

介護療養型医療施設については、今後の転換意向など未確定の部分があるため、最近の定員数と利用実績に基づき、利用量を見込んでいます。

## 【第４期（平成21～23年度）サービス利用量の見込み】

| 介護給付 | | 単位 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 在宅 | 訪問介護 | 回/月 | 157,145 | 160,483 | 164,973 |
| | 訪問入浴介護 | 回/月 | 1,699 | 1,883 | 2,132 |
| | 訪問看護 | 回/月 | 9,358 | 9,578 | 9,868 |
| | 訪問リハビリテーション | 日/月 | 2,367 | 2,430 | 2,512 |
| | 居宅療養管理指導 | 人/月 | 2,466 | 2,682 | 2,917 |
| | 通所介護 | 回/月 | 89,275 | 94,722 | 100,212 |
| | 通所リハビリテーション | 回/月 | 30,458 | 31,563 | 32,942 |
| | 短期入所生活介護 | 日/月 | 13,074 | 13,502 | 14,039 |
| | 短期入所療養介護 | 日/月 | 2,322 | 2,347 | 2,389 |
| | 特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 1,696 | 1,825 | 1,963 |
| | 福祉用具貸与 | 人/月 | 7,587 | 7,928 | 8,351 |
| | 特定福祉用具販売 | 人/月 | 332 | 360 | 390 |
| | 住宅改修 | 人/月 | 285 | 302 | 320 |
| | 居宅介護支援 | 人/月 | 17,996 | 18,648 | 19,447 |
| 地域密着 | 夜間対応型訪問介護 | 人/月 | 35 | 45 | 60 |
| | 認知症対応型通所介護 | 回/月 | 6,888 | 7,112 | 7,398 |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | 156 | 172 | 190 |
| | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | 人/月 | 1,459 | 1,600 | 1,733 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人/月 | 149 | 201 | 229 |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 施設 | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 人/月 | 3,380 | 3,530 | 3,830 |
| | 介護老人保健施設 | 人/月 | 2,870 | 2,870 | 2,870 |
| | 介護療養型医療施設 | 人/月 | 1,131 | 1,131 | 1,131 |

| 予防給付 | | 単位 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 在宅 | 介護予防訪問介護 | 人/月 | 5,889 | 5,895 | 5,943 |
| | 介護予防訪問入浴介護 | 回/月 | 2 | 2 | 2 |
| | 介護予防訪問看護 | 回/月 | 718 | 726 | 738 |
| | 介護予防訪問リハビリテーション | 日/月 | 134 | 136 | 139 |
| | 介護予防居宅療養管理指導 | 人/月 | 205 | 228 | 253 |
| | 介護予防通所介護 | 人/月 | 2,652 | 2,657 | 2,681 |
| | 介護予防通所リハビリテーション | 人/月 | 857 | 864 | 877 |
| | 介護予防短期入所生活介護 | 日/月 | 232 | 235 | 239 |
| | 介護予防短期入所療養介護 | 日/月 | 38 | 39 | 40 |
| | 介護予防特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 352 | 379 | 409 |
| | 介護予防福祉用具貸与 | 人/月 | 920 | 950 | 985 |
| | 介護予防特定福祉用具販売 | 人/月 | 127 | 136 | 145 |
| | 住宅改修（予防） | 人/月 | 143 | 152 | 161 |
| | 介護予防支援 | 人/月 | 8,361 | 8,374 | 8,446 |
| 地域密着 | 介護予防認知症対応型通所介護 | 回/月 | 17 | 17 | 18 |
| | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | 10 | 15 | 23 |
| | 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | 人/月 | 1 | 2 | 2 |

＜参考：サービス利用人数の見込み＞

（単位：人/月）

| 介護給付 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---|---|---|---|
| 訪問介護 | 9,443 | 9,678 | 9,980 |
| 訪問入浴介護 | 345 | 385 | 439 |
| 訪問看護 | 1,486 | 1,525 | 1,576 |
| 訪問リハビリテーション | 431 | 442 | 457 |
| 通所介護 | 8,638 | 9,167 | 9,698 |
| 通所リハビリテーション | 3,438 | 3,563 | 3,719 |
| 短期入所生活介護 | 1,437 | 1,485 | 1,545 |
| 短期入所療養介護 | 312 | 316 | 323 |
| 認知症対応型通所介護 | 600 | 620 | 645 |

| 予防給付 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---|---|---|---|
| 介護予防訪問入浴介護 | 1 | 1 | 1 |
| 介護予防訪問看護 | 156 | 157 | 159 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 31 | 31 | 32 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 40 | 41 | 41 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 8 | 9 | 9 |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 5 | 5 | 5 |

## 介護保険サービスの概要

### （1）介護サービス

#### ＜在宅サービス＞

| No. | サービス名 | サービス概要 |
|---|---|---|
| 1 | 訪問介護 | ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排泄・食事などの介助や、必要に応じて食事の支度、掃除などを行います。また、外出が困難な人などには、通院などのために、車の乗り降りを中心とした介助を行います。 |
| 2 | 訪問入浴介護 | 移動入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行います。 |
| 3 | 訪問看護 | 訪問看護ステーションや病院の看護師などが自宅を訪問して、自宅で療養するための世話や診療の補助を行います。 |
| 4 | 訪問リハビリテーション | 理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。 |
| 5 | 居宅療養管理指導 | 通院が難しい人の自宅に、医師・歯科医師・薬剤師・看護師などが訪問して、療養上の管理や指導を行います。 |
| 6 | 通所介護 | 特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに日帰りで通って、入浴・食事の介助や、機能訓練、レクリエーションなどを行います。 |
| 7 | 通所リハビリテーション | 老人保健施設や病院などに日帰りで通って、入浴・食事の介助などのほか、理学療法士や作業療法士などがリハビリテーションを行います。 |
| 8 | 短期入所生活介護 | 特別養護老人ホームなどに短期間宿泊して、入浴・排泄・食事などの日常生活の介助や機能訓練などを行います。 |
| 9 | 短期入所療養介護 | 老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間宿泊して、日常生活の介助のほか、看護やリハビリテーションなどを行います。 |
| 10 | 特定施設入居者生活介護 | 有料老人ホームやケアハウスなどに入所している、要介護認定を受けた人を対象に、入浴・排泄・食事等の介助や機能訓練などを行います。 |
| 11 | 福祉用具貸与 | 日常生活での自立を助ける、車いすや歩行器などの福祉用具を貸し出します。 |
| 12 | 特定福祉用具販売 | 入浴や排泄の時に使う、入浴補助用具や腰掛け便座などの福祉用具を購入したときに、その費用の一部を支給します。 |
| 13 | 住宅改修費の支給 | 自宅での転倒などを防ぎ、自立した生活を送りやすくするため、手すりの取付けや段差の解消、便器の取替えなど、住宅内の小規模な改修を行ったときに、その費用の一部を支給します。 |
| 14 | 居宅介護支援 | 介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況・環境・本人や家族の希望などを受けて、要介護者の介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、適切にサービスが提供されるよう事業者と連絡調整を行います。 |

#### ＜地域密着型サービス＞

| No. | サービス名 | サービス概要 |
|---|---|---|
| 1 | 夜間対応型訪問介護 | 夜間にホームヘルパーがおむつ交換などの介助を行うため、定期的に訪問するほか、利用者からの連絡により、必要に応じて訪問し介助を行います。 |
| 2 | 認知症対応型通所介護 | 認知症の要介護者がデイサービスセンターやグループホームなどに日帰りで通って、入浴・食事の介助、機能訓練などを受けます。 |
| 3 | 小規模多機能型居宅介護 | 家庭的な小規模施設で、日帰りで通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり、自宅に訪問してもらったりしながら、日常生活の介助などを受けます。 |
| 4 | 認知症対応型共同生活介護<br>（認知症高齢者グループホーム） | 家庭的な環境の中で認知症の症状のある人を対象に少人数で共同生活を送りながら、日常生活の介助や機能訓練などを行います。 |
| 5 | 地域密着型介護老人福祉施設<br>（地域密着型特別養護老人ホーム）<br>※ 定員２９人以下 | 定員29人以下の特別養護老人ホームにおいて、日常生活の介助や機能訓練などを行います。 |

#### ＜施設サービス＞

| No. | サービス名 | サービス概要 |
|---|---|---|
| 1 | 介護老人福祉施設<br>（特別養護老人ホーム）<br>※ 定員３０人以上 | 常に介護が必要で、自宅での介護が困難な人が入所し、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。 |
| 2 | 介護老人保健施設 | リハビリテーションなどを必要とする人が入所し、日常生活の世話も含めた介助や機能訓練などを受けて、家庭への復帰を目指します。 |
| 3 | 介護療養型医療施設 | 医学的管理のもとで長期間の療養が必要な人が入所し、日常生活の介助のほか、医療や看護、機能訓練などを受けます。 |

## (２)介護予防サービス

### ＜在宅サービス＞

| No. | サービス名 | サービス概要 |
|---|---|---|
| 1 | 介護予防訪問介護 | ホームヘルパーが自宅を訪問し、介護予防を目的とした日常生活の介助などを行います。 |
| 2 | 介護予防訪問入浴介護 | 感染症などの理由から施設での入浴利用が困難な場合などに、移動入浴車等で自宅を訪問して、入浴の介助を行います。 |
| 3 | 介護予防訪問看護 | 訪問看護ステーションや病院の看護師などが自宅を訪問して、介護予防を目的とし、自宅で療養するための世話や診療の補助を行います。 |
| 4 | 介護予防訪問リハビリテーション | 理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、生活機能を向上させるために、リハビリテーションを行います。 |
| 5 | 介護予防居宅療養管理指導 | 通院が難しい人の自宅に、医師・歯科医師・薬剤師・看護師などが訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。 |
| 6 | 介護予防通所介護 | 特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに日帰りで通って、日常生活上の支援を受ける基本サービスと、個人の目的にあったサービス(「運動機能・栄養状態・口腔機能」の向上またはレクリエーションなど)を、選択して受けます。 |
| 7 | 介護予防通所リハビリテーション | 老人保健施設や病院などに日帰りで通って、リハビリテーションを受けるほか、個人の目的にあったサービス(「運動機能・栄養状態・口腔機能」の向上) を、選択して受けます。 |
| 8 | 介護予防短期入所生活介護 | 特別養護老人ホームなどに短期間宿泊して、介護予防を目的とした、日常生活の介助や機能訓練を受けます。 |
| 9 | 介護予防短期入所療養介護(ショートステイ) | 老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間宿泊して、介護予防を目的とした、日常生活の介助、看護やリハビリテーションを受けます。 |
| 10 | 介護予防特定施設入居者生活介護 | 有料老人ホームやケアハウスなどに入所している要支援者が、入浴・排泄・食事などの日常生活の介助や機能訓練などを受けます。 |
| 11 | 介護予防福祉用具貸与 | 介護予防を目的として、日常生活での自立を助ける、歩行器などの福祉用具を貸し出します。 |
| 12 | 介護予防特定福祉用具販売 | 入浴や排泄の時に使う、入浴補助用具や腰掛け便座などの福祉用具を購入したときに、その費用の一部を支給します。 |
| 13 | 住宅改修費の支給（予防） | 自宅での転倒などを防ぎ、自立した生活を送りやすくするため、手すりの取付けや段差の解消、便器の取替えなど、住宅内の小規模な改修を行ったときに、その費用の一部を支給します。 |
| 14 | 介護予防支援 | 地域包括支援センターが、生活機能の維持・改善を図るため、要支援者の介護予防サービス計画を作成し、適切にサービスが提供されるよう事業者と連絡調整を行います。 |

### ＜地域密着型サービス＞

| No. | サービス名 | サービス概要 |
|---|---|---|
| 1 | 介護予防認知症対応型通所介護 | 認知症の要支援者がデイサービスセンターやグループホームなどに日帰りで通って、入浴・食事の介助や機能訓練などの介護予防を目的としたサービスを受けます。 |
| 2 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 家庭的な小規模施設で、日帰りで通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり、自宅に訪問してもらったりしながら、日常生活の介助などを受けます。 |
| 3 | 介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） | 家庭的な環境の中で認知症の症状のある人が少人数で共同生活を送りながら、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。 |

参　考

## 【第３期（平成18～20年度）サービス利用状況】

| 介護給付 | | 単位 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 在宅 | 訪問介護 | 回/月 | 176,605 | 149,490 | 157,708 |
| | 訪問入浴介護 | 回/月 | 1,485 | 1,513 | 1,637 |
| | 訪問看護 | 回/月 | 9,765 | 9,124 | 9,540 |
| | 訪問リハビリテーション | 日/月 | 1,055 | 1,692 | 2,279 |
| | 居宅療養管理指導 | 人/月 | 1,663 | 1,769 | 2,286 |
| | 通所介護 | 回/月 | 73,913 | 73,872 | 86,102 |
| | 通所リハビリテーション | 回/月 | 29,977 | 28,214 | 31,329 |
| | 短期入所生活介護 | 日/月 | 9,671 | 11,210 | 12,088 |
| | 短期入所療養介護 | 日/月 | 2,727 | 2,505 | 2,196 |
| | 特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 1,340 | 1,451 | 1,540 |
| | 福祉用具貸与 | 人/月 | 7,445 | 6,511 | 7,224 |
| | 特定福祉用具販売 | 人/月 | 307 | 282 | 314 |
| | 住宅改修 | 人/月 | 275 | 211 | 237 |
| | 居宅介護支援 | 人/月 | 20,524 | 16,133 | 17,137 |
| 地域密着 | 夜間対応型訪問介護 | 人/月 | 0 | 0 | 5 |
| | 認知症対応型通所介護 | 回/月 | 3,923 | 5,327 | 6,329 |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | 10 | 50 | 100 |
| | 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | 人/月 | 1,217 | 1,309 | 1,375 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人/月 | 18 | 28 | 105 |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 0 | 0 | 0 |
| 施設 | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 人/月 | 3,122 | 3,286 | 3,313 |
| | 介護老人保健施設 | 人/月 | 2,790 | 2,830 | 2,864 |
| | 介護療養型医療施設 | 人/月 | 1,512 | 1,349 | 1,169 |

| 予防給付 | | 単位 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 在宅 | 介護予防訪問介護 | 人/月 | 3,415 | 6,162 | 5,876 |
| | 介護予防訪問入浴介護 | 回/月 | 2 | 1 | 0 |
| | 介護予防訪問看護 | 回/月 | 366 | 710 | 706 |
| | 介護予防訪問リハビリテーション | 日/月 | 43 | 129 | 143 |
| | 介護予防居宅療養管理指導 | 人/月 | 65 | 154 | 181 |
| | 介護予防通所介護 | 人/月 | 1,576 | 2,716 | 2,644 |
| | 介護予防通所リハビリテーション | 人/月 | 441 | 835 | 847 |
| | 介護予防短期入所生活介護 | 日/月 | 93 | 226 | 150 |
| | 介護予防短期入所療養介護 | 日/月 | 32 | 35 | 20 |
| | 介護予防特定施設入居者生活介護 | 人/月 | 185 | 312 | 293 |
| | 介護予防福祉用具貸与 | 人/月 | 421 | 804 | 889 |
| | 介護予防特定福祉用具販売 | 人/月 | 53 | 102 | 111 |
| | 住宅改修（予防） | 人/月 | 57 | 114 | 121 |
| | 介護予防支援 | 人/月 | 4,860 | 8,641 | 8,314 |
| 地域密着 | 介護予防認知症対応型通所介護 | 回/月 | 20 | 24 | 19 |
| | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 人/月 | 1 | 7 | 10 |
| | 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | 人/月 | 3 | 2 | 0 |

※平成18・19年度は平均値、平成20年度は7月値。

## ＜参考：サービス利用人数＞

（単位：人/月）

| 介護給付 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|---|---|---|---|
| 訪問介護 | 12,334 | 8,876 | 9,299 |
| 訪問入浴介護 | 303 | 304 | 312 |
| 訪問看護 | 1,602 | 1,440 | 1,437 |
| 訪問リハビリテーション | 232 | 345 | 412 |
| 通所介護 | 7,953 | 7,141 | 7,906 |
| 通所リハビリテーション | 3,530 | 3,183 | 3,328 |
| 短期入所生活介護 | 1,093 | 1,228 | 1,321 |
| 短期入所療養介護 | 364 | 338 | 301 |
| 認知症対応型通所介護 | 357 | 466 | 509 |

| 予防給付 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|---|---|---|---|
| 介護予防訪問入浴介護 | 1 | 1 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 87 | 157 | 149 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 10 | 30 | 31 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 19 | 40 | 33 |
| 介護予防短期入所療養介護 | 6 | 8 | 4 |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 4 | 6 | 4 |

※平成18・19年度は平均値、平成20年度は7月値。

## 5　日常生活圏域の設定について

日常生活圏域は、地理的条件や人口、交通事業、その他既存施設やサービスの整備状況をふまえ設定されます。

第４期計画においては、第３期に引き続き市内２４圏域を設定し、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活が出来るよう、地域密着型サービスの整備圏域と、地域における総合相談窓口である地域包括支援センターの担当圏域を一致させます。

日常生活圏域（圏域別）

（単位：人）

| 圏域区分 | 小学校区（目安） | 高齢者人口（平成23年度推計） | 地域包括支援センター設置場所 |
|---|---|---|---|
| 門司１ | 伊川、大積、白野江、柄杓田、松ヶ江北、松ヶ江南 | 6,312 | 区役所松ヶ江出張所 |
| 門司２ | 小森江東、田野浦、港が丘、門司中央、門司海青 | 9,986 | 錦町市民センター |
| 門司３ | 小森江西、大里東、大里南、大里柳、西門司、萩ヶ丘、藤松 | 16,957 | 門司区医師会館 |
| 小倉北1 | 足原、霧丘、桜丘、寿山、富野 | 11,048 | 足原市民センター |
| 小倉北2 | 足立、貴船、小倉中央、三郎丸、中島、藍島 | 11,516 | 小倉医師会館 |
| 小倉北3 | 到津、井堀、北小倉、中井、西小倉、日明 | 10,627 | 生涯学習総合センター |
| 小倉北4 | 泉台、今町、清水、南丘、南小倉 | 10,730 | 清水市民センター |
| 小倉南1 | 朽網、曽根、曽根東、田原、貫、東朽網 | 11,209 | 区役所曽根出張所 |
| 小倉南2 | 葛原、高蔵、沼、湯川、吉田 | 11,008 | 葛原市民センター |
| 小倉南3 | 横代、若園、城野、北方 | 9,159 | 小倉南生涯学習センター |
| 小倉南4 | 徳力、広徳、企救丘、志井、守恒、長尾 | 11,138 | 志井市民センター |
| 小倉南5 | 長行、合馬、市丸、新道寺、すがお | 4,342 | 区役所両谷出張所 |
| 若松１ | 赤崎、小石、修多羅、深町、古前、若松中央、藤木 | 14,654 | 若松区医師会館別館 |
| 若松２ | 青葉、江川、鴨生田、高須、花房、二島 | 8,689 | 区役所島郷出張所 |
| 八幡東1 | 祝町、枝光、高槻、高見、槻田、ひびきが丘 | 12,381 | 祝町市民センター |
| 八幡東2 | 大蔵、河内、皿倉、花尾、八幡 | 11,350 | 八幡医師会館 |
| 八幡西1 | 赤坂、浅川、医生丘、折尾東、本城、光貞 | 11,728 | 区役所折尾出張所 |
| 八幡西2 | 永犬丸、永犬丸西、折尾西、則松、八枝 | 11,111 | 八枝市民センター |
| 八幡西3 | 青山、穴生、熊西、竹末、萩原、引野 | 8,373 | 青山市民センター |
| 八幡西4 | 黒畑、黒崎中央、筒井、鳴水 | 8,077 | 黒崎市民センター |
| 八幡西5 | 大原、上津役、塔野、中尾、八児 | 11,485 | 区役所上津役出張所 |
| 八幡西6 | 池田、香月、楠橋、木屋瀬、千代、星ヶ丘 | 10,734 | 区役所八幡南出張所 |
| 戸畑１ | あやめが丘、戸畑中央、中原 | 8,747 | ウェルとばた |
| 戸畑２ | 一枝、大谷、鞘ヶ谷、天籟寺、牧山 | 7,998 | 戸畑区医師会館別館 |

## 6　地域支援事業について

介護保険制度に、保険給付以外の在宅生活を支える事業として、平成１８年度より地域支援事業が創設され、様々な事業を実施しています。

地域支援事業では、高齢者が要介護・要支援の状態となることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するためのサービスを提供します。

### （1）介護予防事業

① 介護予防事業を効果的に実施するため、特定高齢者の把握方法や事業参加への働きかけの方法を見直して実施します。

② 健康教室・啓発活動などで、介護予防の重要性を広く普及させるとともに、高齢者の積極的な介護予防の取組みを支援します。

### （2）包括的支援事業

① 高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターを運営するとともに、高齢者あんしん法律相談など高齢者に関する各種相談の利用促進を図ります。

② 虐待の予防や早期発見に取り組み、必要に応じて家族への支援や見守りなどを含め、高齢者がその人らしく安心して住みなれた地域で暮らせるよう支援します。

### （3）任意事業

① 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、市民のニーズを踏まえながら、訪問給食などの在宅福祉サービスを引き続き充実させます。

② 認知症対策について、啓発事業や家族支援に取り組むとともに、軽度認知障害や徘徊高齢者一時保護など、新たな課題やニーズに取り組みます。

【地域支援事業一覧】

| | | 事業区分とその視点 | 事業名 |
|---|---|---|---|
| 必須事業 | 介護予防事業 | **◆介護予防特定高齢者施策**<br>特定高齢者を対象として、一人ひとりの生活機能の維持・向上を支援し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援する。 | ■介護予防のための生活機能評価実施事業　[11]<br>■通所型介護予防事業　[13]<br>■訪問等による介護予防支援事業　[14]<br>■高齢者地域交流支援通所事業　[15] |
| | | **◆介護予防一般高齢者施策**<br>介護予防に向けた取組みが主体的に行われるよう、介護予防に関する活動の普及・啓発を行うとともに、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う。 | ■健康マイレージ事業　[1]<br>■百万人の介護予防事業　[9]<br>■介護予防に関する普及・啓発事業　[10]<br>■高齢者のための筋力向上トレーニング啓発事業　[16]<br>■お口の元気度アップ事業　[17]<br>■高齢者食生活改善事業　[18]<br>■元気でハツラツ健康アップ事業　[19]<br>■高齢者尿失禁予防事業　[20]<br>■認知症を予防するための心と体の健康づくり事業　[21] |
| | 包括的支援事業 | **◆介護予防ケアマネジメント事業**<br>特定高齢者が要介護状態などになることを予防するため、心身の状況などに応じ、高齢者自らの選択に基づき、介護予防事業などが包括的に実施されるよう支援する。 | ■地域包括支援センター運営事業　[12] |
| | | **◆総合相談支援事業**<br>地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の状況等を把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや制度の利用につなげるための支援を行う。 | ■高齢者支援のための地域づくり事業　[24]<br>■あんしん法律相談事業　[103]<br>■高齢者住宅相談事業　[104]<br>■高齢者排泄相談事業　[105]<br>■介護サービス相談員派遣事業　[106]<br>※地域包括支援センター運営事業　[12] |
| | | **◆権利擁護事業**<br>高齢者の尊厳を保持し、住み慣れた地域でその人らしい生活を支援するため、高齢者の虐待防止及び権利擁護事業を行う。 | ■高齢者虐待防止事業　[69]<br>※地域包括支援センター運営事業　[12] |
| | | **◆包括的・継続的マネジメント支援事業**<br>地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援などを行う。 | ■北九州市高齢者介護の質の向上委員会　[131]<br>※地域包括支援センター運営事業　[12] |
| 任意事業 | | **◆介護給付等費用適正化事業**<br>介護給付などに要する費用の適正化に資する事業を行う。 | ■介護サービス従事者への研修　[116]<br>■市民への広報・周知（給付費通知）　[117]<br>■潜在的有資格者への就労支援　[128] |
| | | **◆家族介護支援事業**<br>虐待防止や在宅介護の継続に欠かせない家族介護者の精神的・身体的負担軽減に資する事業を行う。 | ■高齢者見守りサポーター派遣事業　[61]<br>■家族介護慰労金支給事業　[68] |
| | | **◆その他(自立支援)**<br>高齢者の自立を支援するための福祉サービスを提供する。 | ■軽度認知障害対策推進事業　[56]<br>■認知症啓発促進事業　[62]<br>■認知症介護研修事業　[64]<br>■徘徊高齢者等SOSネットワークシステム　[65]<br>■徘徊高齢者等位置探索サービス[66]<br>■成年後見制度利用支援事業　[71]<br>■高齢者住宅等安心確保事業　[90]<br>■心配ごと相談所運営委託事業［107］<br>■生活支援ショートステイ事業［134］<br>■訪問給食サービス　[135]<br>■在宅高齢者等おむつ給付サービス事業　[137]<br>■住宅改修支援事業　[151]<br>■福祉用具等利用促進事業<br>■高齢者支援関係者のためのストレスマネジメント事業 |

注1）※印は、再掲。
注2）［　］は、計画書における事業番号。

## ■ 第４期　地域支援事業の見込み量

| ○介護予防事業 | | 単位 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 特定高齢者 | 介護予防のための生活機能評価実施事業　［11］ | 人／年 | 191,659 | 195,426 | 199,213 |
| | 通所型介護予防事業　［13］ | 人／年 | 1,100 | 1,100 | 1,100 |
| | 訪問等による介護予防支援事業　［14］ | 人／年 | 4,945 | 5,553 | 6,197 |
| | 高齢者地域交流支援通所事業　［15］ | 人／年 | 750 | 750 | 750 |
| 一般高齢者 | 健康マイレージ事業　［1］ | 人／年 | 20,000 | 28,000 | 36,000 |
| | 百万人の介護予防事業　［9］ | 人／年 | 7,450 | 8,800 | 10,750 |
| | 介護予防に関する普及・啓発事業　［10］ | ― | ― | ― | ― |
| | 高齢者のための筋力向上トレーニング啓発事業　［16］ | 人／年 | 840 | 840 | 840 |
| | お口の元気度アップ事業　［17］ | 人／年 | 8,500 | 8,500 | 8,500 |
| | 高齢者食生活改善事業　［18］ | 人／年 | 8,200 | 8,200 | 8,200 |
| | 元気でハツラツ健康アップ事業　［19］ | 箇所 | 33 | 40 | 47 |
| | 高齢者尿失禁予防事業　［20］ | 人／年 | 60 | 60 | 60 |
| | 認知症を予防するための心と体の健康づくり事業　［21］ | 人／年 | 740 | 760 | 770 |

| ○包括的支援事業 | | 単位 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地域包括支援センター運営事業　［12］ | | センター数 | 31 | 31 | 31 |
| 高齢者支援のための地域づくり事業※　［24］ | | 人／年 | 51,000 | 52,000 | 53,000 |
| 高齢者虐待防止事業　［69］ | | ― | ― | ― | ― |
| あんしん法律相談事業　［103］ | | 件／年 | 120 | 120 | 120 |
| 高齢者住宅相談事業※　［104］ | | 件／年 | 400 | 400 | 400 |
| 高齢者排泄相談事業※　［105］ | | 人／年 | 300 | 300 | 300 |
| 介護保険相談事業 | 介護サービス相談員派遣事業　［106］ | 箇所 | 130 | 140 | 150 |
| 北九州市高齢者介護の質の向上委員会　［131］ | | ― | ― | ― | ― |

| ○任意事業 | | 単位 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 認知症啓発・対策推進事業 | 軽度認知障害対策推進事業　［56］ | 人／年 | 500 | 500 | 500 |
| | 高齢者見守りサポーター派遣事業　［61］ | 人／年 | 30 | 40 | 50 |
| | 認知症啓発促進事業　［62］ | 人／年 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| | 徘徊高齢者等ＳＯＳネットワークシステム　［65］ | 人／年 | 500 | 700 | 900 |
| | 徘徊高齢者等位置探索サービス　［66］ | 人／年 | 60 | 70 | 80 |
| 認知症介護研修事業　［64］ | | 人／年 | 410 | 420 | 430 |
| 家族介護慰労金支給事業　［68］ | | 人／年 | 20 | 20 | 20 |
| 成年後見制度利用支援事業　［71］ | | 件／年 | 14 | 14 | 14 |
| 高齢者住宅等安心確保事業　［90］ | | 戸 | 262 | 262 | 262 |
| 心配ごと相談所運営委託事業　［107］ | | ― | ― | ― | ― |
| 介護保険適正化事業 | 介護サービス従事者への研修　［116］ | 人／年 | 3,800 | 3,900 | 4,000 |
| | 市民への広報・周知（給付費通知）　［117］ | 人／年 | 37,395 | 38,559 | 40,059 |
| | 潜在的有資格者への就労支援　［128］ | 人／年 | 180 | 180 | 180 |
| 生活支援ショートステイ事業　［134］ | | ― | ― | ― | ― |
| 訪問給食サービス※　［135］ | | 食／年 | 230,000 | 230,000 | 230,000 |
| 在宅高齢者等おむつ給付サービス事業　［137］ | | 人／月 | 2,100 | 2,200 | 2,300 |
| 住宅改修支援事業　［151］ | | 件／年 | 120 | 120 | 120 |
| 福祉用具等利用促進事業 | | ― | ― | ― | ― |
| 高齢者支援関係者のためのストレスマネジメント事業 | | ― | ― | ― | ― |

**注1）※印は、延べ数。**

**注2）［　］は、計画書における事業番号。**

## << 介護保険の費用と保険料 >>

### 1 介護保険の保険給付費等の見込み

介護サービスの利用見込みを基に、平成21～23年度の保険給付費を約2,042億円、地域支援事業費を約58億円、合計で約2,100億円を見込んでいます。

| 区分 | | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 保険給付費 | | 650億円 | 679億円 | 713億円 | 2,042億円 |
| 地域支援事業費 | | 19億円 | 19億円 | 20億円 | 58億円 |
| | 介護予防事業 | 6億円 | 6億円 | 7億円 | 19億円 |
| | 包括的支援・任意事業 | 13億円 | 13億円 | 13億円 | 39億円 |
| 計 | | 669億円 | 698億円 | 733億円 | 2,100億円 |

### 2 保険給付費等の費用負担

介護保険のサービスに係る費用（保険給付費）は、利用者の1割負担を除いて、残りの9割が保険から給付され、その財源は、保険料と公費（税金）で賄われています。

公費は国、県、市で負担し、保険料は第1号被保険者及び第2号被保険者で負担します。

このうち、第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料で負担する割合は、平成21年度から人口比により原則20%となりますが、75歳以上の高齢者の割合や所得分布によって変動します。

地域支援事業費は、各年度の保険給付費の３%以内で行うこととされています。

【 介護給付費と地域支援事業費の負担割合 】

| 支出区分 | | 国 | 県 | 市 | 第1号 | 第2号 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 保険給付費 | 居宅給付費 | 約25% | 12.5% | 12.5% | 約20% | 30% |
| | 施設等給付費 | 約20% | 17.5% | 12.5% | 約20% | 30% |
| 地域支援事業費 | 介護予防事業 | 25% | 12.5% | 12.5% | 20% | 30% |
| | 包括的支援事業・任意事業 | 40% | 20% | 20% | 20% | － |

(注1)施設等給付費とは、県が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設に係る給付費

(注2)居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費

## 3　第１号被保険者の介護保険料

平成 21～23 年度の第４期介護保険料の設定にあたっては、被保険者の収入等の負担能力に応じたものとなるよう、保険料段階をきめ細かく設定しています。

### （１）介護保険料の段階設定

第４期保険料の段階設定は、これまでの９段階を基本として、税制改正に伴う激変緩和の終了などに配慮し、現行の第 4 段階（本人は市民税非課税で家族に市民税課税者がいる場合）のうち、公的年金収入等が 80 万円以下の人について、新たにより低い保険料段階を設定し、全体で１０段階とします。

### （２）国の特別対策による保険料の上昇抑制（介護従事者処遇改善臨時特例交付金）

介護従事者の処遇改善を図るため、平成 21 年度からの介護報酬が増額改定（プラス３％）されます。これに伴い保険料が上昇するため、上昇分の半分程度を国が負担する特別対策（介護従事者処遇改善臨時特例交付金）が実施されます。

この交付金（約 6 億円）を活用して、本市では、３年間保険料の上昇を抑えることとします。

### （３）介護給付準備基金（第３期保険料剰余）の取り扱い

本市では、第３期（平成 18～20 年度）にサービス利用実績が計画を下回ったことなどから、第 1 号被保険者の保険料剰余を積み立てる介護給付準備基金は、平成 20 年度末には 35 億円程度となると見込まれます。

一方、高齢化の進展に伴い、今後も介護保険のサービス利用者は増加が見込まれ、費用も増大することが予測されるため、基金の半分（18 億円）を取り崩して第４期保険料の引き下げに使い、残りは第４期の保険料が不足した場合の財源や、第５期の保険料上昇の緩和のための財源に活用します。

### （４）第１号被保険者の第４期介護保険料（基準額）の算定

第 1 号被保険者の介護保険料は、保険給付費・地域支援事業費を基に決定されます。このため、保険料は介護サービスの利用量等に応じて決まることとなり、介護サービスの利用者が増えれば、保険料も増えることとなります。

第 1 号被保険者が負担する費用等をもとに、国の特別対策や介護給付準備基金を保険料財源として活用することで、第１号被保険者の第 4 期保険料（基準額）は、月額 4,450 円となります。（国の特別対策により約 80 円、介護給付準備基金の活用により約 220 円、あわせて 300 円の引き下げとなっています。）

【第 1 号被保険者保険料（基準額：月額）の算定方法】

$$\frac{\text{（３年間の保険給付費・地域支援事業費の見込み）×第 1 号被保険者の負担割合}}{\text{負担割合で補正した３年間の被保険者数}} \div 12\text{ 月}$$

【　第１号被保険者の第４期介護保険料（平成２１～２３年度）　】

| 段階 | 料率 | 対　　象 | 年間保険料額<br>(月額) |
|---|---|---|---|
| 第１段階 | 基準額×0.5 | 生活保護受給者等 | 26,700 円<br>（約 2,230 円） |
| 第２段階 | 基準額×0.6 | 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人 | 32,040 円<br>（2,670 円） |
| 第３段階 | 基準額×0.75 | 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円超の人 | 40,050 円<br>（約 3,340 円） |
| 第４段階<br>（特例段階） | 基準額×0.9 | 市民税非課税の人(世帯の中に課税者がいる場合)<br>年金収入等８０万円以下 | 48,060 円<br>（約 4,010 円） |
| 第４段階 | 基準額 | 市民税非課税の人(世帯の中に課税者がいる場合)<br>年金収入等８０万円超 | 53,400 円<br>（4,450 円） |
| 第５段階 | 基準額×1.15 | 市民税課税で合計所得金額が 147 万円未満の人 | 61,410 円<br>（約 5,120 円） |
| 第６段階 | 基準額×1.25 | 市民税課税で合計所得金額が<br>147 万円以上 200 万円未満の人 | 66,750 円<br>（約 5,570 円） |
| 第７段階 | 基準額×1.5 | 市民税課税で合計所得金額が<br>200 万円以上 300 万円未満の人 | 80,100 円<br>（約 6,680 円） |
| 第８段階 | 基準額×1.75 | 市民税課税で合計所得金額が<br>300 万円以上 400 万円未満の人 | 93,450 円<br>（約 7,790 円） |
| 第９段階 | 基準額×2.0 | 市民税課税で合計所得金額が 400 万円以上の人 | 106,800 円<br>（8,900 円） |

## 4　本市独自の保険料の負担軽減制度

本市では市独自の低所得者対策として、非課税世帯のうち生活が著しく困難で、介護保険料の支払いが難しく一定の要件に該当する場合、申請により保険料を減額する制度を実施しています。

第４期においても引き続き実施するとともに、高齢者の生活実態等を勘案し、資産要件を下記のとおり緩和します。

**(1)**主な要件

保険料段階が第２段階、第３段階の人で、以下のすべての要件に該当する人が対象。

| | |
|---|---|
| 収入 | ○前年の世帯全員の収入が収入基準額以下であること。<br>※一人世帯の場合　96 万円＋家賃負担額（家賃限度額 37.8 万円） |
| 資産 | ○居宅用以外の土地及び家屋を世帯全員が所有していないこと。<br>○世帯全員の預貯金等が 200 万円以下であること。<br>※家賃負担の有無に関係なし |
| 扶養 | ○他の世帯の人から扶養されていないこと。 |

**(2)軽減内容**

第２段階（月額 2,670 円）、第３段階（月額約 3,340 円）の保険料を、第１段階相当額（月額約 2,230 円）まで軽減します。

# 資料

## Ⅰ 「第二次高齢者支援計画」策定の経緯

## １．第二次北九州市高齢者支援計画策定委員会委員名簿

（５０音順・敬称略）

| 委員名 | 所属・役職名 |
|---|---|
| 井田　能成 | 小倉蒲生病院病院長<br>（北九州市高齢者介護の質の向上委員会　認知症対策専門委員長） |
| 伊藤　直子 | 西南女学院大学保健福祉学部教授<br>（北九州市高齢者介護の質の向上委員会　尊厳擁護専門委員長） |
| 井邑　　勝 | 市民委員【公募】 |
| 岩科　健一 | 生涯現役夢追塾理事 |
| 小川　守盛 | 北九州市民生委員児童委員協議会副会長 |
| 小金丸　史隆 | 北九州市医師会理事 |
| 小見　彰 | 北九州市社会福祉協議会常務理事 |
| 高田　芳信 | 老いを支える北九州家族の会世話人代表 |
| 田代 久美枝 | 市民委員【公募】 |
| 冨安　兆子 | 高齢社会をよくする北九州女性の会代表<br>（北九州市高齢者介護の質の向上委員会副委員長） |
| ◎中野　昌治 | 福岡県弁護士会北九州支部高齢者・障害者委員会委員長<br>（北九州市高齢者介護の質の向上委員会委員長） |
| ○中村　久美 | 北九州市老人クラブ連合会副会長・女性部長 |
| 橋元　　隆 | 九州リハビリテーション大学校副学校長<br>（北九州市高齢者介護の質の向上委員会<br>地域包括支援センター及び介護予防評価専門委員長） |
| 舟谷　文男 | 産業医科大学医学部教授<br>（北九州市高齢者介護の質の向上委員会　地域密着型指定専門委員長） |

〔全１４名〕

◎委員長、○副委員長

## ２．第二次北九州市高齢者支援計画策定委員会での検討状況

**第１回　策定委員会（平成 20 年 6 月 5 日）**

- 正・副委員長の選出
- （仮称）「新北九州市高齢者支援計画」の策定について
- 平成 19 年度「介護予防に関する実態調査」及び「高齢者等実態調査」の調査結果について
- 福岡県地域ケア体制整備構想について
- 介護保険制度に係る国等の動き
- 地域福祉のネットワークの充実・強化について

**第２回　策定委員会（平成 20 年 7 月 31 日）**

- 介護保険の実施状況及び国の指針について
- 第４期介護保険料の設定における検討事項について
- 現行計画の成果を踏まえた新計画の課題（意見交換）

**第３回　策定委員会（平成 20 年 10 月 21 日）**

- 第２回策定委員会での委員意見及び計画素案作成に向けた「意見を聴く会」での意見等について
- 介護保険サービス意向調査の報告について
- 計画の理念及び基本目標等について
- 第４期介護保険料について

**第４回　策定委員会（平成 20 年 12 月 15 日）**

- 計画書案の中間まとめについて
  - 第 3 回第二次北九州市高齢者支援計画策定委員会で出された意見について
  - 高齢者支援計画に係る議会での主な意見
  - 第二次北九州市高齢者支援計画（案）について
  - 第二次北九州市高齢者支援計画において充実・強化する施策

  ［※北九州市高齢者介護の質の向上委員会での議論を踏まえ、計画案を作成］
- 介護保険事業計画について
  - 要介護認定者数等の見込みと基盤整備について
  - 地域支援事業について
  - 保険料及び利用料の負担軽減について

**第５回　策定委員会（平成 21 年 1 月 14 日）**

- 事務局素案のまとめについて
- 介護保険事業計画について
  - 第４期介護保険料について
  - 保険料及び利用料の負担軽減について

**第６回　策定委員会（平成 21 年 3 月 19 日）**

- 市民意見募集の結果について
- 「第二次北九州市高齢者支援計画」（最終案）について
- 介護保険事業計画について
  - 第４期介護保険料について

## ３．計画策定のための各種調査の実施

### （１） 平成 19 年度北九州市高齢者等実態調査

① 調査の目的

北九州市に在住する高齢者等の保健福祉に関する意識や新たなニーズを把握することで、今後の高齢社会施策を進めるうえでの基礎資料を得ることを目的として実施しました。

② 調査対象者及び回収率など

| 対象者 | 対象者数 | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|
| 一般高齢者 | 2,000 人 | 1,452 人 | 72.6% |
| 在宅（要支援・要介護）高齢者 | 2,500 人 | 1,484 人 | 59.4% |
| 施設入所高齢者 | 600 人 | 365 人 | 60.8% |
| 若年者（40～64 歳） | 2,000 人 | 1,171 人 | 58.6% |
| 合　　計 | 7,100 人 | 4,472 人 | 63.0% |

※一般高齢者、在宅（要支援・要介護）高齢者、若年者は郵送による配布回収。
施設入所高齢者は市職員などによる訪問面接。

③ 調査期間（調査基準日）

平成 19 年 11 月 1 日～平成 19 年12 月 17 日（平成 19 年 10 月 1 日）

### （２） 平成 19 年度北九州市介護予防に関する実態調査

① 調査の目的

介護予防事業、地域包括支援センター及び介護保険制度に関する高齢者の意識・ニーズを把握することで、高齢者が住みなれた地域で自分らしくいきいきと生活できるような施策を推進するための基礎資料を得ることを目的として実施しました。

② 調査対象者及び回収率など

| 対象者 | 対象者数 | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|
| 高齢者（未申請、非該当、要支援１、要支援２、要介護１） | 8,000 人 | 4,310 人 | 54.3% |

※郵送による配布回収。

③ 調査期間(調査基準日)

平成 19 年 11 月 16 日～平成 19 年 12 月 14 日(平成 19 年 10 月 1 日)

### （３） 介護保険サービス意向調査

① 調査の目的

北九州市内の介護サービス事業を運営している法人に対し、今後の事業展開等についての意向や、事業運営上の課題等について状況を把握することを目的として実施しました。

② 調査対象及び回収率など

| 対象者 | 対象者数 | 回収数 | 回収率 |
|---|---|---|---|
| 介護サービス事業所（法人単位） | 611 件 | 428 件 | 70.0% |

※郵送による配布、ファックスによる回収。

③ 調査期間(調査基準日)

平成 20 年 7 月 14 日～平成 20 年 7 月 31 日（平成 20 年 6 月 1 日）

## ４．計画策定に向けた「意見を聴く会」の実施

『第二次北九州市高齢者支援計画』の策定にあたり、市民や関係団体の意見や提案を計画に反映させるため、素案を作成する前に、「意見を聴く会」を開催しました。

いただいた意見などは、「第二次北九州市高齢者支援計画策定委員会」において議論し、計画に反映しています。

### （１） 市民の意見を聴く会

**① 開催場所など**

| 区 | 開催場所 | 日程 | 参加人数 |
|---|---|---|---|
| 門　司 | 門司生涯学習センター　第１会議室 | ８月　７日（木） | ４１人 |
| 小倉北 | 総合保健福祉センター　講堂 | ８月１１日（月） | ４１人 |
| 小倉南 | 小倉南生涯学習センター　３Ｆ会議室 | ８月１９日（火） | ２１人 |
| 若　松 | 若松市民会館　小ホール | ８月２０日（水） | ４１人 |
| 八幡東 | レインボープラザ　７１会議室 | ８月２２日（金） | ２１人 |
| 八幡西 | 八幡西生涯学習センター　視聴覚室 | ８月　６日（水） | ５１人 |
| 戸　畑 | ウェルとばた　多目的ホール | ８月１８日（月） | ８０人 |
| 計　７ヵ所 | | | ２９６人 |

**② 意見・提案数**　　１３８件

### （２） 関係団体の意見を聴く会

**① 開催場所など**

| 開催場所 | 日程 | 参加団体数 | 参加人数 |
|---|---|---|---|
| ウェルとばた　多目的ホール | ８月２１日（木） | １６団体 | ２７人 |
| 総合保健福祉センター　講堂 | ８月２５日（月） | ９団体 | １７人 |
| 総合保健福祉センター　講堂 | ８月２５日（月） | １９団体 | ３５人 |
| 計　３ヵ所 | | ４４団体 | ７９人 |

**② 意見・提案数**　　７５件

## ５．計画素案に対する市民意見の募集

（１） 意見募集期間　　平成 21 年 1 月 23 日～平成 21 年 2 月 20 日

（２）ＰＲ方法　　①市政だより掲載（平成 21 年 1 月 1 日号）
②北九州市ホームページなどへの掲載
③報道機関への情報提供
④概要版及び素案の配布
⑤市民説明会（７回）
⑥関係団体説明会（２回）

（３）開催場所など

①市民説明会

| 区 | 場　　所 | 日　程 | 参加人数 |
|---|---|---|---|
| 門　司 | 門司生涯学習センター　　第１会議室 | ２月　４日（水） | ３７人 |
| 小倉北 | 総合保健福祉センター　　講堂 | １月２３日（金） | ３４人 |
| 小倉南 | 小倉南生涯学習センター　　視聴覚室 | １月２７日（火） | ３７人 |
| 若　松 | 若松生涯学習センター　　視聴覚室 | ２月　６日（金） | ２８人 |
| 八幡東 | レインボープラザ　　７１会議室 | １月３０日（金） | ３８人 |
| 八幡西 | 八幡西生涯学習センター　　視聴覚室 | １月２９日（木） | ３０人 |
| 戸　畑 | ウェルとばた　　多目的ホール | １月２６日（月） | ２４人 |
| 計　７ヵ所 | | | ２２８人 |

②関係団体説明会

| 場　　所 | 日　時 | 参加団体 | 参加人数 |
|---|---|---|---|
| ウェルとばた　多目的ホール | １月２８日（水） | １５団体 | ３０人 |
| ムーブ　　大セミナールーム | ２月　５日（木） | １４団体 | ３９人 |
| 計　２ヵ所 | | ２９団体 | ６９人 |

**（4）提出意見件数**　　８８件（５７人）

**＜内訳＞**

| 分類名 | 件数 | 主な意見内容 |
|---|---|---|
| 計画全体的なもの | ９件 | 計画のＰＲ、評価など |
| 健康づくり･介護予防の総合的な推進 | 6 件 | 地域交流型デイサービス、健康マイレージ事業など |
| 活動的で充実した生活の支援 | 4 件 | 高齢者の生きがいづくりなど |
| 認知症対策の充実・強化 | 9 件 | 認知症サポーター、軽度認知障害など |
| 虐待防止・権利擁護の推進 | ３件 | 虐待予防のための研修について |
| 高齢者の地域社会への参加支援 | １６件 | 市民センターでの活動、老人クラブ活動、ボランティアなど |
| 地域における安全・安心の確保 | ８件 | 地域の見守り、いのちをつなぐネットワーク事業など |
| 高齢者にわかりやすい仕組みづくり | 7 件 | 地域包括支援センターの人員配置など |
| 介護保険制度の円滑な実施 | 8 件 | 介護保険料、介護人材など |
| 高齢者を支えるサービスの充実 | １５件 | 在宅医療、医療と福祉の連携、施設整備など |
| その他 | ３件 | |

**（5）計画への反映**

| 分　類　名 | 件　数 | 割　合 |
|---|---|---|
| １．計画に掲載済<br>（既に実施中・計画期間中に実施予定など） | 43 件 | 48.9% |
| ２．一部計画に掲載済<br>（一部は計画期間中に検討など） | 28 件 | 31.8% |
| ３．計画の修正あり<br>（計画期間中に新たに実施予定など） | 3 件 | 3.4% |
| ４．計画の修正なし<br>（計画期間中に実施予定なしなど） | 10 件 | 11.4% |
| ５．その他<br>（計画内容とは関連なしなど） | 4 件 | 4.5% |
| 合　計 | 88 件 | 100% |

# 資料

## Ⅱ　介護保険制度について

# １．介護保険制度の概要

介護保険制度は、介護が必要になっても、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、介護が必要な人を社会のみんなで支えあう仕組みとして、平成 12 年 4 月に始まりました。

40 歳以上の人が加入して保険料を納め、介護が必要な時は、保険を利用して費用の 1 割負担で介護保険サービスが受けられます。

## （1）運営主体

制度の運営主体（保険者）は市町村です。国は、制度全体の仕組みづくりなどを行い、県は保険者などの適正な事業運営のための助言・指導を行います。

## （2）被保険者

介護保険には 40 歳以上の人が加入します。

○　第 1 号被保険者・・・65 歳以上の人

○　第 2 号被保険者・・・40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者

## （3）保険料について

| | 第 1 号被保険者<br>（65 歳以上） | 第 2 号被保険者<br>（40 歳以上 65 歳未満） |
|---|---|---|
| 保険料の設定 | ・所得段階別に市町村ごとに設定 | ・加入している医療保険の算定方法に基づいて設定 |
| 保険料の支払方法 | ・老齢、退職、遺族、障害年金が年額 18 万円以上の人は年金から天引き<br>・上記以外の人は市町村へ個別に支払い | ・医療保険料とあわせて支払い |

## （4）介護給付、予防給付、介護予防事業（地域支援事業）を利用できる人

| | | 第 1 号被保険者<br>（65 歳以上） | 第 2 号被保険者<br>（40 歳以上 65 歳未満） |
|---|---|---|---|
| 介護給付の対象者 | | 【要介護１～５】 | |
| | | 寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする人。 | 加齢に伴う特定の病気（16 種類＊）により、要介護状態になった人。 |
| 予防給付の対象者 | | 【要支援１・２】 | |
| | | 日常生活を営むうえで、支援が必要で、適切にサービスを利用すれば改善する見込みの高い人。 | 加齢に伴う特定の病気（16 種類＊）により、要支援状態になった人。 |
| 介護予防事業の対象者 | 特定高齢者 | 生活機能の低下が見られ、要支援・要介護状態になるおそれのある 65 歳以上の人 | |
| | 一般高齢者 | 65 歳以上のすべての人 | 介護予防支援の活動に関わる人 |

＊【加齢に伴う 16 種類の病気】

①がん末期②関節リウマチ③筋萎縮性側索硬化症④後縦靭帯骨化症⑤骨折を伴う骨粗鬆症⑥初老期における認知症⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病⑧脊髄小脳変性症⑨脊柱管狭窄症⑩早老症⑪多系統萎縮症⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症⑬脳血管疾患⑭閉塞性動脈硬化症⑮慢性閉塞性肺疾患⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## 2． サービス利用までの流れ

## ３．地域包括支援センター一覧表

| 区 | № | 設置場所、電話番号 | | | 担当地域（小学校区） |
|---|---|---|---|---|---|
| 門司 | 1 | 区役所松ヶ江出張所 | 吉志新町二丁目１番１号 | TEL 0120-049233 | 伊川、大積、白野江、柄杓田、松ヶ江北、松ヶ江南 |
| | 2 | 錦町市民センター | 清滝三丁目５番５号 | TEL 0120-283233 | 小森江東、田野浦、港が丘、門司海青、門司中央 |
| | 3 | 門司区医師会館 | 小森江三丁目１２番１１号 | TEL 0120-329233 | 小森江西、大里東、大里南、大里柳、 西門司、萩ヶ丘、藤松 |
| 小倉北 | 1 | 足原市民センター | 足原二丁目８番３号 | TEL 0120-079033 | 足原、霧丘、桜丘、寿山、富野 |
| | 2 | 小倉医師会館 | 中島一丁目１９番１７号 | TEL 0120-127033 | 藍島、足立、貴船、小倉中央、三郎丸、中島 |
| | 3 | 生涯学習総合センター | 大門一丁目６番４３号 | TEL 0120-259033 | 到津、井掘、北小倉、中井、西小倉、日明 |
| | 4 | 清水市民センター | 弁天町６番５号 | TEL 0120-853033 | 泉台、今町、清水、南丘、南小倉 |
| 小倉南 | 1 | 区役所曽根出張所 | 下曽根四丁目２２番１号 | TEL 0120-349433 | 朽網、曽根、曽根東、田原、貫、東朽網 |
| | 2 | 葛原市民センター | 葛原本町三丁目４番３４号 | TEL 0120-794433 | 葛原、高蔵、沼、湯川、吉田 |
| | 3 | 小倉南生涯学習センター | 若園五丁目１番５号 | TEL 0120-803433 | 北方、城野、横代、若園 |
| | 4 | 志井市民センター | 大字志井２７９番地 | TEL 0120-086533 | 企救丘、広徳、志井、徳力、長尾、守恒 |
| | 5 | 区役所両谷出張所 | 徳吉西三丁目７番１号 | TEL 0120-189533 | 市丸、合馬、長行、新道寺、すがお |
| 若松 | 1 | 若松区医師会館 | 藤ノ木二丁目１番２９号 | TEL 0120-192133 | 赤崎、小石、修多羅、深町、藤木、古前、若松中央 |
| | 2 | 区役所島郷出張所 | ※<br>大字畠田933－3[仮庁舎] | TEL 0120-259133 | 青葉、江川、鴨生田、高須、花房、二島 |
| 八幡東 | 1 | 祝町市民センター | 宮の町二丁目２番１０号 | TEL 0120-719133 | 祝町、枝光、高槻、高見、槻田、ひびきが丘 |
| | 2 | 八幡医師会館 | 平野二丁目１番１号 | TEL 0120-835133 | 大蔵、河内、皿倉、花尾、八幡 |
| 八幡西 | 1 | 区役所折尾出張所 | 光明一丁目９番２２号 | TEL 0120-379733 | 赤坂、浅川、医生丘、折尾東、本城、光貞 |
| | 2 | 八枝市民センター | 八枝三丁目８番１号 | TEL 0120-512733 | 永犬丸、永犬丸西、折尾西、則松、八枝 |
| | 3 | 青山市民センター | 青山二丁目１番３号 | TEL 0120-618733 | 青山、穴生、熊西、竹末、萩原、引野 |
| | 4 | 黒崎市民センター | 藤田四丁目１番１号 | TEL 0120-729733 | 黒崎中央、黒畑、筒井、鳴水 |
| | 5 | 区役所上津役出張所 | 下上津役四丁目８番１号 | TEL 0120-059833 | 大原、上津役、塔野、中尾、八児 |
| | 6 | 区役所八幡南出張所 | 茶屋の原一丁目６番１号 | TEL 0120-139833 | 池田、香月、楠橋、木屋瀬、千代、星ヶ丘 |
| 戸畑 | 1 | ウェルとばた | 汐井町１番６号 | TEL 0120-209833 | あやめが丘、戸畑中央、中原 |
| | 2 | 戸畑区医師会館別館 | 正津町２番４号 | TEL 0120-199533 | 一枝、大谷、鞘ヶ谷、天籟寺、牧山 |

※平成２１年７月頃に新庁舎「鴨生田二丁目１番１号」に移転

# 資料

## Ⅲ　日常生活圏域ごとの必要利用定員等

## １． 地域密着型サービス（施設・居住系）の必要利用定員

| | 地域密着型介護老人福祉施設（人／月）（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム） | | | | | 認知症対応型共同生活介護（人／月）（認知症高齢者グループホーム） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 増加量 | 20 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 増加量 |
| 門　司 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 27 | 27 | 45 | 45 | 18 |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 | 18 | 36 | 63 | 45 |
| 3 | 29 | 29 | 29 | 29 | 0 | 51 | 54 | 90 | 108 | 57 |
| 小倉北 1 | 0 | 0 | 29 | 29 | 29 | 52 | 52 | 70 | 70 | 18 |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 54 | 54 | 54 | 72 | 18 |
| 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 45 | 45 | 45 | 63 | 18 |
| 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 90 | 90 | 90 | 90 | 0 |
| 小倉南 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 135 | 135 | 135 | 135 | 0 |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 81 | 81 | 81 | 81 | 0 |
| 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 61 | 63 | 63 | 63 | 2 |
| 4 | 29 | 29 | 29 | 29 | 0 | 50 | 53 | 53 | 53 | 3 |
| 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 54 | 54 | 54 | 54 | 0 |
| 若　松 1 | 29 | 29 | 29 | 29 | 0 | 63 | 63 | 63 | 63 | 0 |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 90 | 90 | 90 | 90 | 0 |
| 八幡東 1 | 29 | 29 | 29 | 29 | 0 | 72 | 72 | 72 | 90 | 18 |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 36 | 36 | 54 | 72 | 36 |
| 八幡西 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 99 | 99 | 99 | 99 | 0 |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 36 | 36 | 36 | 54 | 18 |
| 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 72 | 72 | 72 | 72 | 0 |
| 4 | 0 | 0 | 29 | 29 | 29 | 27 | 27 | 45 | 45 | 18 |
| 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 45 | 45 | 45 | 63 | 18 |
| 6 | 20 | 29 | 29 | 29 | 9 | 96 | 96 | 96 | 96 | 0 |
| 戸　畑 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 70 | 70 | 70 | 70 | 0 |
| 2 | 29 | 29 | 29 | 29 | 0 | 45 | 45 | 45 | 45 | 0 |
| 合　計 | 165 | 174 | 232 | 232 | 67 | 1,469 | 1,477 | 1,603 | 1,756 | 287 |

## ２． 地域密着型サービス利用量の見込み

### （1）在宅系サービス

| | 小規模多機能型居宅介護(人／月) | | | 認知症対応通所介護(回／月) | | | 夜間対応型訪問介護(人／月) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 |
| 門　司1 | 4 | 4 | 5 | 174 | 180 | 187 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 6 | 7 | 8 | 276 | 285 | 296 | 1 | 2 | 2 |
| 3 | 11 | 12 | 13 | 468 | 484 | 503 | 2 | 3 | 4 |
| 小倉北1 | 7 | 8 | 8 | 305 | 315 | 328 | 2 | 2 | 3 |
| 2 | 7 | 8 | 9 | 318 | 328 | 342 | 2 | 2 | 3 |
| 3 | 7 | 7 | 8 | 294 | 303 | 315 | 1 | 1 | 2 |
| 4 | 7 | 7 | 8 | 296 | 306 | 318 | 1 | 2 | 2 |
| 小倉南1 | 7 | 8 | 9 | 310 | 320 | 333 | 2 | 2 | 3 |
| 2 | 7 | 8 | 8 | 304 | 314 | 327 | 1 | 2 | 3 |
| 3 | 6 | 6 | 7 | 253 | 261 | 272 | 1 | 2 | 2 |
| 4 | 7 | 8 | 9 | 308 | 318 | 330 | 2 | 2 | 3 |
| 5 | 3 | 3 | 3 | 120 | 124 | 129 | 1 | 1 | 1 |
| 若　松1 | 9 | 10 | 11 | 405 | 418 | 435 | 2 | 3 | 3 |
| 2 | 5 | 6 | 7 | 240 | 248 | 258 | 1 | 2 | 2 |
| 八幡東1 | 8 | 8 | 9 | 342 | 353 | 367 | 2 | 2 | 3 |
| 2 | 7 | 8 | 9 | 314 | 324 | 337 | 2 | 2 | 3 |
| 八幡西1 | 7 | 8 | 9 | 324 | 334 | 348 | 2 | 2 | 3 |
| 2 | 7 | 8 | 8 | 307 | 317 | 330 | 2 | 2 | 3 |
| 3 | 5 | 6 | 6 | 231 | 239 | 248 | 1 | 2 | 2 |
| 4 | 5 | 6 | 6 | 223 | 230 | 240 | 1 | 1 | 2 |
| 5 | 7 | 8 | 9 | 317 | 328 | 341 | 2 | 2 | 3 |
| 6 | 7 | 7 | 8 | 296 | 306 | 318 | 1 | 2 | 3 |
| 戸　畑1 | 5 | 6 | 7 | 242 | 249 | 259 | 1 | 2 | 2 |
| 2 | 5 | 5 | 6 | 221 | 228 | 237 | 1 | 1 | 2 |
| 合計 | 156 | 172 | 190 | 6,888 | 7,112 | 7,398 | 35 | 45 | 60 |

### （2）施設・居住系サービス

| | 地域密着型介護老人福祉施設(人／月) | | | 認知症対応型共同生活介護(人／月) | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 |
| 門　司1 | 0 | 0 | 0 | 27 | 45 | 45 |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 18 | 36 | 61 |
| 3 | 25 | 26 | 29 | 53 | 90 | 105 |
| 小倉北1 | 0 | 23 | 28 | 51 | 70 | 70 |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 53 | 54 | 69 |
| 3 | 0 | 0 | 0 | 45 | 45 | 61 |
| 4 | 0 | 0 | 0 | 89 | 89 | 89 |
| 小倉南1 | 0 | 0 | 0 | 133 | 134 | 134 |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 80 | 81 | 81 |
| 3 | 0 | 0 | 0 | 62 | 63 | 63 |
| 4 | 25 | 26 | 29 | 52 | 53 | 53 |
| 5 | 0 | 0 | 0 | 53 | 54 | 54 |
| 若　松1 | 25 | 26 | 29 | 62 | 63 | 63 |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 89 | 90 | 90 |
| 八幡東1 | 25 | 26 | 29 | 71 | 72 | 87 |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 36 | 54 | 70 |
| 八幡西1 | 0 | 0 | 0 | 98 | 98 | 98 |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 36 | 36 | 51 |
| 3 | 0 | 0 | 0 | 71 | 72 | 72 |
| 4 | 0 | 22 | 28 | 27 | 45 | 45 |
| 5 | 0 | 0 | 0 | 45 | 45 | 61 |
| 6 | 24 | 26 | 28 | 95 | 96 | 96 |
| 戸　畑1 | 0 | 0 | 0 | 69 | 70 | 70 |
| 2 | 25 | 26 | 29 | 44 | 45 | 45 |
| 合　計 | 149 | 201 | 229 | 1,459 | 1,600 | 1,733 |

# 資料

# Ⅳ　用　語　解　説

＜用語解説＞

＜５０音順＞

| カタカナ語・専門用語など | | 解　　説 |
|---|---|---|
| ア行 | ＮＰＯ〔Non Profit Organization〕 | 非営利組織<br>政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間・の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。 |
| カ行 | カリキュラム | 教育内容を学習段階に応じて配列したもの。教育課程。 |
| | ケアプラン | 利用者の心身の状況やその置かれている環境に応じて、利用者の選択により、自分らしく生活するための具体的なサービスの種類や内容を計画すること。 |
| | ケアマネジメント | 利用者の選択により自分らしく生活するためのサービスを、総合的かつ効果的に提供するため、計画を立て、継続的に管理すること。 |
| | コミュニティ | 地域社会、共同体 |
| | コンセンサス | 異なる立場の意見が一致すること。 |
| | コールセンター | 電話による顧客対応の窓口業務を専門的に行う部署。顧客サポート、苦情対応などの業務がある。 |
| サ行 | サイクル | 循環過程。周期。 |
| | GPS〔Global Positioning System〕 | 人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステム。 |
| | スキル | 手腕。技量。また、訓練によって得られる、特殊な技能や技術。 |
| | スクリーニング | ふるいにかけて条件に合うものを選び出すこと。 |
| タ行 | 地域ケア | 高齢者や障害のある人などすべての人が、さまざまな地域資源（人的・物的・公的制度による支援やボランティアなどの非公式な支援）を活用し、住み慣れた地域で安心して生活できるようにすること。 |

| カタカナ語<br>・専門用語など | | 解　　説 |
|---|---|---|
| ナ行 | ニーズ | 生活上の欲求や要求 |
| ハ行 | バックアップ | 後方支援 |
| ハ行 | バリアフリー | 無障壁<br>誰にとっても支障なく活動できるように、様々な障壁が除去された生活環境。 |
| | フォローアップ | 追跡支援 |
| | ホスピタリティ | 心のこもったもてなし。手厚いもてなし。歓待。また、歓待の精神。 |
| マ行 | マッチング | 種類の異なったものを組み合わせること。 |
| | ミスマッチ | 不調和 |
| ラ行 | ライフスタイル | 生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。 |
| | リハビリテーション | 単なる機能回復訓練ではなく、心身に障害を持つ人々の全人間的復権を理念として、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促し、生活機能を高めるもの。 |
| ワ行 | ワンストップ窓口 | いろいろな相談を 1 ヵ所で一括して済ませる窓口。 |

第二次北九州市高齢者支援計画

平成２１年３月

北九州市保健福祉局総務部総務課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1-1
TEL：093-582-2497／FAX：093-582-2095